

第五回 帝國議會 貴族院議事速記錄

國立公文書館

分

類

3 E

(3) 10

卷之三

第十一類

一冊

架

一函

第十一類

一冊

# 議事速記録索引

## 内閣官報局

第五回

貴族院

真

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百一十

一百一十一

一百一十二

一百一十三

一百一十四

一百一十五

一百一十六

一百一十七

一百一十八

一百一十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

官報附錄 貴族院議事速記錄案

一一

官報附錄 貴族院議事速記錄索引

17

官報號外  
明治二十六年十一月三十日 木曜日 内閣官報局

內閣官宰局

○ 帝國議會貴於附議事送請欽第一號  
明治二十六年十一月二十九日(水曜日)午前九時三十五分

午前九時開議

シタル際、賜リマシタル勅語ニ對シ  
起草ヲ御委託ニナリマシタニ依ク

長於防諱等辭忌詞體恭  
呈文武天皇陛下ニ上奏ス

財政ヲ奉體シ大憲ノ條章ヲ恪遵シテ國家  
以テ

（侯爵蜂須賀茂韶君） 今一應讀ミ  
（再ヒ奉答文ヲ朗讀ス）

ジマス、然ラバ此通ニ決シマシテ胜  
掛リマス、次ニ閉會中ニ生ジマシタ  
ス、此中貴族院議員ノ異動ニ關ス。

弔辭ヲ贈ルコトハ此前ノ議會ニ於テ以テ弔辭ヲ呈シテ宜シト云フ事弔辭ヲ呈シテアリマス、是マデノ例

(有賀書記官明讀)

大藏省所管事務政府委員

陸軍省所管事務政府委員

海軍省所管事務政府委員

司法省所管事務政府委員

文部省所管事務政府委員

農商務省所管事務政府委員

遞信省所管事務政府委員

遞信省所管事務政府委員

遞信省所管事務政府委員

遞信省所管事務政府委員

遞信省所管事務政府委員

法律案及大藏省證券條例中改正法律案ヲ受領致シマシタ、子爵林友幸君安場

保和君尾輪三良君ノヨリ六十五名ノ賛成ヲ以テ府縣監獄費及府縣監獄建

築修繕費國庫支辨ニ關スル法律案ヲ提出セラレマシタ、伯爵清棲家教君村田

ノ幽ニ投票ヲ今一ツノ幽ニ名刺ヲ御差入ニナル様ニ致シタウゴザリマス

告ニ及ビマス、次ニ本日ノ議事日程第一全院委員長ノ選舉ニ取扱リマス、即

チ無名投票ヲ以テ選舉ニ相成リマス

○議長(侯爵蜂須賀茂留君) 是ヨリ投票ノタメニ氏名點呼ヲ行ヒマス、中央

ノ幽ニ投票ヲ今一ツノ幽ニ名刺ヲ御差入ニナル様ニ致シタウゴザリマス

(氏名點呼ヲ行フ)

○議長(侯爵蜂須賀茂留君) 投票ヲ終リマシタニ依テ直ニ開票致シマス

(書記官投票ヲ計算ス)

○議長(侯爵蜂須賀茂留君) 投票ノ結果ヲ御報告ニ及ビマス、投票總數百七

十一得票數合子爵百三十八、近衛公爵二十九、二條公爵一、徳川公爵一、淺野

侯爵一、夫ニ一ツ白紙ガ這入シテ居リマス是ハ無效ニナリマス、依シテ谷子爵ハ

多數ニ依テ當選ニナリマシタ議事日程第二常任委員ノ選舉日時ノ決定ニ移

リマス、是ハ昨年ノ例モゴザリマスニ依シテ是ヨリ直ニ各部ニ御退キニナリ

マシテ同時ニ常任委員ヲ御選舉ニ相成ルコトヲ望ミマス、夫ニテ別段御異議

ガナケレバ其事ニ致シマス

(異議ナシ異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(侯爵蜂須賀茂留君) 別段御異議ガナイト存ジマスニ依シテ是ヨリ各

部ニ御退キニナリマシテ選舉ニ御取扱リニ相成ルヤウニ希望致シマス一應

休憩

午前十時二十五分休憩

午後零時三十七分開議

朕貴族院ノ深厚ナル敬禮ヲ嘉ス

○議長(侯爵蜂須賀茂留君) 斯ノ如キ勅語カゴザイマシタ、次ニ本日尾崎三

真君、安場保和君ヨリ外國ニ輸出スル物品ニ關スル海關稅免除法律案ヲ四十

六名ノ賛成ヲ以テ提出ニ相成リマシタ、此段御報告ニ及ビマス、次ニ各部ニ於

キマシテ選舉ニナリマシタル常任委員當選者ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀致サ

セマス

(一同敬禮ス)

第一部分

朕貴族院ノ深厚ナル敬禮ヲ嘉ス

○議長(侯爵蜂須賀茂留君) 斯ノ如キ勅語カゴザイマシタ、次ニ本日尾崎三

真君、安場保和君ヨリ外國ニ輸出スル物品ニ關スル海關稅免除法律案ヲ四十

六名ノ賛成ヲ以テ提出ニ相成リマシタ、此段御報告ニ及ビマス、次ニ各部ニ於

キマシテ選舉ニナリマシタル常任委員當選者ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀致サ

セマス

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

官報號外 明治二十六年十二月二日 土曜日 内閣官報局

○第五回 貴族院議事速記録第二號

明治二十六年十二月一日(金曜日)午前十時三十二分開議

議事日程 第二號 明治二十六年十二月一日

午前十時開議

第一 公爵毛利元徳君請暇ノ件

第二 公爵島津忠義君請暇ノ件

第三 公爵島津忠濟君請暇ノ件

第四 侯爵尙泰君請暇ノ件

第五 侯爵四條隆謙君請暇ノ件

第六 侯爵菊亭修季君請暇ノ件

第七 侯爵徳川義禮君請暇ノ件

第八 松本順君請暇ノ件

第九 井芹典太君請暇ノ件

第十 大藏省證券條例中改正法律案(政府提出)

第十一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第十二 裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案(政府提出)

第十三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第十四 府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨

第一讀會

明治二十六年十一月二十八日

第一讀會

明治二十六年十一月二十八日

大藏大臣 渡邊國武

右 勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大藏大臣 伯爵伊藤博文

正ノ法案ハ至テ簡単ナ法文アリマスルガ、大ニ財政上ノ利害ニ關スル所ガ

アリマスルカラ一言致シテ置キマス、其要點ト申シマスルノハ御承知ノ通大藏省證券ハ會計年度ノ内デ歳出ガ歳入ニ先ダテ來ルコトガアル、即チ取ルベキ

歳入ハアルガ未ダ夫ハ取レヌケレドモ矢張歳出ハ支拂ハネバナラヌト云フトキニ一時ノ不足ヲ補フタメニ發行スル會計年度ノ内短期公債アリマス、其

期限ハ至テ短ク又其高セ定リノナイモノデゴザイマス、然ルニ從前ノ條例ニ依リマスルト三箇月六箇月九箇月トスウ云フ様ニ極マスルカラ、或ハ

二箇月必要ノ場合ニモ三箇月ノ證券ヲ發シナケレバナラズ、四箇月五箇月必

要ノ場合ニモ六箇月ノ證券ヲ發行シナケレバナラズ、七箇月八箇月必要ノ時ニモ九箇月ノ證券ヲ發行シナケレバナラズ、故ニ此期限ノアルタメニ必

要ノナイ證券ヲ發行シテ置イテ無益ノ利子ヲ國庫カラ拂ハネバナラムト云フ

コトニナリマス、テ寧ロはハ十二箇月以内必要ニ應シテ二箇月モ三箇月モ四箇月モ其必要ノ期限ニ從ツテ發行スルコトガ最モ必要デアル、勿論

近年ハ國庫ニ剩餘金ト云フモノガ澤山アリマスカラ大藏省證券ハ一向發シタコトハアリマセス、即チ今マデ左様ナ無益ノ利子ヲ拂クテ居ルコトハアリマ

セメケレドモ本年度ニ於テ剩餘金ノ處分ガ夫ト付キマスレバ大藏省證券ヲ發行スルコトニナルカモ計ヲレマセヌ、之ヲ發スルト舊條例ノ儘ニシテ置キマスルト前ニ申シマシタ通一箇月或ハ二箇月或ハ三箇月間無益ナ利子ヲ拂ハネバナラヌコトニナリマスルカラ十一箇月以内ニ限ヲ其期限ト云フモノハ必要ノ度合ニ依クテ長クモ短クモドヲラニアモ出來ル様ニ修正致シマシタノガ此修正案ノ大體ノ要領デゴザリマスルカラ、十分審議ヲ遂グフレテ通過セントヲ望ミマス

○議長(侯爵蜂須賀茂留君) 議事日程、第十一、本案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉ニ移リマス

○男爵小松行正君 本案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉ハ貴族院規則ノ第四十七條ニ依リマシテ議長ノ指命ニ委託ニナランコトヲ望ミマス

○男爵小澤武雄君 小松君ニ御尋ねフシマスガ、此議長ノ選舉ニイヤ委員ノ選舉ヲ議長ニ委託スルト云フノハドウ云フ理由ヲ以テ議長ニ託スルト云フ御發言デゴザイマスカ承リマス

○男爵小松行正君 本案ハ格別ニ事柄ニ於キマシテハ財政上ニ關シマスルコトデゴザイマスルガ併シ各部ニ於テ選バナラヌトコトヲ望ムノデゴザイマスニ故ニ議長ニ於テ御選定アランコトヲ望ムノデゴザイマス

○男爵小澤武雄君 今小松君カラ承ルト簡單デアル、且ツ議長ニ委託シテ此委員ヲ選シング方ガ宜カラウカラト云フコトデゴザイマシタガ、一體委員ノ選ビ方ハ此議場ニ於テスルノト各部ニ於テスルノト議長ニ託スルノト此三ツアリマスル、所ガ前議會ナドノ有様ヲ見ルト云フト頻ニ議長ニ託スルコトノ議ガ行レテ居ッタ、尤モ本員ナドモ議長ニ託スルコトヲ望ムナドハアリマスルガ本員ノ考ヘデ見ルト云フト事柄ニ依リ又其時機即チ議事ナドノ幅較シテ居ッタ時間ヲ掛ケルコトヲ甚ダ惜ム場合ニ於テハ議長ニ託スルハ勿論矣モ、何事モ最初カラサク云フ風ニ簡便法ガ行レルト云フモ、何事モナク既ニ昨日ハ休會ヲシタ様ナ譯アリマシテ一向時間ヲ惜ム譯デハナカ、此場合ニ於テハ正式ナリ各部ニ於テスルナリ成ル丈多數ノ意思ヲ以テ選舉ガ出來ル様ナ方法ヲ取ツタ方ガ宜シカラウト考ヘルノアリ尤モ賢明ナル議長ハ毎セ公平ナル處置ニ出ラレルコトデアルカラ議長ニ託スルコトヲ望ムノ好

モ、何事モ最初カラサク云フ風ニ簡便法ガ行レルト云フコトハ甚ダ木員ノ好簡便法モ宜カラウト思ヒマスルガ、今日ノ所ハマダ何事モナク既ニ昨日ハ休會ヲシタ様ナ譯アリマシテ一向時間ヲ惜ム譯デハナカ、此場合ニ於テハ正式ナリ各部ニ於テスルナリ成ル丈多數ノ意思ヲ以テ選舉ガ出來ル様ナ方法ヲ取ツタ方ガ宜シカラウト考ヘルノアリ尤モ賢明ナル議長ハ毎セ公平ナル處置ニ出ラレルコトデアルカラ議長ニ託スルコトヲ望ムノ好

○侯爵醍醐忠順君 本員ハ小松男爵ニ賛成ヲ致シマス

○子爵平松時厚君 小松男爵ニ賛成

レドモ此案ハ誠ニ短篇ナ案デゴザリマス、決シテ意味ノナリソウナ議案デモスガ元來此議長ニ委託スルノト議員ア選ブト云フハ別ニ判然タル區別トテナ

員ハ考ヘル、併ナガラ唯今ハ大藏省證券ダケノヨトデアルカラ外ハ申シマセイ、斯ウナケレバナラスト云フ別ニ異議ハナカ、併シ斯ウ云フモノハ簡単ニ

スガ元來此議長ニ委託スルノト議員ア選ブト云フハ別ニ判然タル區別トテナ





七

欄柵圍障又ハ作物植付アル他人ノ所有地但シ所有者又ハ管理人ノ承諾ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條 地方長官ハ必要ト認ムル場所ニ於テハ禁獵制札ヲ建ツルコトヲ得

土地所有者ニ於テ必要アルトキハ地方長官ノ認許ヲ經テ禁獵制札ヲ建ツルコトヲ得

## 第二章 狩獵免許

第六條 狩獵ヲ爲サント欲スル者ハ地方長官ニ願出テ免狀ヲ受クヘシ但シ欄柵圍障アル生地内ニ於テ銃器ヲ使用セシシテ狩獵ヲ爲ス者ハ此ノ限ニ在ラス

第二十八條 ノ處罰ヲ受ケタル者ハ滿一箇年ヲ經過セサレハ再ヒ免狀ヲ受クルコトヲ得ス

第七條 免狀ヲ分チテ職獵免狀遊獵免狀トシ更ニ分チテ各甲乙ノ二種トス

職獵免狀ハ生計ノ爲ニ狩獵ヲ爲ス者ニ下付シ遊獵免狀ハ遊樂ノ爲ニ狩獵ヲ爲ス者ニ下付スルモノトス

甲種免狀ハ銃器ヲ使用セシシテ狩獵ヲ爲ス者ニ下付シ乙種免狀ハ銃器ヲ以テ狩獵ヲ爲ス者ニ下付スルモノトス

第八條 左ニ掲タル者ハ職獵免狀ヲ受クルコトヲ得ス

一 判任以上ノ官吏及其ノ待遇ヲ受クル者

二 所得稅ヲ納ムル者

三 地租三拾圓以上ヲ納ムル者

四 所得稅拾五圓以上ヲ納ムル者ノ家族

第五條 職獵免狀乙種金五拾圓

第六條 第一ニ該當スル者ト雖其ノ俸給ヲ受ケサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 免狀ヲ受クル者ハ左ノ區別ニ從ヒ免許稅ヲ納ムヘシ

第十條 甲種免狀ノ有效期限ハ十月十五日ヨリ満一箇年トシ乙種免狀ノ有効期限ハ十月十五日ヨリ翌年四月十五日マテトス

第十一條 地方長官ハ土地ノ狀況ニ山リ農商務大臣ノ認可ヲ經テ前項ノ期限ヲ三十日以内伸縮スルコトヲ得

第十二條 免狀ノ使用ハ本人ニ限ルモノトス但シ助手ヲ要スル獵法ニアリ

## サル者トス

## 第四章 鳥獸保護

第二十四條 保護ヲ必要トスル鳥獸ヲ捕獲スルコトヲ禁ス

土地ノ狀況ニ因リ鳥獸ノ種類及保護期限ハ農商務大臣別ニ之ヲ定ム

第二十五條 捕獲ヲ禁スル鳥類ノ卵又雛ヲ取リ若ハ之ヲ賣買スルコトヲ禁ム

第二十六條 捕獲ヲ禁スル鳥獸ト雖野蠻飼養ノ保護學術研究其ノ他特別ノ理由ニ依リ驅除又ハ捕獲ヲ要スルトキハ地方長官ハ特ニ其ノ許可ヲ與フルコトヲ得

第二十七條 捕獲ヲ禁スル鳥獸ノ處罰シテ狩獵ヲ爲シ又ハ第十四條

前項ノ處罰ヲ受ケタル者ノ免狀ハ其ノ效力ヲ失フモノトス

第二十九條 第四條第七第十二條第一項第三項第十九條及第二十四條第一項第二十五條ニ違背シタル者ハ一圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス但シ第四條第七第十九條ニ就テハ土地所有者若ハ獵區免許人ノ告訴ヲ待テ處斷ス

第三十條 第十三條第一項第十五條第二十一條ニ違背シタル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

附則  
○伯爵清棲家教君 諸君、私等ガ此狩獵法案ヲ提出致シマシタニ就キマシテハ疾クヨリ諸君ハ能ク御承知ノ狩獵法案デゴザイマシテ當春此議場ニ現レマシテ衆議院ヨリ送付ニナリマシタル所ノ法案ニ就キマシテモ種々御議論ガゴザイマシタ、故ニ今日喋々申上マセズトモ能ク御承知ノ譯デゴザイマスガ當春此議場ニ於キマシテハ衆議院送付ノ狩獵法案ハ不幸ニセヨ一二票ノ差ヲ以チマレテ遂ニ否決ト相成リマシタガ實ニ遺憾トスル所アリマス、今日私等ガ

テハ免狀ヲ有セサル者ヲ同伴スルコトヲ得

第十二條 獵者ハ出獵ノ際必ス免狀ヲ携帶スヘシ

警察官、憲兵、森林官及市町村長ハ獵者ノ免狀ヲ検査スルコトヲ得獵區免許人及管理人共ノ獵區内ニ於テモ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ獵者ハ免狀ノ検査ヲ拒ムコトヲ得

第十三條 免狀ヲ亡失シ若ハ毀損シタルトキハ其ノ再渡又ハ書換ヲ請求スルコトヲ得

第十四條 十六歲未滿ノ者ハ乙種免狀ヲ受クルコトヲ得ス

第十五條 免狀ハ其ノ效力ヲ失ヒタル日ヨリ三十日以内ニ當初之ヲ下付シタル官廳ニ届出ヘシ

## 第三章 獵區

第十六條 日本臣民ニシテ獵區ヲ設定セント欲スル者ハ十箇年以内ノ期限ヲ定メ地方長官ヲ經由シテ農商務大臣ニ願出テ免許ヲ受クヘシ

第十七條 官有ノ森林、原野水面ヲ借用シテ獵區ト爲サント欲スル者ハ管轄官廳ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

獵區設定ノ場所他人ノ所有ニ係ルトキハ先ツ其ノ所有者又ハ管理人ノ承諾ヲ受クヘシ

第十八條 一獵區ノ面積ハ五千町歩ヲ限りトシ千五百町歩マテハ一箇年免許料金拾四ヲ納ムヘシ連續ノ面積千五百町歩ヲ越ユルトキハ百町歩マテ

每ニ一箇年金壹圓ヲ増納スヘシ

第十九條 獵區内ニ於テハ免許本人及其ノ承諾ヲ受クル者ノ外狩獵ヲ爲スコトヲ得ス

獵區設定ノ場所他人ノ所有ニ係ルトキハ先ツ其ノ所有者又ハ管理人ノ承諾ヲ受クヘシ

第二十條 獵區内ト雖免狀ヲ有スル者ニ非サレハ狩獵ヲ爲スコトヲ得ス

第二十一條 獵區ヲ廢シ又ハ其ノ區域ヲ減縮スルトキハ地方廳ヲ經由シテ農商務大臣ニ届出ヘシ

第二十二條 農商務大臣ハ免許本人此ノ法律ニ違背シタルトキ若ハ第十六條第一項ニ從ハサルトキ又ハ公益ニ害アリト認ムルトキハ其ノ獵區ノ全部若ハ一部ニ對シテ免許ヲ取消スコトヲ得

第二十三條 第二十一條及第二十二條ノ場合ニ於テ既納ノ免許料ハ還付セ

此法案ヲ提出致シマスルニ就キマシテハ唯一ニテ舉ダマシテ不都合ナル點ノ如キ或ハ鳥獸保護期限ノ如キニ於キマシテモ土地ノ狀況ニ依リマシテ……

(此時尼崎三貢君大聲ニ演説セラレシコトヲ希望致シマスト述フ)

誠ニ異クテ居リマス、故ニ鳥獸ノ名等ヲ申上ケマスレバ誠ニ長クナリマスデ

之ハ申上ゲマセメガ又此狩獵著ノ資格ノ如キニ於キマシテモ實際ニ適合致シ

マセメ、又獵區ニ於キマシテセモ今日ハ無制限デゴザイマシテ之モ不都合デゴ

テ居リマス、然ルニ同一ノ法律或ハ命令シ行フコトハ出來マセメ、然ルニ此規則ニ於テモ矢張一定ノ制限ヲシテ居リマスノミナラズ尙ホ且ツ人民ノ権利ヲ制限スルト云フコトハ法律デナケレバナリマセメ、是等ノ極簡單ナル理由

デハゴザイマスカ、ト云フコトヲ伺ヒマス、夫ヨリ尙ホ小鳥ナドヲ捕リマス

ニ俗デ申ス毒薬ト云フノデハナイカ或ハ麻酔セシムヤウナモノカモ知レマ

セメガ能クサウ云フモノヲ食物ニ混シテ獵スルコトガアリマスガ是等ハ其樹

取調ノ節ハ禁ゼサルモ差支ハナイト云フコトデアリマシタカ夫ヲ覗ヒマス、

尙ホ第六條ノ但書ニ宅地内ト云フコトデアルト宅地ト云フ名稱ノナイ所ニ柵欄

宅地山林原野ナド、云フ規則書ニ地目ガアリマスガ其所謂宅地ト云フ意味アリマスルカ又現ニ住居家構ヘテ居ル其它地内ト云フ意味デアルカ若シ規

則坏デ稱ヘテ居ル宅地内ト云フコトデアルト宅地ト云フ名稱ナクテ斯ウ云フコトガ生ズル、夫ハドウ云フ御考セ……

(山口尙秀君議長呼フ)

……マダモウ少シ第十一條ニ助手ト云フコトガアリマスガ此助手ト云フモノハ如何ナルコトヲ爲ス者アルカ夫ニ疑ガアル、猪鹿杯ヲ狩リマス時ニハ勢子ト稱ヘテ夫ヲ追フ者ガアル、夫カラ學校ノ生徒杯ガ能ク運動ノタメニ山田云フヤウナ名稱ヲ設ケアル鴨場デハ免許ヲ受ケナケレバナラヌトスリコトヲ

手ノ中カ又別段ノセノカト云フコトヲ御問ヒ申シマス、夫カラ罰則ノ第十六

條ヲ犯レタ者ガアルトキノ制裁ガナリ、即チ農商務大臣ニ願出デ免許ヲ受ク

ベキ者ガ免許ヲ受ケズニ獵區ヲ設定シタトキノ制裁ガナリ、是モ是デ御差支

ハナイト云フコトアリマスカ先ツ夫丈ヲ伺ヒマス

○伯爵清樓家教君 御答ヲ致シマスガ据銃ト申シマスルノハ私モ懲ノコトハ

詳レクハ存ジマセヌガ……

(山口尙芳君 説明ニナラヌ前ニ是ハ急ナコトアリマスカラ 一應申

シタウゴザイマス)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 唯今御説明中デアリマスカラ……

(山口尙芳君 御説明ガ濟ンダ後デハ少々差支ヘマス)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 併シモウ既ニ發言ニナクテ居リマス

○伯爵清樓家教君 是ハ矢張地ヘ何カ置キマシテ自然ニ觸ハリデシマスル

ト夫ガ遂ニ外レルト云フヤウナモノノ類ト考ヘテ居リマス其他海云タト云フ

御話アリマシタガ是ハ農商務大臣ガ便宜取締規則ヲ設ケルト云フコトデ宜

シトイ考ヘテ居リマス、夫カラ柵園障アル宅地内ト云フコトアリマスガ

是ハ矢張御尋子ノ通共宅地内アタ柵園障アル所ニハ構ハヌト云フ考ノ

積デアリマス又十一條ノ助手ノ御話ネアリマス是ハ矢張總テ獵ヲシマスル

ニ速レテ往キマス即チ俗ニ云フ手傳人ト云フヤウナ考アリマス、夫カラ十

六條ノ罰則ノ御尋ネアリマスガ是ハ別段ニ入ラヌト云フ積デ罰則ニ入レマ

セナンダノアゴザイマス

○男爵伊達宗教君 未タ御答ガ濟ミマセヌカ、私ハ質問デハナリ、御答ガ濟

ミマシテカラデ宜シウゴザイマス

○伯爵清樓家教君 モウ濟ミマシタ

○男爵伊達宗教君 フレナラバ其處ヲ御退キニナフテカラ……マダ質問ガア

ルト行ケマセヌカラ御濟ミニナタケラニシマシセウ

○三浦安君 即チ此案ニ對シマシテモ特別委員九名ヲ設ケルコトヲ提出致シ

マス、即チ其方法ハ矢張各部選舉ソ以テ致シタイ大分條數モ多リゴザイマス

ルシ中ミ議場バカリデハ相濟マスコトアリマスカラ特別委員ヲ設ケルコト

ヲ希望致シマス

○男爵渡邊清君 三浦君ニ贊成

○男爵伊達宗教君 本員ガ述べヤウト思フ所ハ唯今三浦君が述べラレタト同

シコトアリマス依テ三浦君ニ贊成

侯爵浅野長勲君 伯爵松浦詮君 侯爵久世通章君 伯爵酒井忠彰君 侯爵武井守正君 川田小一郎君

裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案特別委員

侯爵黒田長成君 子爵平松時厚君 子爵加納久宜君

子爵山内豊誠君 子爵小笠原壽長君 渡邊驥君

松岡康毅君 平田東助君 桑田藤十郎君

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 次ニ各部ニ於キマシテ選舉ニナリマシタル當選

ノ特別委員即チ狩獵法案ト府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨ニ關スル法律案ノ特別委員ノ氏名ヲ御報告ニ及ビマス書記官ヲシテ朗讀致サセマス

(有賀書記官朗讀)

府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨ニ關スル法律案特別委員

六十四票 尾崎三良君 五十八票 富田鐵之助君

五十三票 安場保和君 四十六票 子爵新莊直陳君

三十七票 箕作麟祥君 四十三票 清浦奎吾君

四十四票 男爵根村正直君 三十八票 山口尙芳君

三十八票 男爵伊達宗教君 三十四票 男爵小澤武雄君

三十三票 藤村紫朗君

狩獵法案特別委員

七十五票 村田保君 六十三票 藤村紫朗君

四十三票 伯爵清樓家教君 三十八票 三浦安君

三十七票 子爵谷干城君 三十七票 子爵曾我祐準君

三十五票 男爵伊達宗教君 三十四票 男爵小澤武雄君

三十三票 箕作麟祥君

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 次ノ議事日程ハ唯今定メ兼ネマスニ依テ尙ホ

後ヨリ御報告ニ及ビマス本日ハ是ニテ散會

午後二時十八分散會

○子爵松平信正君 贊成

○男爵鶴殿忠善君 三浦君ニ贊成

○渡邊驥君 贊成アゴザイマスガ尤ロ贊成ハ……唯今質問ノ中ニ藤村君ハ此

案ニ贊成者ト書イテアリマスガ其贊成者スマラモ御不明ノ廉ガアラテ御質問ニ

ナラタカラ愈々篤ト取調べナケレバナラメコト、思ロマス

○藤村繁朗君 唯今渡邊君ノ御不審ハ御尤デゴザイマスガ私ナラ贊成ハセヌト

申シマシタ、併シ大體ニ贊成アイト云フコトアリマスガ

申シマシタ、併シ大體ニ贊成アイト云フコトアリマスガ

イテハ修正セネバナルマイト云フ考ヲ持テ居リマス

○山口尙芳君 唯今ノ説明デハドウモ疑ガアリマスガ私ナラ贊成者カラノ質

問ニハ説明ヲ與ヘマセメ積アツタ、此案ニ附スルト云フ考ノ

成セラレテハ堪マリマセヌデゴザイマスガ私ナラ贊成者カラノ質問

告ニ及ビマス、次ニ本席ヘ御委託ニナリマシタル今朝ノ政府案二ツノ議案ニ

對スル特別委員ヲ選定ニ及ビマシタニ依テ書記官ヲシテ朗讀致サセマス

諸君ハ起立ヲ請ロマス

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 過半數ト認メマス、時刻ニナリマシタニ依テ

一應休憩致シマシテ始ノ一案ハ本席ニ御委託ニナリマシタニス選定致シマ

ス、尙ホ次ノ議案ハ是ヨリ各部ニ於テ御選舉ニナルコトヲ希望致シマス、一

應休憩

午前十一時五十四分休憩

午後二時十二分開會

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 内務省參事官都築馨六君内務省所管事務政府委

員仰付ケフレマシタ越今日内閣總理大臣ノ通牒ヲ受領致シマシタ此段ヲ御報

告ニ及ビマス、次ニ本席ヘ御委託ニナリマシタル今朝ノ政府案二ツノ議案ニ

對スル特別委員ヲ選定ニ及ビマシタニ依テ書記官ヲシテ朗讀致サセマス

## 官

## 報

號 外

明治二十六年十二月六日 水曜日

## 內閣官報局

## ○第五回 貴族院議事速記録第三號

明治二十六年十二月五日(火曜日)午前十時三十八分開議

議事日程 第三號 明治二十六年十二月五日

午前十時開議

第一 山川浩君請暇ノ件

第二 外國ニ輸出スル物品ニ課スル海關稅免

除法律案(外一名發議) 第一讀會

第三 府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫

支辨ニ關スル法律案(子爵林友幸君)第一讀會ノ續(特別委員長報告)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 次ニ請願委員會ニ於キマシテ前會ノ如ク法制、租税、雜、ノ三科ノ主査ヲ互選ニナリマシテゴザイマス、是レ亦書記官長ヲシテ朗讀致サセマス

(金子書記官長期讀)

法制科

主査

公爵

德川家達君

主査

五條義榮君

主査

松岡康毅君

主査

鶴岡嘉穂君

主査

大庭義和君

主査

佐野義忠君

主査

高橋義徳君

主査

山本義之君

主査

伊藤義典君

主査

中村義重君

主査

佐野義和君

主査

高橋義徳君

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 本日ノ議事日程ニ移リマスル以前一應御相談ノ件ガゴザイマス、是ハ過日、皇子御降誕アラセラマシタニ附キマシテ本院議員一同ヨリ御祝儀ヲ申上ダタリ宜シカズウト思ロマス此段ヲ御相談ニ及ビマス

○侯爵醍醐忠順君 然ルベク儀ト存シマス宜シク……

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 別段御發言モゴザイマセメ依フテ唯今御相談ハ及ビマシタ件ハ可ト御認メニナシタコト、存ジマス、然ル上ハ本日私ガ議院ヲ代表致シマシテ宮内大臣ヲ以テ御祝儀ヲ申上ダルコトニ取計ロマス

○松岡康毅君 木戸ハ唯今ノ決議ニ引續キマシテ尙ホセウーフノ決議ヲ満場諸君ニ請ヒタリト考ヘマス、唯今ノ如ク皇子御降誕或ハ又皇女ノ御降誕モゴザイマセウシ其他種々ノ御慶賀ト申スモノモ續々後來ニ向ラセアルベキコト、存ジマスル又願フコトデゴザイマス、然ルニ此議院ノ閉會中竝ニ開會中ト雖セ休會ノ節ニ於キマシテハ唯今ノ如ク御祝詞ヲ申上ダマスル所モトナク其時期ヲ失クテ心ニ據ラヌ思ヲ爲スヤウタ場合ガアルト存シマス、即チ唯今ノ皇子御降誕モ去月三十日ゴザイマス、本院ノ議事ハ開會中トハ申シナガラ木月ノ一日ニアツタキリテ御降誕ノコトハ一日ノ議事散會後ニ我ニモ敬承致シマレタ位テ而シテ二日ヨリ昨日ニ至ルマテハ休會デゴザイマス、遂ニ此御祝詞ヲ申上ダルコトヲ滿場ノ諸君ニ於テ豫メ議長ニ委託スルト云フコトノ御決議ヲ此所テ致シテ置キタイト云フ考デゴザイマス諸君ノ御贊成ヲ請ヒマス

○渡正元君 松岡君ノ御發議ニ贊成ヲ致シマス

○子爵曾我祐準君 松岡君ニ贊成致シマス

○鈴木傳五郎君 松岡君ニ贊成ヲ致シマス

○侯爵醍醐忠順君 賛成ヲ致シマス

○侯爵淺野長勲君 賛成ヲ致シマス



ル、抑、我物產ハ成ルベク保護獎勵シテ澤山ニ餘所へ出ス様ニセキバナリマセス、夫ヲバ却フテ斯ノ如ク抑制シテ、又外國ノ物產ハ決シテサツ獎勵スルニモ及バメノニ却フテ夫ガ反對トシテ彼ガ利益ヲ得ルト云フ様ナ政策ト云フモノハ如何ナル不明ナ政治家ト雖モ決シテ爲サムルコトアラウト存ジマス、現ニ我國ニハ其事ガ存シテ居リマス、如何ニモ是ハ不可思議ナル現象デアリマスル、併ナガラ是等ノ事ハ餘程複雜シタコトデアッテ幼稚ナル社會ニ於テハ往々種々ナ譏謬ノ見解ヲ以テサウ云フコトガアルモノデアリマスル、元來我邦ノ斯ノ如ク誤謬ノ政策ト云フモノハ歐米ノ如キ自ラ先進國トカ文明國トカ稱シテ居ル國ニハ最早ナイコトデアリマス、尤モ些少物ニ輸出稅ヲ課シテ居ルコトハアル、是ハ皆其物ノ輸出ヲ防グダメデアリマス、伊太利ノ如キハ美術品ニ輸出稅ヲ課シテ居ルサウデゴザリマス、是ハ御承知ノ通伊太利ハ古來色ミノ美術ガ多クゴザリマシテ近來ハ外國カラ段々人ガ參クテ其美術品ノ得難イ物ヲ外國ヘ持出スダメニ餘程近來ハ減リ少ナニカクテ其國人ガ甚ダ夫ヲ惜シテ居ル、夫故ニ夫等ノ物ニ稅ヲ課シテ成ルベクハ餘所へ出サムト云云政策デ其美術品ニ稅ヲ課シテ居ルサウデゴザリマス、是ハ御承知ノ通伊太利馬骨ニ猶フ課シテ居ル、夫ハドウ云フ譯デ稅ヲ課シテ居ルカト云フコトヲ段落尋ネテ見マスルト是ハ矢張其馬骨ヲ餘所へ出スマイト云フ考カラ稅ヲ掛ケテ居ル、我邦ノ如ク我ガ重要物產トシテ海外ニ成ルベク澤山輸出稅ヲ掛ケテ居ルサウデゴザリマス、是ハ尤モナルコトデ農民ノタメニ肥料ノ價ガ増コトヲ獎勵セネバナラムト云フ物產ニ輸出稅ヲ掛ケテ居ル、此段ニ至ラテハ土耳其ニハナイ、唯土耳其ニハ夫ガマダ大分アルサウデゴザリマス、併ナガラ土耳其ニハナカニ、土耳其ニハ夫ガマダ大分アルサウデゴザリマス、又路國ニハテアリマスル、斯ノ如ク偶ニ輸出稅ハ僅ニ一分、即チ百圓ニ附ニ限ノ稅ヲ掛ケル、テ輸入稅ハ次第デハアリマセヌカ、尤モ輸入稅ハ勝手ニ之ヲ増ス譯ニハ麥リマセヌガ、實トウアルカト云フニ凡ソ平均八分ニ當ル、サウデゴザリマス、顧テ我邦ヲ掛ケテ居ルカラ如何トモ希望スルノアリマス、何故ニ我邦ガスノ如クニモ見レバ輸出入共ニ凡ソ五分ノ稅ヲ掛ケテ居ル、此段ニ至ラテハ土耳其ニタニモ劣フテ居ルト云フテモ何トモ讓解ノシヤウガナイ、如何ニモ是ハ歎カハシテ居ル、斯ノ如ク我物產ヲ外ニ出スニハ一旦取クタ稅マダ返シテヤルノハ麥リマセヌガ、實テ此貿易產業ノ進路ニ横ル障碍物タル輸出稅ナリトモ成ル夫速ニ廢シテ我邦ノ物產ヲ盛ニスルコトヲ希望スルノアリマス、是ハ甚大前後顛倒シテ居リマス、然ルニ我邦ニシテ居ルモナサヘ外ニ出ストキニハ稅ヲ戻シテヤルコトニナッテ居ルガ夫ヲ外國ニ輸出斯ノ如ク我物產ヲ外ニ出スニハ一旦取クタ稅マダ返シテヤルノニ我邦ヲ得ルトキハ拂戻シテ居ル、是モ歐米各國デヤクテ居ルコトデ内稅ノアルモノデモ外ニ出ストキニハ免シテ居ラス、是ハ甚大前後顛倒シテ居リマス、然ルニ我邦ヘマス、夫カラ又明治二十一年ニ酒類戻シ稅ヲ許シテ居ル、一旦我邦ニテ税ヲ課迪酒ト云フモノハ我國デアリマス、其由來ハドウ云フ譯デアルカト云ヘバ諸君モ是ハ御承知ノ通ノコトデゴザリマスガ抑、是ハ鎖國ノ主義カラ來テ居ル、初め我邦ガ海外ト貿易ヲ開クニ當テ我邦カラ好んで開イタト云フ譯デハナカ、據ナク他ノ要求ニ感シテ貿易シタノアリマスルカラ成ルベク輸出領ノ少イコトヲ望シ

○副議長(侯爵西園寺公望君) 一寸御待下下さい

○清浦奎吾君 御發議ガアリマスノデスカ

○副議長(侯爵西園寺公望君) 此法律案ニ附イテハ發言者ノ通知ガ出テ居リ

ニ於テ御選舉ニナシコトヲ希望致シマス、餘り長クナリマスカ、御質問デアル

ナラバ宜シ

○清浦奎吾君 然ラバ提出者ニ質問ヲ致シマス、唯今提出者ハ海關稅免除ノコトニ附イテ縫々陳述サレテ分リマシタガ輸出稅ヲ免除スルニ附イテ私ノ最

モ必要ト看認ム點ニ附イテ何等御説キガナ、ト申スノハ海關稅ヲ免除シ

タナラバ其後ノ結果如何ト云フコトアリマス、委シク之ワ申セバ我物品ヲ

益アッテ售ナシト悟シトト思エテ第一ニ輸出ノ免許ヲ得タモノハ良クナイト

ス、是ハ明治二年三月ニ至ラテ人民ガ勝手ニ輸出スルコトヲ許サレマシタ、

夫カラ六年ニ米麥ノ輸出ヲ重稅ヲ課スルノハ當リ前ダト言ツテ居ラ様ナ有様デ、市中同心等

ガ出テ來テモ一向手ヲ付ケナ、是等モ外國ニ物品ヲ賣ルノハ良クナコト

ト思ツテ居ラニ、斯ノ如ク其項ハ外國ニ物品ヲ賣ルノハ良クナイト

毎日ノ様ニ見タコトデ、近所近隣ノ者ハ之ヲ見テ、アソブハ外國ニ絲ヲ賣込

コハシガ來タト云ツテモ、ドウスルコトモ出来ズ家内ノ者ハ命カラガ京都

ノ市中杯デハ毎日コヘアモブコハシガアタ、アスコデモブコハシガアッ

テト云フ位デ生絲商人ナドノ家ガブコハサレマシタ、私共面白半分ニ見

ニ行クタコトガアリマシタ、人民ガ反對シテ、別シテ此生絲ノ輸出杯ニ附イテ

ハナラメト云フコトニ嚴禁シテアッテ、昔ハ總テ世ノ開ケヌ間ハ我邦ノ物ヲ

外國ニ出スノハ何カ我邦ノ物ガ減ルコト、思シテ成ルベク出サメ様ニ致シタ

コトガアリマシタ、夫カラ麥米ノ如キハ我邦ノ食物デアルカラ外國ヘ出シテ

ニ限テアリマシタ、其貿易ハ支那ト和蘭陀トアッテ其貿易ノ品物モ何ミト

ニモ及バメノニ却フテ夫ガ反對トシテ彼ガ利益ヲ得ルト云フ様ナ政策ト云フ

モノハ如何ナル不明ナ政治家ト雖モ決シテ爲サムルコトアラウト存ジマ

ス、現ニ我國ニハ其事ガ存シテ居リマス、如何ニモ是ハ不可思議ナル現象デ

アリマスル、併ナガラ是等ノ事ハ餘程複雜シタコトデアッテ幼稚ナル社會ニ

於テハ往々種々ナ譏謬ノ見解ヲ以テサウ云フコトガアルモノデアリマスル、

元來我邦ノ斯ノ如ク誤謬ノ政策ト云フモノハ歐米ノ如キ自ラ先進國トカ文明

國トカ稱シテ居ル國ニハ最早ナイコトデアリマス、伊太利ノ

如キハ美術品ニ輸出稅ヲ課シテ居ルサウデゴザリマス、是ハ御承知ノ通伊太

利ハ古來色ミノ美術ガ多クゴザリマシテ近來ハ外國カラ段々人ガ參クテ其美

術品ノ得難イ物ヲ外國ヘ持出スダメニ餘程近來ハ減リ少ナニカクテ其國人ガ

甚ダ夫ヲ惜シテ居ル、夫故ニ夫等ノ物ニ稅ヲ課シテ成ルベクハ餘所へ出サム

ト云云政策デ其美術品ニ稅ヲ課シテ居ルサウデゴザリマス、是ハ御承知ノ通伊太

利馬骨ニ猶フ課シテ居ル、夫ハドウ云フ譯デ稅ヲ課シテ居ルカト云フコトヲ段

落尋ネテ見マスルト是ハ矢張其馬骨ヲ餘所へ出スマイト云フ考カラ稅ヲ掛ケ

テ居ルサウデゴザリマス、是ハ尤モナルコトデ農民ノタメニ肥料ノ價ガ増

コトヲ獎勵セネバナラムト云フ物產ニ輸出稅ヲ掛ケテ居ル、此段ニ至ラテハ土耳其ニハナカニ、唯土耳其ニハ夫ガマダ大分アルサウデゴザリマス、又路國ニハテアリマスル、斯ノ如ク偶ニ輸出稅ハ僅ニ一分、即チ百圓ニ附ニ限ノ稅ヲ掛ケル、テ輸入稅ハ次第デハアリマセヌカ、尤モ輸入稅ハ勝手ニ之ヲ増ス譯ニハ麥リマセヌガ、實

トウアルカト云フニ凡ソ平均八分ニ當ル、サウデゴザリマス、顧テ我邦ヲ

コトヲ獎勵セ



スルケレドモ是ハ先刻田尻君ノ述ベラレタ通夫ト必要ノ點ニ見込シテアル夫  
故ニ最早當年ニ於テハ其二百何十万圓ヲ充ツベキ財源ガナイト見レハ是ハ宜  
ク一ツ考ヘテ置カナケレバナラムコトデアル、私ハ併シ此財源ノ點ニハ餘り  
重キヲ置キマセヌ、夫ヨリセ此監獄費ト云フモノハ果シテ國庫支辨ニシナク  
テハナラヌモノデアルカ又今ノ儘デ忍バレルデアラウカト云フコトヲ研究ス  
ルノガ第一デアラウト思フ、私ハ其點ニ附イテ少シ取調べマシタガ未ダ十  
分調査ガ附キマセヌ、ケレドモ今日聊カ其取調べタル點ヲ述ベマスデゴザリ  
マス、抑々此提出者ノ理由トスル所ノ要點ハ何處ニアルカト思フテ考へテ見  
マスルト、第一ニ監獄ト云フモノハ國法ニ對スル所爲ナルガ故ニ其性質上ニ  
於テ必ズ國庫ノ支辨ト爲サナケレバナラムト云フノガ一ツ、其他の之ヲ唯地方  
稅ニ任セテ置イタナラバ往々弊害ガ起ル、例ヘバ罪囚ノ管理法ニ於テモ統一  
ヲ缺キ、又罪囚ヲシテ益増加シムルトカ云フ様ナ御説モ先日アリマシタ、  
又或ル地方ニ於テハ大變此負擔ニ増減ヲ來スト云フコトハ例ヘバ都會又ハ交  
通便利ナル地位ニ從フテ罪因其他モ割合ニ多イカラ其地方デハ餘計ナ負擔ヲ  
所爲デアリマスカラ或ハ當然デアリマセウ、併ナガラサウ云フ性質上ノコト  
ヲ悉ク審議シタムラバ未タ國庫支辨トナスベキコトガ澤山アルカモ知ラスト  
キマシテ私ガ一寸見マスル所デハ少シク了解シ難イコトガアルノア第一ニ性  
質上國庫ノ支辨ニスルガ當然デアルト云フ點ニ於キマシテハ成ル程國法ノ  
支辨スルトモ唯僅ニ出ス懷ナリモ遠テ云フコトハ餘計ナ負擔ヲ來スト云フ  
リハアリマスルガ我國家ノ經濟トシテハ別ニ變ヒアリマセヌ、然レバ今ノ  
儘デハ差支ナケレバ隨分忍バ爾コトハ忍シテ置ク方ガ宜シト考ヘマス、  
其目的トスル事業ニシテ差支ナケネバ何ゾ國庫支辨スルトモ或ハ地方稅  
夫デ第二ノ罪因ヲ増ストカ云フヤウナ今ノ儘デアレバ免ニ角管理法ガ行届カ  
メ夫ハ何カト云ヘバ地方稅支辨スルノデアルカラ免ニ角入費カ餘計ナ  
マセヌガ併シ管理ガ行届ス、行届カスト云フコトハ必ズシモ入費ノ多少ニ依  
ルコトハ思ハレス、是ハ地方管理者ノ注意ニアルコト、考ヘル、必ズ各地方  
トモ必ズシモ同一管理ガ行届カスト云フコトハアリマスマシ、或ル地方ハ  
ハ甚シキニ至ラテハ罪因ノ學校トカ罪因ノ養育所トカ云フヤウナ説モアルヤ  
隨分行届クヤウニモ開イテ居リマス夫ア罪因増減ノ有様ハ如何デアルカト云  
フコトヲ私ハ唯今統計年鑑カラ一寸調べテ見マシタガ明治十八年ニハ囚人ガ  
七万八千六百八十七人、十九年ニハ七万一千九十八人、二十年ニハ六万四千五十  
人二十二年ニハ六万五千九十八人、二十三年ニハ六万四千八十八人、二十四年ニハ  
六万九千四百四十六人デ此後ハ調べマセヌガ是テ見マスルト十八年カラ今  
ヲ後ニスルト云フコトハ勿論御考ハアルニハ相違アリマスマシ、就キマシテハシテ  
深ク御心配アツテ前後緩急ヲ謀ラヌヤウニ致シタムト云フコトガアルカ此ヲ前ニシテ  
於キマシテ遺憾ナガラ今日此法案ニ反對ヲ致シマス

## ○安場保和君 議長……

## ○子爵曾我祐準君 時刻ハ如何デゴザイマスカ、モウ十二時過デアリマスガ

## ……

## ○副議長(侯爵西園寺公望君) 発言ヲ許シマシタ、安場君ドウゾ……

## (安場保和君演壇ニ登ル)

## ○安場保和君 (安場保和君演壇ニ登ル)

○委員會ニ於キマシテ最前委員長ヨリ御報告ニ及ビマシタル通一向異議ナク  
通過フ致シタムト云フ結果アリマスレバ、殊ニ第一ニ第二ニ議會以來本院ニ於  
キマシテハ殆ド全會一致ノ如キ大多數ヲ以テ可決致サレタト云フコトモ承リ  
テ此一期内若クハ數年來國家必要事業ハドウ云フコトガアルカシテ彼  
ヲ後ニスルト云フコトハ勿論御考ハアルニハ相違アリマスマシ、就キマシテハシテ  
深ク御心配アツテ前後緩急ヲ謀ラヌヤウニ致シタムト云フコトガアルカ此ヲ前ニシテ  
於キマシテ遺憾ナガラ今日此法案ニ反對ヲ致シマス

## ○安場保和君 議長……

## ○子爵曾我祐準君 時刻ハ如何デゴザイマスカ、モウ十二時過デアリマスガ

## ……

## ○副議長(侯爵西園寺公望君) 発言ヲ許シマシタ、安場君ドウゾ……

## (安場保和君演壇ニ登ル)

○安場保和君 私ハ此法案提出者ノ一人アゴザイマスガ幸ニシテ此案ハ特別  
委員會ニ於キマシテ最前委員長ヨリ御報告ニ及ビマシタル通一向異議ナク  
通過フ致シタムト云フ結果アリマスレバ、殊ニ第一ニ第二ニ議會以來本院ニ於  
キマシテハ殆ド全會一致ノ如キ大多數ヲ以テ可決致サレタト云フコトモ承リ  
テ此一期内若クハ數年來國家必要事業ハドウ云フコトガアルカシテ彼  
ヲ後ニスルト云フコトハ勿論御考ハアルニハ相違アリマスマシ、就キマシテハシテ  
深ク御心配アツテ前後緩急ヲ謀ラヌヤウニ致シタムト云フコトガアルカ此ヲ前ニシテ  
於キマシテ遺憾ナガラ今日此法案ニ反對ヲ致シマス

## ○安場保和君 議長……

## ○子爵曾我祐準君 時刻ハ如何デゴザイマスカ、モウ十二時過デアリマスガ

## ……

## ○副議長(侯爵西園寺公望君) 発言ヲ許シマシタ、安場君ドウゾ……

## (安場保和君演壇ニ登ル)

○安場保和君 私ハ此法案提出者ノ一人アゴザイマスガ幸ニシテ此案ハ特別  
委員會ニ於キマシテ最前委員長ヨリ御報告ニ及ビマシタル通一向異議ナク  
通過フ致シタムト云フ結果アリマスレバ、殊ニ第一ニ第二ニ議會以來本院ニ於  
キマシテハ殆ド全會一致ノ如キ大多數ヲ以テ可決致サレタト云フコトモ承リ  
テ此一期内若クハ數年來國家必要事業ハドウ云フコトガアルカシテ彼  
ヲ後ニスルト云フコトハ勿論御考ハアルニハ相違アリマスマシ、就キマシテハシテ  
深ク御心配アツテ前後緩急ヲ謀ラヌヤウニ致シタムト云フコトガアルカ此ヲ前ニシテ  
於キマシテ遺憾ナガラ今日此法案ニ反對ヲ致シマス

## ○安場保和君 議長……

## ○子爵曾我祐準君 時刻ハ如何デゴザイマスカ、モウ十二時過デアリマスガ

## ……

## ○副議長(侯爵西園寺公望君) 発言ヲ許シマシタ、安場君ドウゾ……

## (安場保和君演壇ニ登ル)

○安場保和君 私ハ此法案提出者ノ一人アゴザイマスガ幸ニシテ此案ハ特別  
委員會ニ於キマシテ最前委員長ヨリ御報告ニ及ビマシタル通一向異議ナク  
通過フ致シタムト云フ結果アリマスレバ、殊ニ第一ニ第二ニ議會以來本院ニ於  
キマシテハ殆ド全會一致ノ如キ大多數ヲ以テ可決致サレタト云フコトモ承リ  
テ此一期内若クハ數年來國家必要事業ハドウ云フコトガアルカシテ彼  
ヲ後ニスルト云フコトハ勿論御考ハアルニハ相違アリマスマシ、就キマシテハシテ  
深ク御心配アツテ前後緩急ヲ謀ラヌヤウニ致シタムト云フコトガアルカ此ヲ前ニシテ  
於キマシテ遺憾ナガラ今日此法案ニ反對ヲ致シマス

## ○安場保和君 議長……

## ○子爵曾我祐準君 時刻ハ如何デゴザイマスカ、モウ十二時過デアリマスガ

## ……

## ○副議長(侯爵西園寺公望君) 発言ヲ許シマシタ、安場君ドウゾ……

## (安場保和君演壇ニ登ル)

○安場保和君 私ハ此法案提出者ノ一人アゴザイマスガ幸ニシテ此案ハ特別  
委員會ニ於キマシテ最前委員長ヨリ御報告ニ及ビマシタル通一向異議ナク  
通過フ致シタムト云フ結果アリマスレバ、殊ニ第一ニ第二ニ議會以來本院ニ於  
キマシテハ殆ド全會一致ノ如キ大多數ヲ以テ可決致サレタト云フコトモ承リ  
テ此一期内若クハ數年來國家必要事業ハドウ云フコトガアルカシテ彼  
ヲ後ニスルト云フコトハ勿論御考ハアルニハ相違アリマスマシ、就キマシテハシテ  
深ク御心配アツテ前後緩急ヲ謀ラヌヤウニ致シタムト云フコトガアルカ此ヲ前ニシテ  
於キマシテ遺憾ナガラ今日此法案ニ反對ヲ致シマス

## ○安場保和君 議長……

## ○子爵曾我祐準君 時刻ハ如何デゴザイマスカ、モウ十二時過デアリマスガ

## ……

## ○副議長(侯爵西園寺公望君) 発言ヲ許シマシタ、安場君ドウゾ……

## (安場保和君演壇ニ登ル)

○安場保和君 私ハ此法案提出者ノ一人アゴザイマスガ幸ニシテ此案ハ特別  
委員會ニ於キマシテ最前委員長ヨリ御報告ニ及ビマシタル通一向異議ナク  
通過フ致シタムト云フ結果アリマスレバ、殊ニ第一ニ第二ニ議會以來本院ニ於  
キマシテハ殆ド全會一致ノ如キ大多數ヲ以テ可決致サレタト云フコトモ承リ  
テ此一期内若クハ數年來國家必要事業ハドウ云フコトガアルカシテ彼  
ヲ後ニスルト云フコトハ勿論御考ハアルニハ相違アリマスマシ、就キマシテハシテ  
深ク御心配アツテ前後緩急ヲ謀ラヌヤウニ致シタムト云フコトガアルカ此ヲ前ニシテ  
於キマシテ遺憾ナガラ今日此法案ニ反對ヲ致シマス

## ○安場保和君 議長……

## ○子爵曾我祐準君 時刻ハ如何デゴザイマスカ、モウ十二時過デアリマスガ

## ……

## ○副議長(侯爵西園寺公望君) 発言ヲ許シマシタ、安場君ドウゾ……

## (安場保和君演壇ニ登ル)

○安場保和君 私ハ此法案提出者ノ一人アゴザイマスガ幸ニシテ此案ハ特別  
委員會ニ於キマシテ最前委員長ヨリ御報告ニ及ビマシタル通一向異議ナク  
通過フ致シタムト云フ結果アリマスレバ、殊ニ第一ニ第二ニ議會以來本院ニ於  
キマシテハ殆ド全會一致ノ如キ大多數ヲ以テ可決致サレタト云フコトモ承リ  
テ此一期内若クハ數年來國家必要事業ハドウ云フコトガアルカシテ彼  
ヲ後ニスルト云フコトハ勿論御考ハアルニハ相違アリマスマシ、就キマシテハシテ  
深ク御心配アツテ前後緩急ヲ謀ラヌヤウニ致シタムト云フコトガアルカ此ヲ前ニシテ  
於キマシテ遺憾ナガラ今日此法案ニ反對ヲ致シマス

## ○安場保和君 議長……

## ○子爵曾我祐準君 時刻ハ如何デゴザイマスカ、モウ十二時過デアリマスガ

## ……

## ○副議長(侯爵西園寺公望君) 発言ヲ許シマシタ、安場君ドウゾ……

## (安場保和君演壇ニ登ル)

○安場保和君 私ハ此法案提出者ノ一人アゴザイマスガ幸ニシテ此案ハ特別  
委員會ニ於キマシテ最前委員長ヨリ御報告ニ及ビマシタル通一向異議ナク  
通過フ致シタムト云フ結果アリマスレバ、殊ニ第一ニ第二ニ議會以來本院ニ於  
キマシテハ殆ド全會一致ノ如キ大多數ヲ以テ可決致サレタト云フコトモ承リ  
テ此一期内若クハ數年來國家必要事業ハドウ云フコトガアルカシテ彼  
ヲ後ニスルト云フコトハ勿論御考ハアルニハ相違アリマスマシ、就キマシテハシテ  
深ク御心配アツテ前後緩急ヲ謀ラヌヤウニ致シタムト云フコトガアルカ此ヲ前ニシテ  
於キマシテ遺憾ナガラ今日此法案ニ反對ヲ致シマス

## ○安場保和君 議長……

## ○子爵曾我祐準君 時刻ハ如何デゴザイマスカ、モウ十二時過デアリマスガ

## ……

## ○副議長(侯爵西園寺公望君) 発言ヲ許シマシタ、安場君ドウゾ……

## (安場保和君演壇ニ登ル)

○安場保和君 私ハ此法案提出者ノ一人アゴザイマスガ幸ニシテ此案ハ特別  
委員會ニ於キマシテ最前委員長ヨリ御報告ニ及ビマシタル通一向異議ナク  
通過フ致シタムト云フ結果アリマスレバ、殊ニ第一ニ第二ニ議會以來本院ニ於  
キマシテハ殆ド全會一致ノ如キ大多數ヲ以テ可決致サレタト云フコトモ承リ  
テ此一期内若クハ數年來國家必要事業ハドウ云フコトガアルカシテ彼  
ヲ後ニスルト云フコトハ勿論御考ハアルニハ相違アリマスマシ、就キマシテハシテ  
深ク御心配アツテ前後緩急ヲ謀ラヌヤウニ致シタムト云フコトガアルカ此ヲ前ニシテ  
於キマシテ遺憾ナガラ今日此法案ニ反對ヲ致シマス

## ○安場保和君 議長……

## ○子爵曾我祐準君 時刻ハ如何デゴザイマスカ、モウ十二時過デアリマスガ

## ……

## ○副議長(侯爵西園寺公望君) 発言ヲ許シマシタ、安場君ドウゾ……

## (安場保和君演壇ニ登ル)

○安場保和君 私ハ此法案提出者ノ一人アゴザイマスガ幸ニシテ此案ハ特別  
委員會ニ於キマシテ最前委員長ヨリ御報告ニ及ビマシタル通一向異議ナク  
通過フ致シタムト云フ結果アリマスレバ、殊ニ第一ニ第二ニ議會以來本院ニ於  
キマシテハ殆ド全會一致ノ如キ大多數ヲ以テ可決致サレタト云フコトモ承リ  
テ此一期内若クハ數年來國家必要事業ハドウ云フコトガアルカシテ彼  
ヲ後ニスルト云フコトハ勿論御考ハアルニハ相違アリマスマシ、就キマシテハシテ  
深ク御心配アツテ前後緩急ヲ謀ラヌヤウニ致シタムト云フコトガアルカ此ヲ前ニシテ  
於キマシテ遺憾ナガラ今日此法案ニ反對ヲ致シマス

## ○安場保和君 議長……

## ○子爵曾我祐準君 時刻ハ如何デゴザイマスカ、モウ十二時過デアリマスガ

## ……

## ○副議長(侯爵西園寺公望君) 発言ヲ許シマシタ、安場君ドウゾ……

## (安場保和君演壇ニ登ル)

○安場保和君 私ハ此法案提出者ノ一人アゴザイマスガ幸ニシテ此案ハ特別  
委員會ニ於キマシテ最前委員長ヨリ御報告ニ及ビマシタル通一向異議ナク  
通過フ致シタムト云フ結果アリマスレバ、殊ニ第一ニ第二ニ議會以來本院ニ於  
キマシテハ殆ド全會一致ノ如キ大多數ヲ以テ可決致サレタト云フコトモ承リ  
テ此一期内若クハ數年來國家必要事業ハドウ云フコトガアルカシテ彼  
ヲ後ニスルト云フコトハ勿論御考ハアルニハ相違アリマスマシ、就キマシテハシテ  
深ク御心配アツテ前後緩急ヲ謀ラヌヤウニ致シタムト云フコトガアルカ此ヲ前ニシテ  
於キマシテ遺憾ナガラ今日此法案ニ反對ヲ致シマス

## ○安場保和君 議長……

## ○子爵曾我祐準君 時刻ハ如何デゴザイマスカ、モウ十二時過デアリマスガ

## ……

## ○副議長(侯爵西園寺公望君) 発言ヲ許シマシタ、安場君ドウゾ……

## (安場保和君演壇ニ登ル)

○安場保和君 私ハ此法案提出者ノ一人アゴザイマスガ幸ニシテ此案ハ特別  
委員會ニ於キマシテ最前委員長ヨリ御報告ニ及ビマシタル通一向異議ナク  
通過フ致シタムト云フ結果アリマスレバ、殊ニ第一ニ第二ニ議會以來本院ニ於  
キマシテハ殆ド全會一致ノ如キ大多數ヲ以テ可決致サレタト云フコトモ承リ  
テ此一期内若クハ數年來國家必要事業ハドウ云フコトガアルカシテ彼  
ヲ後ニスルト云フコトハ勿論御考ハアルニハ相違アリマスマシ、就キマシテハシテ  
深ク御心配アツテ前後緩急ヲ謀ラヌヤウニ致シタムト云フコトガアルカ此ヲ前ニシテ  
於キマシテ遺憾ナガラ今日此法案ニ反對ヲ致シマス

## ○安場保和君 議長……

## ○子爵曾我祐準君 時刻ハ如何デゴザイマスカ、モウ十二時過デアリマスガ

## ……

## ○副議長(侯爵西園寺公望君) 発言ヲ許シマシタ、安場君ドウゾ……

## (安場保和君演壇ニ登ル)

○安場保和君 私ハ此法案提出者ノ一人アゴザイマスガ幸ニシテ此案ハ特別  
委員會ニ於キマシテ最前委員長ヨリ御報告ニ及ビマシタル通一向異議ナク  
通過フ致シタムト云フ結果アリマスレバ、殊ニ第一ニ第二ニ議會以來本院ニ於  
キマシテハ殆ド全會一致ノ如キ大多數ヲ以テ可決致サレタト云フコトモ承リ  
テ此一期内若クハ數年來國家必要事業ハドウ云フコトガアルカシテ彼  
ヲ後ニスルト云フコトハ勿論御考ハアルニハ相違アリマスマシ、就キマシテハシテ  
深ク御心配アツテ前後緩急ヲ謀ラヌヤウニ致シタムト云フコトガアルカ此ヲ前ニシテ  
於キマシテ遺憾ナガラ今日此法案ニ反對ヲ致シマス

## ○安場保和君 議長……

## ○子爵曾我祐準君 時刻ハ如何デゴザイマスカ、モウ十二時過デアリマ

經濟ニスルニ附イテ地方デハ減額ヲ主トスルカラ夫ニ依ツテ囚徒ガ増スカラ  
是ハ國庫支辨ニ致サナケレバナラメト云フヤウナ主義デハ決シテナイ、是ハ  
先づ囚徒ノ增減ノコトニ附キマシテ色ト取調モ致シテ見マシタガ即チ行政監  
察ノ行届ク行届カヌト云フ點、其行届ク行届カヌト云フ點ニ於テモ餘り行届  
ニ附イテモ増員ヲ致シタコトガ續々アル、例ヘバ地方行政ノ……現ニ賭博犯  
ノコトヲイダラレテアル地方杯ハ即チ隨分錢投ゲフシタカ茶碗被ブセフシ  
タトカ云フモノ悉ク囚人ヲ舉グルヲ以テ榮トスル傾ヨリシテ一旦囚徒ガ餘  
程増シタ云フコトモアリマス、夫ハ一ソノ例ヘアリマスガ又夫等ノコト  
ヲ段々ト其筋ノ往意等ニ依ツテ取捨ヲ致スニ附イテ著シク減ジタ云フヤウ  
ナ點モアリマシテ夫等ノコトハ決シテ地方經濟ト國庫支辨トニ依ツテ増減ヲ  
致シタ云フ點ハ決シテナイトハ申サレナイガ又左マデノ重キハ置カヌノア  
リマス、右ノ通ノ次第アリマシテ決シテ此國庫支辨ニナスベキト云フ所  
ノコトハ右等ノ關係ニハ依ラヌト云フコトハ既ニ御諒察下サレダデハアリマ  
セウガ就キマシテハ此事ハ決シテサウ異議ノアルベキ皆デナイ、ト云フノハ  
大體此事ハ最早最前モ申通ニ十三年ニ已ムヲ得ズ政府ノ經濟上ノ窮屈ヨリ  
シテ忍バザルヲ尙本今日最前ノ政府委員ノ辯明杯ヲ承リマスレバ外ミノ提出  
議案ノタメニ國庫支辨ニスルコトハ出來ヌト云フ様ナコトニヨリ論ジマセヌ  
質ニ反シタモノノ政府モ其當ヲ得ヌトハ思ヒナガラ其困窮ノ餘リニ謀シタ所  
ノ稅アリマスレバ之ヲ其餘裕ノ附イテ國庫ニ復スルト云フノハ當然ノ處分  
デアル、然ルヲ尙本今日最前ノ政府委員ノ辯明杯ヲ承リマスカラ夫等ノ事ハ強テ論  
ジマスルト他ノ議案ニ論及ゼガルヲ得ナイデアリマスケレドモ斯様ナル性  
民ノ負フベキ所ノ責ハ十分負フガ人民ノ義務アリマスケレドモ斯様ナル性  
質ニ反シタモノノ政府モ其當ヲ得ヌトハ思ヒナガラ其困窮ノ餘リニ謀シタ所  
ノ稅アリマスレバ之ヲ其餘裕ノ附イテ國庫ニ復スルト云フノハ當然ノ處分  
ガアル、前後緩急輕重ト云フコトニ附イテハ大ニ議論ガアル、併ナガラ夫ヲ論  
レタ所ノ前後緩急輕重ノ別ニ於テ甚ダ轉倒致シタコト、存ジマス、決シテ是  
ハ我ヒノ喋々侯タヌトモ潤滑諸君ノ御闇體ニ於テ明ナルコト、存ジマス  
其右ノ前後緩急輕重ノ間ニ於テ大ニ之ヲ先シジテハ其點ヨ  
ル大體ヲ一應申シマスレバ即チ地價修正ナルモノハ御存知ノ通其方法ノ難  
キノミナラズ即チ是ハ一地方ノ利害得失ニ止マシテ決シテ存ジマス  
ノ休戚、發達ノ點ニ於テハ關係ガナイ、此國庫支辨ニ於キマシテハ其點ヨ  
リ論ジマシテモ實ニ今日ノ重且ツ急ナルモノハ今日ニ滿場諸君ノ  
御熟知ノ通地方稅ノ重キト云フモノハ實ニ天下今日ノ大患痛アリマス、  
ジマスニ依ツテ谷子爵ノ御請求ハ容レマスコトニ致シマス

## (三)浦安君演壇ニ登ル

(マシタ此段ヲ御報告ニ及ビマス)

(一)同敬禮ス

(二)同敬禮ス

(三)同敬禮ス

(四)同敬禮ス

(五)同敬禮ス

(六)同敬禮ス

(七)同敬禮ス

(八)同敬禮ス

(九)同敬禮ス

(十)同敬禮ス

(十一)同敬禮ス

(十二)同敬禮ス

(十三)同敬禮ス

(十四)同敬禮ス

(十五)同敬禮ス

(十六)同敬禮ス

(十七)同敬禮ス

(十八)同敬禮ス

(十九)同敬禮ス

(二十)同敬禮ス

(二十一)同敬禮ス

(二十二)同敬禮ス

(二十三)同敬禮ス

(二十四)同敬禮ス

(二十五)同敬禮ス

(二十六)同敬禮ス

(二十七)同敬禮ス

(二十八)同敬禮ス

(二十九)同敬禮ス

(三十)同敬禮ス

(三十一)同敬禮ス

(三十二)同敬禮ス

(三十三)同敬禮ス

(三十四)同敬禮ス

(三十五)同敬禮ス

(三十六)同敬禮ス

(三十七)同敬禮ス

(三十八)同敬禮ス

(三十九)同敬禮ス

(四十)同敬禮ス

(四十一)同敬禮ス

(四十二)同敬禮ス

(四十三)同敬禮ス

(四十四)同敬禮ス

(四十五)同敬禮ス

(四十六)同敬禮ス

(四十七)同敬禮ス

(四十八)同敬禮ス

(四十九)同敬禮ス

(五十)同敬禮ス

(五十一)同敬禮ス

(五十二)同敬禮ス

(五十三)同敬禮ス

(五十四)同敬禮ス

(五十五)同敬禮ス

(五十六)同敬禮ス

(五十七)同敬禮ス

(五十八)同敬禮ス

(五十九)同敬禮ス

(六十)同敬禮ス

(六十一)同敬禮ス

(六十二)同敬禮ス

(六十三)同敬禮ス

(六十四)同敬禮ス

(六十五)同敬禮ス

(六十六)同敬禮ス

(六十七)同敬禮ス

(六十八)同敬禮ス

(六十九)同敬禮ス

(七十)同敬禮ス

(七十一)同敬禮ス

(七十二)同敬禮ス

(七十三)同敬禮ス

(七十四)同敬禮ス

(七十五)同敬禮ス

(七十六)同敬禮ス

(七十七)同敬禮ス

(七十八)同敬禮ス

(七十九)同敬禮ス

(八十)同敬禮ス

(八十一)同敬禮ス

(八十二)同敬禮ス

(八十三)同敬禮ス

(八十四)同敬禮ス

(八十五)同敬禮ス

(八十六)同敬禮ス

(八十七)同敬禮ス

(八十八)同敬禮ス

(八十九)同敬禮ス

(九十)同敬禮ス

(九十一)同敬禮ス

(九十二)同敬禮ス

(九十三)同敬禮ス

(九十四)同敬禮ス

(九十五)同敬禮ス

(九十六)同敬禮ス

(九十七)同敬禮ス

(九十八)同敬禮ス

(九十九)同敬禮ス

(一百)同敬禮ス

(一百一)同敬禮ス

(一百二)同敬禮ス

(一百三)同敬禮ス

(一百四)同敬禮ス

(一百五)同敬禮ス

(一百六)同敬禮ス

(一百七)同敬禮ス

(一百八)同敬禮ス

(一百九)同敬禮ス

(一百十)同敬禮ス

(一百十一)同敬禮ス

(一百十二)同敬禮ス

(一百十三)同敬禮ス

(一百十四)同敬禮ス

(一百十五)同敬禮ス

(一百十六)同敬禮ス

(一百十七)同敬禮ス

(一百十八)同敬禮ス

(一百十九)同敬禮ス

(一百二十)同敬禮ス

(一百二十一)同敬禮ス

(一百二十二)同敬禮ス

(一百二十三)同敬禮ス

(一百二十四)同敬禮ス

(一百二十五)同敬禮ス

(一百二十六)同敬禮ス

(一百二十七)同敬禮ス

(一百二十八)同敬禮ス

(一百二十九)同敬禮ス

(一百三十)同敬禮ス

(一百三十一)同敬禮ス

(一百三十二)同敬禮ス

(一百三十三)同敬禮ス

(一百三十四)同敬禮ス

(一百三十五)同敬禮ス

(一百三十六)同敬禮ス

(一百三十七)同敬禮ス

(一百三十八)同敬禮ス

(一百三十九)同敬禮ス

(一百四十)同敬禮ス

(一百四十一)同敬禮ス

(一百四十二)同敬禮ス

(一百四十三)同敬禮ス

(一百四十四)同敬禮ス

(一百四十五)同敬禮ス

(一百四十六)同敬禮ス

(一百四十七)同敬禮ス

(一百四十八)同敬禮ス

(一百四十九)同敬禮ス

(一百五十)同敬禮ス

(一百五十一)同敬禮ス

(一百五十二)同敬禮ス

(一百五十三)同敬禮ス

(一百五十四)同敬禮ス

(一百五十五)同敬禮ス

(一百五十六)同敬禮ス

(一百五十七)同敬禮ス

(一百五十八)同敬禮ス

(一百五十九)同敬禮ス

(一百六十)同敬禮ス

(一百六十一)同敬禮ス

(一百六十二)同敬禮ス

(一百六十三)同敬禮ス

(一百六十四)同敬禮ス

(一百六十五)同敬禮ス

(一百六十六)同敬禮ス

(一百六十七)同敬禮ス

(一百六十八)同敬禮ス

(一百六十九)同敬禮ス

(一百七十)同敬禮ス

(一百七十一)同敬禮ス

(一百七十二)同敬禮ス

(一百七十三)同敬禮ス

(一百七十四)同敬禮ス

(一百七十五)同敬禮ス

(一百七十六)同敬禮ス

(一百七十七)同敬禮ス

(一百七十八)同敬禮ス

(一百七十九)同敬禮ス

(一百八十)同敬禮ス

(一百八十一)同敬禮ス

(一百八十二)同敬禮ス

(一百八十三)同敬禮ス

(一百八十四)同敬禮ス

(一百八十五)同敬禮ス

(一百八十六)同敬禮ス

(一百八十七)同敬禮ス

第一條 地方稅支辨ノ費目中府縣監獄費及府縣監獄建築修繕費ハ明治二十九年度以降國庫ヨリ支辨ス  
第二條 府縣監獄ニ屬スル土地建物器具素品製品其ノ他ノ物件ハ二十七年度以降總テ國庫ノ經濟ニ移ス  
○議長(侯爵蜂須賀茂留君) 別ニ御發言メナイト存ジマヌニ依フテ直ニ決コト請ひマス  
木リマス、原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ひマス

○議長(侯爵蜂須賀茂沼君)　過半數デゴザイマス、直ニ三讀會ヲ開キマス  
○尾崎三良君　願ハクハ三讀會モ引續イテ開カレシコトヲ希望致シマス  
○安場保和君　賛成  
○男爵樺村正直君　賛成  
○男爵渡邊清君　賛成  
○男爵木田親雄君　賛成  
○子爵板倉勝達君　賛成  
○議長(侯爵蜂須賀茂沼君)　直ニ三讀會ヲ開タ云フ尾崎君ノ動議ニ賛成  
諸君ノ起立ヲ請ヒマス  
起立者　多數

○議長（侯爵蜂須賀茂留君）過半數デゴザイマス、是ニテ本日ノ會議ハ終リ  
マシテゴザンスガ今剛外國ニ輸出スル物品ニ課スル海關稅免除法律案ノ特別  
委員ヲ各部ニ於テ選舉ニナリマシタ、此當選ノ其名ヲ書記官長ヲシテ朗讀ヲ  
致サセマス

|               |   |     |      |      |     |
|---------------|---|-----|------|------|-----|
| 六十一點          | 尾崎  | 三良君 | 五十二點 | 子爵谷  | 千   |
| 四十八點          | 子爵由利  | 公正君 | 四十六點 | 藤村   | 紫朝君 |
| 四十五點          | 子爵曾我  | 祐準君 | 四十點  | 公爵近衛 | 篤啓君 |
| 三十三點          | 前田  | 正名君 | 三十三點 | 清浦   | 奎吾君 |
| 三十二點          | 男爵千家  | 尊福君 |      |      |     |
| ○議長(侯爵蜂須賀茂留君) | 明日ハ休會ヲ致シマス、明後日ノ議事日程ヲ御報告ニ及ビマス、午前十時開議第一 司法官試補實地修習期限ニ關スル法律案、政府提出第一讀會、第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉第三 大藏省證券條例中改正法律案、第一讀會ノ續、特別委員長報告、木日ハ散會 |     |      |      |     |

七

卷之三

昌黎縣志

マシテ既往三箇年

日刊官華月

(明治二十六年十二月七日午前十時三十分開議  
議事日程 第四號 明治二十六年十二月七日

## 第二 右議案ノ審査ヲ附託スヘキ特別委員ノ選舉

長(侯爵蜂須賀茂韶君)一昨五日本院ニ於キマシテ可以

ニ送付致シマシテゴザイマス、一昨五日衆議院ヨリ政

十七號係安條廢止法律案未受領致シマシテニサハ  
田國臣君司法省所管事務政府委員仰付ケラレタル旨ヲ

長成君副委員長ハ子爵小笠原壽長君デゴザイマス、是  
第一回去百萬事實也參照則良、圖ハレ去津氏政子

書記官元ミ元朝讀致サセマノ

司法官試補實地修習期限ニ關スル法律案

明治二十六年十二月四日  
内閣總理大臣伯爵

司法官試補實地修習期限二ヶ月スル法律案  
然官試補實地修習期限ハ今後五年間ハ一年六箇月マテ

務大臣（芳川顯正君） 諸君、司法官試補ノ實地修習ノ

二毎年生スル所ノ判事檢事ノ缺位ヲ補フノ便利ヲ計リ  
十三年構成法實施ノ際ニ當リマシテ裁判所構成法施行

族院議事速記録第四號 明治二十六年十二月七日



貴族院議事速記録第四號 明治二十六年十一月七日 大藏省證券條例中改正法律案 第三讀會

ノ請ヒマス

多數

○議長（侯爵蜂須賀茂韶君）過半數デゴザイマス、依フテ直ニ第三讀會ヲ開キマス、朗讀ハ省略致シマス  
○議長（侯爵蜂須賀茂韶君）原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス  
起立者 多數  
○議長（侯爵蜂須賀茂韶君）過半數デゴザイマス、本案ハ即チ可決トナリマ  
シタ、明日ノ議事日程ヲ御報告ニ及ビマス、午前十時開議、第一　田畠地價  
特別修正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、第二　右議案ノ審査ヲ  
付託スヘキ特別委員ノ選舉、第三　明治二十二年法律第十二號廢止法律案  
衆議院提出、第一讀會、第七　右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉  
第五　市制追加法律案、衆議院提出、第一讀會、第六　右議案ノ審査ヲ付託  
スヘキ特別委員ノ選舉、第七　狩獵法案、伯爵清棲家敬君外一名發議、第一  
讀會ノ續、特別委員長報告、本日ハ散會  
午前十一時四分散會

七

卷八

號外

明治二十六年十二月九日

土曜日 内閣官報局

○第五回 帝國議會貴族院議事速記錄第五號

明治二十六年十二月八日(金曜日)午前十時三十分開議

講事日程 第五號 明治二十六年十二月八日

午前十時開議

第一 四畳地價特別修正正法律案(政府提出)

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第三 明治二十二年法律第十二號廢止法律案(衆議院提出)

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第五 市制追加法律案(衆議院提出)

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第七 狩獵法案(伯爵清樓家教君外一名議院)

第一 議會ノ續(特別委員長報告)

○議長(侯爵蜂須賀韶君) 昨七日本院ニ於キマシテ可決ニナリマシタル政

府員會由大藏省議院條例中改正城君副委員長即日衆議院ニ選付致シマシタ、豫算委員會

員會ニ於テ委員長ニ子爵谷川城君副委員長ニ男爵富士見君當選ニナリマシテ

テゴザイマヌス、長國ニ輸出スル物品ニ課スル海關稅免除法律案特別委員會ニ

於キマシテ委員長ニ公爵近衛篤賢君副委員長ニ子爵谷川城君當選ニナリマシ

テゴザイマヌス、昨日本席ニ御依託ニナリマシタル特別委員ヲ選定ニ及ビマシ

タニ依シテ書記官ヲシテ其氏名ヲ朗讀致サセマス

(有賀書記官朗讀)

公爵德川 家達君 子爵松平 乘承君 子爵木莊 毒巨君

伊丹 重賢君 寅作 麟祥君 男爵菊池 武臣君

馬屋原 彰君 原 忠順君 堀 真五郎君

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 是ヨリ會議ヲ開キマス四畳地價特別修正正法律案

政府提出衆議院付付第一讀會ヲ開キマス書記官ヲシテ朗讀致サセマス

タニ依シテ書記官ヲシテ其氏名ヲ朗讀致サセマス

(有賀書記官朗讀)

右政府提出案本日本院ニ於テ可決セリ仍テ議院法第五十四條ニ依リ及送付

候也

明治二十六年十二月五日

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿 衆議院副議長 楠本正隆 衆議院書記官長 水野遼

第一萬條以下ノ地價ノ範囲ニ於テ修正低減スルハ現在地價算出ノ要素タル收穫代利朱  
第二條依ル共ノ標準ハ左ノ如シ  
第三條各市町村ノ修正正地價ハ地租改正ノ時ニ用ヒタル一區域毎トニ區分  
第四條地價修正係ル市町村ノ費用ハ地價額ハ地主會議之ヲ議決シ  
第五條此ノ法律ニ依リ修正シタル地價ハ明治二十八年地租徵收第一期ヨ  
リ用フ若シ其共ノ修正正地價正了ヲサル市町村アルトキハ其ノ  
修正ヲスルマテノ間仍本從来ノ地價ヲ用フ  
第六條此ノ法律ノ施行ニ關シテハ明治二十三年法律第百五號訴願法第一  
條及同年法律第百六號ヲ適用セス  
○國務大臣(渡邊國武君)田畠地價特別修正法律案ノ趣旨ヲ辯明ヲ致シマス  
○國務大臣(渡邊國武君)大藏大臣ニ演廻へ出テ御演説アラシコトヲ希望致シマス  
(尼崎三良君)大藏大臣ニ演廻へ出テ御演説アラシコトヲ希望致シマス  
(國務大臣渡邊國武君)國民ノ負擔ヲシテ成ルベク公平ナラシメ又租稅ノ  
賦課ヲシテ成ルベク均一ナラシムルコトハ是ハ經濟上必要ノコトタルハ申ス  
マデモナイコトアリマス、故ニ現今ノ我國ノ位置ニアリマシテ土地ノ如キ、  
別シテ田畠ノ如キハ實ニ一國富源ノ極スル所デアリマシベ又財源ノ存スル所  
シアルカラク其租稅ノ如キハ最も慎重ニシネバラズ是ヲ慎重ニ  
シ衡平均一ナラシムルコトハ國家ノ隆盛民經濟ノ發達ニ於テ重要事項  
考ヘマス、且チ是ガ此法律ヲ提出シタル大體ノ理由デアリマスノミナラズ、  
此問題ハ近來政治上ニ於テ「」ノ葛藤トモナシテ店リマス最早一刀兩斷シテ決  
行スルコトガ政策上ニ於テモ必要ト認メル譯デアリマス諸君ノ公平ナル審  
査ヲ經マシテ速ニ實行ニ至ラシコトヲ本大臣ハ特ニ希望致シマス  
○市長板倉謙達君 本員ハ大藏大臣ニ質問ヲ致ス考デアリマス、此質問ノ所  
ハ理山書ノ方質問ヲ致ス考デアリマス、此質問ノ所前回ノ政府案ハ「」前回ノ政府  
ノ偏重ニシテ往々疾苦ヲ免レマス  
案ノ理山書ニハアタク、然ル處今回ノ本案ヲ見ルト疾苦ト云フコトハナイヤ  
ニ見エルノデ、附イテハ前回……昨年ノコトニ於テハ人民田畠ヲ所有スル  
者ハ大ニ疾苦困難ヲシタ云フ實況ヲ御承知ノコト、思フ然ルニ本年ニ至ラ  
テハ最早疾苦ノ困難ト云フコトハナイト云フコトヲ御承知ニナシテ是ハ御省



三

○審査ヲ付託スルハ特別委員ノ選舉ニ移リマス  
○男爵小澤公雄君 此特別委員ハ十五名ニシテ各部ニ於テ選舉スルヤウニ致  
シタイン思ヒマス、其次第ハ此前議會、其前ニ於テモ此案ノ時ハイモ十五  
名ニナツテ居リマス、且ツ甚ダ重要ノ問題デアリマスカラ委員ノ數ヲ増シテ  
鄭重ニ審査ニナツカ方ガ宜シカラウト云フノデ十五名ニシテ各部ニ於テ選舉  
スルト云フ勵議ヲ提出致シマス  
○男爵西五辻文伸君 贊成  
○男爵渡邊驥君 小澤男爵ニ賛成  
○子爵曾我禪準君 贊成  
○諒早家崇君 贊成

價ノ偏輕重ト云フモノハ是ハ一體ノ變遷ニ依クテ生ジテ來ルモノデアルカ  
ヲ假令大藏大臣ガ萬能力デアツデモ之ヲナイヤウニ務メルト云フコトハ出來  
ヌト思ヒマスガ其處ハドウ云フモノデアリマセウカ其邊ヲ一應承リタウゴザ  
イマス

正國務大臣(渡邊國武君) 未タ趣意ガ徹底セヌト考ヘマスガ日烟地價特別修  
正案が通過致シテ實行致シマスレバ偏重ノ著シキモノハ去ルコトが出來得  
ルコトハ明言シテ置キマス、然ル以上ハ再び修正スルノ必要ナシト答ヘテ宜  
シノイデアリマス併ナガラ此活動常ナキ世界ニ於テ最早如何ナルコトガ起  
テモ又カト云フコトハドウモ限アル能力ノコトデアルカラ明言スルコトハ尤モ將

○小原重哉君 本員モ本多君ノ條件附ノ說ニ費成ヲ致シマス  
○子爵曾我祐準君 初メ小澤君ヨリ發議ニナリマシタル十五名ニ致シマスル  
コト、各部ニ於テ選舉スルコトハ全ク同意デアリマス、併シ唯今本多男爵カラ  
ラ條件が出マシタガ時間ヲ極ムルト云フ條件ハ就イテハ絶對のニ反對ニア  
ル、ナセナレバ是ハ重大ノ問題デアリマスカフ之ヲ一週間ニ極ムルハ餘程無  
理シコトデアルカフ絶對のニ反對スル、一週間ニ報告スルコトハ全ク反對ヲ  
致シマス  
○子爵鍋島直彬君 本員モ小澤君ノ委員ヲ十五名ニシテ各部ニ於テ選ブト云  
フコトニハ全ク賛成デアリマス、如何ニセキ唯今第二議會ノ如切迫シテ急ト  
理シテアリカフ絶對のニ反對スル、一週間ニ報告スルコトハ全ク反對ヲ

○子爵小笠原壽長君、本員ハ政府委員ニ質問ヲ致シマス、本員ノ質問ハ諸君ノ御笑ヲ招クハ存シ、マセカレドモ本員ハ念ノメ、政府委員ニ承ツテ置キタリコトガアリマス、夫ハ此田畠地價特別修正法案ヲ攻府カラ出サレタトモナハ世間ノ輿論ヲ見ラレテ案ヲ出サレバノアラクテ本員ニ於テハ大キニ悦モノハ此田畠地價特別修正法案ヲ出サレバノアラクテ本員ニ於テハ第四期ノトキニ一應此案ガ出マシタリマス、既ニ此案ガ出カタマリ、然レバ所ガ此四期ニコトハ政府カラ出マシタケレドモ政府カラドウモ案ヲ出サレテ居ツテ誠ニ此田畠地價特別修正法案ニハ冷淡デアリマシタ、其處ニ於テハ政府ノ繼子案デアルト云フ世評デアリマス、勿論政府ガ此案ヲ出サレタ以上ハ出サレテ通過ヲ御希望デナイト云フコトハ萬

○男爵伊達宗敦君 一緒ニ決ヲ採ラント仰セラルハハ小澤君ノ委員十五名  
又第四議會ノヤウナ鹽梅ニ政府ノ繼子案デハナイカト云フヤウナ世評ヲ受ケ  
ルヤウナコトガアツデハ甚ダ木員ハ不都合ト思ヒマスカラ一應其邊ヲ念ノタ  
メニ、愈々通過ヲ御希望ニナツテ居ルモノアリマスカ其邊ヲ一應大藏大臣  
確メテ置キタイ考デアリマス

○國務大臣(渡戻國武君) 無論ナコトデアリマス、本大臣ハ全幅ノ精神ヲ以  
テ諸君ニ此案ヲ過問セラレニコトヲ希望致シマス

○子爵小笠原喜長君 宜シウイザイマス、能ク分りマジタ

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 然ラバ表決ニ付シマセウ、  
○子爵松平乘承君 一寸伺ヒマスガ唯今委員十五名ヲ各部ニ於テ選ブト云フ  
コトハドリ云フコトニ決ヲ取ラレマスカ;  
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 別ニ御異議ガナイヤウデゴザイマスカラ一緒ニ  
決ヲ採ル積アリマス  
○子爵松平乗承君 本員ハ矢張九名ア宜イト思ヒマス

○議長(侯爵峰須賀茂留君) サウデハゴザイマセヌ、唯今松平子爵カラ矢  
委員ハ九名デ宜カラウト云フ 説ガアリマセス、或ハサウ云フ御考ノ諸君モ  
ルカモ知レマセス、然ル上ハ矢張十五名ノ問題ハ別ニ致シマセウ、夫デ三  
ニナリマス……

○男爵小澤武雄君 今松平子爵ノ説ニハ贊成ガナイヤウデアリマスガ……  
○議長(侯爵峰須賀茂留君) 贊成ハ勿論ゴザイマセガ九名ト云フモノハ當  
リ前ノコトデ、夫トデ既斯ノ如キトコトハ別ニシタ方ガ混雜致シマセス、依  
テ矢張別ニ採ル積ニアリマス、本多男爵ノ説ハ一週間ノ期限ヲ附ケヤウ、夫ト  
ト委員ヲ十五名ニ増ス、夫ト各部デ選舉スルト云フ此三ツノ決ラ採リマス  
本多男爵ノ期限ヲ一週間ニスルト云フ説ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス  
長(侯爵峰須賀茂留君) 少數デゴザリマス、次ニ委員ヲ十五名ニ増ス  
○議長(侯爵峰須賀茂留君) 少數デゴザリマス、次ニ委員ヲ十五名ニ増ス  
云フ小澤男爵ノ説ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

ス、全體此東京、京都、大阪ノ如キ大都會、殊ニ帝國ノ首府タル東京ノ如キ、極益ナリトアアルト云フコトヲ此第一項ニ附イテ讀ベ置カウト存ジ、在ダヘハ市ノ事務ハ其範圍ガ極テ廣ク其數量モ極テ多イ譯アリマス、而シテ其範圍ノ廣ク數量ノ多イ所ノ市ノ事務ト一方ニ於テハ國家ノ行政事務ト府、行政事務ト密接ノ關係ヲ持テ居リマシテ五互之關係ヲ相爲ス所ノモノデゴヤマス、例へば市區改正ノ事、如キデゴザリミセウトモ決シテハ普通ニ軍事上ニ關する事、又ハ衛生事務ノ事、如キニ至リヤシテモ恐ク一般ノ行政又府ノ事、政ニ密著ノ關係ヲ持テ居ル譯デゴザリマス、此ノ如ク國家ノ行政府ノ行政事務ノ事、密著ノ關係ヲ持テ居ル所ノ市ノ行政事務ハ決シテ之ヲ自治體ノ選出ニシテノ事、即ル所ノ吏員ニミヲ以テ組織シタル行政機關ニ委託スルコトハ出來マセメ、即チ常ニ國ノ行政ヲ管理シテ居ル所ノ府知事ヲ行政體の實體とせん。行政機關ニ加ズテ白鳥體ノ行政ニ參與セシメナクテハナラヌ譯デゴザリマス。

○議長 侯爵峰須賀義龍君　過半數アゴザリマス、依テ十五名ヲ各部ニ於選ブコトニナリマス、次ニ明治二十二年法律第十二號廢止法律案衆議院提呈第一讀會下開キマス、書記官ヲシテ朗讀致セマス

マニシナフバ市ノ行政事務ト國ノ行政及府ノ行政事務ハ常ニ相抵觸シ相衝突シルコトヲ免レシシテ之ガタミニ市ノ行政事務ヲ全ツフルコトモ出来ズ又ノ行政ト國ノ行政事務ニ於テ其の目的ヲ全ツフルコトハ出來ナリコトアリウト考ヘマス、常ニ府知事タル者ハ市ノ行政機關ニ加シテ國ノ行政事務ノ事情關係ヲ説明シテ他ノ自治機關ノ反省ヲ求メテノ行政ト國ノ行政ト府ノ行政ノ間ノ融和圓滑フ圖ラクシテハナラヌコトヲラウト考ヘマス、是ハ弊アーリドコロデナクシテ一身ニシテ被監督者タリ又ノ監督者タルコトハ市ノ行政、府ノ行政、國ノ行政ノ上ニ於テ頗ル便利ノコ

貴族院議長侯爵蜂須賀茂留嚴  
明治二十二年三月法律第十二號「明治二十七年九月三十日限り廢止」  
(政府委員江木千之演壇ニ登ル)

ス

シタル所ノ法律案ヲゴザリマスが政府ハ  
ニシテノ事に付シテ其理由ハ前回ノ

サルモナリヤマカラシヨウテ今日又メタテ之ヲ返スノ必要ハナク明ヌ  
タ次第デゴマスカラシヨウテ今日又メタテ之ヲ返スノ必要ハナク明ヌ  
併ナガラ今田此案ガ議會ニ提出セラルニ方リマシテ特別市制ニ三

特例ノ弊害ナリトシテ、十餘箇條ノ事柄が掲げテゴザイマス、此條項ハ彼ノ市會ガ政府並ニ貴衆兩院ニ對シテ請願ヲ致シマシタ所ノ請願書ニ掲ゲテ

ノル所ノ理由ト全ク同一ノモノデコザリマス、是ハ前年ト稍ニ趣ヲ異ニシ  
居ル所ガゴザリマスカラ此條項ニ對シ聊ケ行政ノ見ル所ヲ陳致シテ置

トナリ又ハ被監督者タクノ第一ニシテ監督者タクノ弊ハ何處

貴族院議事速記録第五號 明治二十六年十一月八日 明治二十二年九月八日

○渡正元君 先刻以來政府委員が本案ヲ辯明シテ政府ノ意向ヲ述べラレルノ承ヲテ居リマスレバ理由書ノ項ヲ舉ゲテ之ニ駁撃ヲ與ヘラレヤウニ思ひ

マスガ然ルニ我と本院ニ於テ受取フタ所ノ議案ハ此一條ニ過ギヌ即チ其理由書ノ何タルヲ知ラスカラ其理由書ニ對シテ駁撃スルノハ殆ド不要ノコトカト

書ノ何タルヲ知ラスカラ其理由書ニ對シテ駁撃スルノハ殆ド不要ノコトカト

考ヘマス必要ナラザル辯解ハ暫ク差控ヘラル、ガ宜シイ、政府委員ハ本案ニ

對シテ大體ノ意見ヲ述べルニ止メラレテ然ルベキコトデアラウト考ヘマス

○政府委員(江木千之君) 大體ノ事ニ附イテハ既ニ前回ノ議會ニ於テ政府委員が陳述致シテ居ルコトデゴザリマスカラ今日ハ之ヲ繰返ス必要ハナイト存ジマス、然ルニ今年此法律案が議會ニ提出サル、ニ方々テ十陰簡條ノ理山ガ

掲グテゴザリマス、ノミナラズ彼ノ市會ヨリ請願致シ所ノ請願書ニ理山ガ

簡條ノ理山ト云フモノガ掲グテゴザリマス、是ニヨリテ居ル所

意ゴザリマスカラシテハ既ニ前回ノ議會ニ於テ政府委員が陳述シテ居ルコトデゴザリマスカラ今日ハ之ヲ繰返ス必要ハナイト存

(男爵小澤武雄君) ドウモ今度君カラ發言ニナクア通り理由書ガ少モナ

モノデゴザリマスカラ分リマセメ、夫ガ若シ必要アレバ御配付ニ

ナツテ然ル後ニ説明ニアリタイト思ヒマスカラ御配付ニナルコトヲ請

ベマス

(子爵板倉勝達君) コチラニナイカラ分ラヌト述フ

○政委員(江木千之君) 理山書ノ大體ノ事ヲ掲グテ本官カラ此處ア一應述

ベマス

(渡正元君) 我々ハ理山書ヲ持タナシ、夫故ニ了解シ兼ネル何ノ辯駁ア

ベマス

(子爵板倉勝達君) ト述フ

○政委員(江木千之君) 在ル事柄デアルノデゴザリマス

(男爵小澤武雄君) 少モ譯ガ分ラヌト述フ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 是ハ配付スル限デナインデ即チ衆議院ヨリ請

テ來マセス、併ナガラ衆議院ニ於テ提出ノ節ニハ理山書ガ附イテ居ル其中ニ

テ渡正元君 理山書ニ對ニ配付ニナラザルモノハ了解シマシタガ然ラバ政府委員ハ衆議院ノ理山書ニ對ニ配付ニナラザルモノハ不必要ノコト

ト存ジマス、若シ貴族院議員ノ参考トタメニナルトナラバ政府委員ハ宜シク

テ理山書ヲ各議員ニ配付シタ後ニ辯駁シタラバ左スレバ折角政府委員ハ精神モ我々ガ酌量參考スルコトガ出來ル、夫ナシニ唯漫然理山ノ参考云々ト云フ

事ハ一向本員等ハ了解シナシ故ニ嘗講場ニ於テ其辯論ハ全ク不要ノコト、存

ジマスルニ依テ差控ヘラル、コトヲ望ミマス

○政府委員(江木千之君) 御趣意ノ所ハ能ク分リマシテ、然ラバ是ニ對シ

モ如レマセヌ

(子爵酒井忠彰君) 政府委員ニ御注意ヲ申シタイト云フモノハスル場合

ノ御演説ト云フモノハドウセ委員ガ出来スマスカラ其節委シク委員ニ

御話ニナクタ方ガ宜カラウト思フト述フ

○政委員(江木千之君) 固ヨリ委員會ニ出テモ委シク申ス積デアリマス

モ如レマセヌ

(子爵板倉勝達君) 一方ノ事トハ何ノ事アリマスカト述フ

○政委員(江木千之君) 市ノ一部分ノ利益ハ未ダ全般ノ利益トスルコトハ出來マスマ

シナケレバ此事ガ希望スルト云フコト述べテ此故アリマスカト述フ

○渡正元君 本案ニ附イテ先刻以來政府委員ハ幾々長ヒト演説ガアリマシタガ

シナケレバ此事ガ治ラムト云フコトデゴザリマス

○政府委員(江木千之君) 市ノ事務ニ關係フ持ツコトガ頗ル深イ普通ノ市町村ハ細ニ辯駁辭解ヲ與ヘラレタモノト承リマシタ、然ルニ惜イカナ木員等ハ右ノ事務トハ大ニ趣フ異ニスル所ガアルノデゴザリマス、一市ノ事務ノ盛衰ハ一市ノ盛衰ニ係ルモノナクシテ全國ノ盛衰ニ係ルト云フ、關係ガゴザリマス、此市ノ行政事務ヲ取扱フニ單ニ自治體ノ選出ニ係ル所ノ吏員ノミヲ以テスルト云フコトハ成ル程其自治體ノ一方ノ利益ヲ獲達スルタメニハ宜シイカモ知レ

(子爵酒井忠彰君) 政府委員ニ御注意ヲ申シタイト云フモノハスル場合

ノ御演説ト云フモノハドウセ委員ガ出来スマスカラ其節委シク委員ニ

御話ニナクタ方ガ宜カラウト思フト述フ

○政委員(江木千之君) 固ヨリ委員會ニ出テモ委シク申ス積デアリマス

モ如レマセヌ

(子爵板倉勝達君) 一方ノ事トハ何ノ事アリマスカト述フ

○渡正元君 本案ニ附イテ先刻以來政府委員ハ幾々長ヒト演説ガアリマシタガ

シナケレバ此事ガ治ラムト云フコトデゴザリマス

○政府委員(江木千之君) 市ノ一部分ノ利益ハ未ダ全般ノ利益トスルコトハ出來マスマ

シナケレバ此事ガ希望スルト云フコト述べテ此故アリマスカト述フ

○渡正元君 本案ニ附イテ先刻以来政府委員ハ幾々長ヒト演説ガアリマシタガ

シナケレバ此事ガ

四

○議長(侯爵峰須賀茂潤君) 唯今呼シテ居ルトオツシヤツタカラニ速ニ氏名點呼ヲナ  
○子爵關博直君 唯今呼シテ居ルトオツシヤツタカラニ速ニ氏名點呼ヲナ  
○三浦安君 是ハ小笠原子爵ニ忠告致シマスガ此氏名點呼ハ御取消ニナ  
○子爵關博直君 唯今呼シテ居ルトオツシヤツタカラニ速ニ氏名點呼ヲナ  
○三浦安君 是ハ小笠原子爵ニ忠告致シマスガ此氏名點呼ハ御取消ニナ  
○議長(侯爵峰須賀茂潤君) 決シテ議長ニ於テハ氏名點呼ヲセメノデハゴザ  
リマセヌ、併シガラ數ハ斯ノ如キ數デアルト御示シ申ス丈ニヨトデ其上御異  
議ガアレバ格別ノコト  
○山口尚芳君 三浦君ヨリ小笠原子爵ニ御忠告ガアリマス、真シ小笠原子爵  
ガ御承諾ニナツテモ一旦贊成シタ者ガアツカ問題トナツコトアルカラ縦  
じ無益ナコトデアタナケラバナラムト考ヘマス  
○議長(侯爵峰須賀茂潤君) 小笠原子爵ハ未ダ御異議デゴザイマスカ  
○子爵小笠原壽長君 此時議席廊下退ク議員多シ  
○子爵小笠原壽長君 斯ウドウモ人ガ退席ニナリマシテハ異議ヲ申立テ、モ  
ドウモ誠長ガ餘リ御手間ヲ取タノデ退席シテシマヒニシタ  
○議長(侯爵峰須賀茂潤君) 決シテ手間ヲ取リモ何セ致シマセヌ、數ヲ取  
テ少數アルカラ少數アルト云コトヨ御知セセ致シマセヌ、夫  
テ御承服ナサレバ氏名點呼ヲ行フニハ及バメ、若シ御承服ニナツメ以上ハ無  
論氏名點呼ヲ行フ積アリマス  
○子爵關博直君 本名點呼ヲ行フニ人ヲ出シテシマフト云コトガアリマス  
カノ前ノ決議ハ起立ガ多イヤ否ヤト云コトガ判然シマセメタニ氏名點  
呼ヲ以テモツツ前ノ議決ヲ確メヤウト云フノデアル、夫テ前ニ居タ者ヲ  
出シテシマツタカラ前ノ議決ハドウシテ分リマスカ甚ダ議長ハ不都合デス  
○宮木小一君 モウ十二時デスカラ一旦退席シテ午後ノ會席ニ於テ氏名點呼  
ヲ…  
○議長(侯爵峰須賀茂潤君) 然ラバ一應体憲致シマス

○議長(侯爵鈴木賀茂龍君) 少數デゴザイマス、是ヨリ議場ニ於テ選舉ヲ致シマス

○男爵伊達宗敦君 一寸伺ヒマスガ各部選舉ト云フコトハ午前ニ於テ今ノ小笠原子爵ノ異議ニアツタ時ノアノ決議ヲ消エテシマツタノデスカ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 消滅シテ居リマス、即チ是ヨリ議場ニ於テ選舉ヲ行ヒマス

○安場保和君 唯今ノハ少數ト御認メニナリマシタカ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 少數デゴザイマス

○男爵伊達宗敦君 欲ヲ御示シニナラヌト後テ又……

○子爵板倉勝達君 エウ御宣告ニナツク上ハ往ケマセヌ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 確ニ少數デゴザイマス

○安場保和君 確ニ少數トハ本席ニ於テハ認メマセヌ異議ヲ申立てマス

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 然ラバ氏名黙呼ヲ行ヒマス

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 氏名黙呼ノ結果ヲ御報告ニ及ヒマス、出席總數百四十六、可トスル議員七十四、否トスル議員七十二、依ツテ可決セラレシテゴザイマス、次ニ市制追加法律案、衆議院提出、第一讀會ヲ開キマス、書記官ヲシテ朗讀ヲ致サセマス

(左ノ修正正案ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノタメ此ニ載錄ス)  
〔原ナラ塗改ニ係ルモノハ字傍ニシテ、下ノ附シ其修正ハコトワ附シ新ニ  
加シタル文字ニハ「」ヲ附ス〕

## 狩獵法案

### 第一章 獵具獵法

第一條 此ノ法律ニ於テ狩獵ト稱スルハ銃器各種ノ網放鷹網繩又ハ揆  
ヲ以テ鳥獸ヲ捕獲スルヲ謂フ

前項各獵具ノ種類及制限ハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第二條 爆發物 捕鉗若ハ危險ナル民及附寄ヲ以テ狩獵ヲ爲ス鳥獸ヲ捕獲  
スルコトヲ得ス

前項ノ外ノ獵具獵法ニシテ第一條ニ掲ケサルモノニ就テハ地方長官(東京  
ハ督視總監)ハ農商務大臣ノ認可ヲ經テ便宜取扱規則ヲ設クリコトヲ得  
以下倣之

第三條 日出前、日没後又ハ市街人家稠密ノ場所、衆人群集ノ場所ニ於テ若  
ハ銃丸ノ達スヘキ處アル建物船舶汽車ニ向テ銃砲ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 左ニ掲タル場所ニ於テハ狩獵ヲ爲スコトヲ得ス

## 一 御獵場

右憲法第三十八條ニ依リ貴院ニ提出候也  
明治二十六年十二月四日

明治二十六年十二月四日 衆議院副議長 楠本正三  
貴族院議長侯爵蜂須賀茂潤殿

東京市京都市大阪市ニ於テハ區長及其代理者ヲシテ市長收受ケ區内ニ關スル國ノ行政及府ノ行政並ニ收入役ノ事務ヲ

議長（侯爵蜂須賀茂韶君） 木案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員会

子爵板倉勝達君　此案ハ即チ前會連繫ノモノアゴザイマスカ  
前ノ委員ニ付託シテ宜ガラウト云フ動議ヲ提出致シマス

安場保和君 本員ニ於キマシテモ此議案ハ前場決定ノ議案ト  
レバト委員ヲ議長ニ於テ御指名ノ上同様ノ手續ヲ以テ同委員  
ヲ委員ヲ議長ニ於テ御指名ノ上同様ノ手續ヲ以テ同委員

松木鼎君 妥場君ヲ賛成  
藤村紫朗君 妥場君ニ同意 アゴザイマス

平田東助君 安場君二贊成  
小原重哉君 妥場君二贊成

議長（侯爵峰須賀茂留君）　起立者　多數  
過半數デゴザイマス、次ニ狩獵法

貴族院議事速記錄第五號 明治二十六年十二月八日 市



ガ、甚だ稅ノコトデ隨分重イコトデアリマスカラ何カ少シハ議論ガナケリヤ  
○理屈ヲ申スノデハアルセリマスカラ何カ少シハ議論ガナケリヤ  
ヒマスカラ少シ其御説明ヲ願ヒマス  
○子爵谷千家尊福君 左様獨アリマスカラ何カ少シハ議論ガナケリヤ  
タマ「發議者ガアツナリマシタガ全體ドウモ餘り安シテ置クト大變ソノ羅  
者ガ殖エルノデ鳥ガナクナル一つハ鳥ノ保護ト云フコトカラモ起ツテ來テ居  
ルノデアリマス深ニ議論ハドウモ私ハ委員長ゲ居リマシタガ聽キマセナカツ  
タ夫支ノコト  
○男爵千家尊福君 唯今委員長ノ修正案ニ附イテノ御説明ヲ承リマスレバ至  
極明瞭アリマス本案中ニ在ル所ノ羅區ヲ削除ニナリマシタ如キモ既モアリマシタ  
贊成ヲ表スル點アリマス其他諸項ノ修正ニ於テモ至極確立ト云フコトカラモ起ツテ來テ居  
ル所ハ適當ノコトアラウト存ジマス、第九條ノ既モ平松子爵ガ御質問ヲ致サレハ  
員ガ御質問ヲ申上ゲタモ既モ平松子爵ガ御質問ヲ申シマセヌ、第十一條ノ但  
シ次第アリマスカラ此點ニ再び御質問ヲ申シマセヌ、但書ヲ削除ニナリマシタ理由山ハ助手ヲ要スル羅法  
書ヲ削除ニナリマシタ此但書ヲ削除ニナリマシタ理由山ハ助手ヲ要スル羅法  
ニ在リテモ免狀ヲ有セザル者ヲ同伴スルコトガ出來メコトニナリマシタ、サ  
ウナリマスルト云フ實際ニ於テ助手ヲ要スル羅法ヲ施ス場合ニ於テハ隨分  
差支ガ起ルコトデハアルマイカト思ヒマスルガ其點ニ於テハ委員會ニ於テハ  
如何御取調ベニナリマシタカ一寸ナシテ置ミトイト存ジマス  
○子爵谷千城君 御答致シマス、是ハ羅區分議論ガアリマシタケ  
レドモ此助手ト云フコトニ附テ甚ダ羅區ガ定メ難イ如何トナレバ此免狀  
ヲ又行キマスルニ免狀追付者ガアレ、所ガ其追付者ヲ三人ニ限ラニヤナ  
ラヌ或ハ四人ニ限ラニヤナラヌ、成程物ニ依ラテハ眼ラレルアリマスガ  
夫レ等ハドウモ限レナイ夫レカラシテ建網フヌル、即チ此鷹杯ヲ捕ルニ附  
テ網ヲ建テル夫レガ最モ助手ノ必要アル、網ヨ三人アレバ必ム行クトカ云  
フヤウナ色々論モアリマシタケレドモ諸マリ斯ウ云フモノハ入ルマイ、例ヘ  
テ言ヒマスレバ鳥ヲ捕リニ行キマス或ハ諸ラフナチニ行キマスルニシマレテモ  
丸、薬カラ辨當マデ何セカヨナフヌルテノボラヌ而テノボラヌ總テ助手ト見做ス  
ナツク、スルト此羅區ノ所除ケマシテ此後其地修正シテアル趣意ノ所ニ勘考  
致スニ一體都市所有者ノ羅權ト云フコトモハ何レノ簡條ニ保護スルノ  
譯ニハ行カヌ、夫レニ斯ウ云フコトハ諸マリナクテ宜シイシスウ云フモノヲ  
存スル必要ハナトイト云フノデ除ケタノデアリマスル深ニ意味モ理屈モナカツ  
タト思フノデアリマス  
○男爵渡邊清君 少少タゞ御尋ネ致シタイ此羅區ノ所アリマスガ羅區ハ削除ニ  
ナツク、スルト此羅區ノ所除ケマシテ此後其地修正シテアル趣意ノ所ニ勘考  
致スニ一體都市所有者ノ羅權ト云フコトモハ何レノ簡條ニ保護スルノ  
カフ明ニ申シコトハ出來マセメガ或ハ是等ノ民法等ニハ關係ヲ有タスト勿文、ガ  
コトデアルカ或ハ羅ニ於テハ別段ノ事アルカラ民法ニ假合如何様ノ法文、ガ  
アツテモ其方ハ即チ此羅羅法案デ其權利ハ保護セスレ云ノ意デアルヤラド  
ウ云フ趣意デアルカ、ドウモ善ク見シマシテ所有地ニ所ヲ保護スル所ガ見エ  
ヌヤウデアリ、唯此権利障壁ヲ設クリベ宜シウゴザイマスガ是ハ極タヌノ  
デアルガ其他ニセノハ如何デゴザレセリカ

圓以下ト云フコトニナツテ居リマス、即チ此八條ノ場合ニ於キマシテモ精行法ノ即チ詐僞ノ所爲マアセ此八條デ罰スルト云フコトノ意味合ヨリ此處ヘ御引キニナツテ此八條ヲ入レマシタノアリマスカ然ラズシテ唯第八條ヲ

御書込ニナツタノアリマスカ其處ヲ……

○子爵谷干城君 法律ノ事ハ委員ノ中ニ大變詳シイ方ガアリマス、即チ篠作

君カラ委細御答ニナリマス

○篠作麟祥君 本員モ委員ノ一人アリマス見受ケマスル所デハ委員長ハ書

類ノ御携帶ガニ様デゴザイマスガ私ハ幸ニ書類ヲ持テ居リマスカラ私カラ御答ニ致シマス、唯今馬屋原君ガ現行勅令ヲ引テ現行勅令ノ免許ヲ得ス

シテ狩獵ヲ爲シタル者及詐欺ノ所爲ニ山川免狀若クハ獵區設定ノ免許ヲ得タル者ハ捨圓以上百圓以下ノ罰金ニ處スト云フコトガ現行勅令ニ在ルト云フ

コトデアリマスガ夫ハ失禮ナカラ馬屋原君ノ御間違アラウト考ヘル、是ハ

狩獵規則即チ勅令二十九條ハ惟今ノ免許ヲ得タル者ハ捨圓以上三拾圓以下ノ罰金ニ處シ第八條ニ違背

シテ乙種免狀ヲ受ケタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ストアリマス、

云フノデ是ガスッカリ直ツテ居リマス、唯今馬屋原君ノ言ハレタノハ即チ改正

ニナル前ノモノヲ朝讀サレタ様ニ考ヘマス、即チ今日ニ於キマシテハ第二十

九條ハ「第六條第二項及第二十條ニ違背シテ狩獵ヲ爲シ又ハ第十四條ニ違背

シテ乙種免狀ヲ受ケタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ストアリマス、

シテ職獵免狀ヲ受ケタル者ハ七圓以上七拾圓以下ノ罰金ニ處ストアリマス、

是ガ即チ今日ノ現行法デアツテ即チ我ノ修正致シマシタノハ恰モ現行法ニ

基イタムノトコトテ此二十條ヲ朱書デ削リマシタノハ

是ハ先程委員長ノ述ベラレマシテ通我ニ於キマシテハ獵區ヲ削除致シ

マシタ、獵區ヲ削除致シマシタ以上ハ二十條ハ出テ來ヌ譯アリマス、夫デ第

二十條ヲ削リタ譯アリマス其他即チ朱書ノ第二十條ハ現行勅令ノ第二十九條ト

同一ノ儘ヲ揭グタノアリマス、而シテ此二十條ヲ朱書デ削リマシタノハ第二

十條ノ朱書ノ制裁ガナカッタ、其制裁ノナカッタ所以即チ正ニナツテ居ル、即チ昨年勅令第九十三

九條ハ「第六條第二項及第二十條ニ違背シテ狩獵ヲ爲シ又ハ第十四條ニ違背

シテ乙種免狀ヲ受ケタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ストアリマス、

云フノデ是ガスッカリ直ツテ居リマス、唯今馬屋原君ノ言ハレタノハ即チ改正

ニナル前ノモノヲ朝讀サレタ様ニ考ヘマス、即チ今日ニ於キマシテハ第二十

九條ハ「第六條第二項及第二十條ニ違背シテ狩獵ヲ爲シ又ハ第十四條ニ違背

シテ乙種免狀ヲ受ケタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ストアリマス、

シテ職獵免狀ヲ受ケタル者ノ如キハ特ニ此狩獵法ノ中ニ書イテ置

ガアルカラサウハアルガ職獵ノ權ハナイ、夫デ若シ詐リヲ申シテ餘計ナ狩獵稅ヲ置

カヌアモ其事丈ハ刑罰ニ讓シテ即チ問ハレト云フ精神アツク様ニ聞及ビマス、

成ル程是ハ一例アルコトデ假令八條ニ違背シテ即チ官吏デアルトカ或ハ地租

拾五圓以上ヲ納メルモノトカ或ハ所得稅ヲ納メルト云フヤウナモノハ即チ是

ハ狩獵ノ權ハアルガ職獵ノ權ハナイ、夫デ若シ詐リヲ申シテ餘計ナ狩獵稅ヲ置

カヌアモ其事丈ハ刑罰ニ讓シテ即チ問ハレト云フ精神アツク様ニ聞及ビマス、

成ル程是ハ一例アルコトデ假令八條ニ違背シテ即チ官吏デアルトカ或ハ地租

ルカラ加ヘテ置クガ適當ト思フ、然ラバ我ミガ此狩獵規則ヲ法律トスルナラバ矢張其仕組方ハ勅令ト同一ニシタガ宜カフウト云フコトアリマス、即チ此二十條ヲ修正イタシタ譯アリマス、即チ此二十條ヲ修正イタシタ譯アリマスカラ左様御承知アランコトヲ希望シマス

○田芳勞男君 本員ハ昨年提出ニナリマシタ案ニ比シマスルト大ニ宜シオ案

不審ノ廉モ追々分リマシタ、先刻委員長カラ御説明ニナリマシタ中ニ第四條

ト考ヘマス、夫故本員ハ始メハ不満足ノ案ト致シマシテ贊成ハ致シマシタト

ダガ本年ハ贊成致シマス考テ、殊ニ特別委員ノ修正ハ大ニ改良致シマシタト

ト考ヘマス、夫故本員ハ此地方ノ国道ト縣道等ニ附イテ標杭立ツテ

モアリマシタガ本員ハ此地方ノ国道ト縣道等モアリマシタ中ニ第四條

ト考ヘマスカ、尙更フ……併ナガラ先刻ヨリ追々御質問等モアリマシタ中ニ第四條



○鉛木傳五郎君 贊成  
○小原平松厚君 大手や少し早めに御ヤシタが唯今陳述致シマシタ通ドウカ  
○格別釋論モアリサウデゴザリマセシ別段申ス程ノコトデモナイ様ニ考ヘマ  
○スカブ成ルヘク議事日程ヲ變更サレテ直ニ二體會ヲ開カレマスコトヲ歎望致  
○シマス  
○鈴木傳五郎君 贊成  
○小原平松厚君 大手や少し早めに御ヤシタが唯今陳述致シマシタ通ドウカ  
○格別釋論モアリサウデゴザリマセシ別段申ス程ノコトデモナイ様ニ考ヘマ  
○スカブ成ルヘク議事日程ヲ變更サレテ直ニ二體會ヲ開カレマスコトヲ歎望致  
○シマス

○語長(佐藤鉏兒)實業銀行  
通商銀行等に於ける  
リマシテ直ニ一讀會ヲ開キマス逐條朗讀致サセマス

結果デ小田原ニ關係ノナクナツク故デ「ザリマス、第三條ノ所ニ少シ文字ノ修正ガ出来マシタ是ハ格別意味ノ關係ヲ持ツタ譯ハゴサ委員会ニ於テ講究ヲ議員ナ御質疑モ此様ナ所モゴザリ夫ヲ委員會ニ於テ講究ヲシタノゴザリ上訴申ス所ニ施行前ニ係ル八王子區裁判所ノ爲シタル裁判裁判ニ對スル上訴申トハ八王子區裁判所ノ爲シタル裁判

○議長(侯爵須賀茂留君) 過半數デゴザリマス第二條第三條第四條マデ連  
帶シテ問題ト致シマス  
(有賞書記監督直顧)

ノ末項ニ八王子區裁判所ノ爲シタルト云ノコトガ施行後ニ爲シタルト云フコトニ反対シテ明瞭ニナルデアラウト云フスコトマニ致シマシタガ凡てシ對スル委員會意合表シマスルシ委員會ハ盡ク全會一致テゴザリマス、ドウゾ諸君ノ御賛成アランコトヲ希望致シマス。○議長(美富條賀賀茂翁) 別ニ御發議ハゴザリセヌカニ別ニ御討論ハ

ナイヤウテゴザリマスニ依ツテ第二讀會所……  
○子爵平松時厚君緊急動議ヲ提出シマス本案ノ裁判所管轄區域ノコトハ唯  
ニ二讀會ヲ開カレシモナイヤ様ゴザリカラ成ルベクハ議事日程ヲ變更サレテ直ニ  
二讀會ヲ開カレシヲ希望致シマス  
○議長(左近翁賀茂留吉)夫ハ唯今御提出ニナル場合アハナイト思ヒマス

○子爵平松時厚君〔ソンナラ豫メ申シテ置キマス〕議長〔侯爵蜂須賀茂留君〕夫ハ唯今ハ第二讀會ヲ開クヤ否ヤノ決ヲ採ル場合デゴザリマス〔子爵平松時厚君〔ソンナラ後カラト述フ〕第一讀會ヲ開クベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長〔侯爵蜂須賀茂留君〕次ニ爲シタルノ四字ヲ加ヘマス〔ト述フ〕正ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○子爵平松時厚君 最早二讀會毛異議ガアリマセカラ矢張議事日程ヲ變更  
○安藤則命君ハ政府委員ニ對シテ大體ノ御説明ヲ頗レタヽ、此不都合ナコト、私ハ信ジテ多數

サレハ速小二郎議長に開かれマスコトヲ着致シマス  
○子爵小笠原壽長君 賛成  
○子爵河賀實文君 賛成  
○議長(侯爵蜂須賀茂留君) 平松子爵ノ第三讀會ヲ直ニ開クト云フ即チ議事  
日程ヲ更々スルト云フ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長（侯爵蜂須賀茂詔君）過半數アゴザリマス直ニ第三讀會ヲ開キマス朝讀ハ省略致シマス……表決ニ付シマス即チ第二讀會ノ決議案ガ原案ニナツテ居リマス此原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ひマス起立者多數

○政府委員（末松謙澄君）本案ハ衆議院カラコチラニ提出サレタル案アゴザリマス之ニ附テ政府ノ意見ヲ述べロト云フコトアゴザイマス勿論本塗多少政府ニシテハ既ニヨモト昨年モアタクト考へマス其際ニ至リ安田君カラノ御質問にて發シタ君ノアヘナリカ

○議長(侯爵峰須賀茂龍君) 過半數アゴザリマス依クテ本案ハ可決セラレマ  
シタ次ニ明治二十年勅令第六十七號保安條例廢止法律案衆議院提出第一讀會  
ヲ開キマス期讀ヲ致サセマス

貴族院議長 貴族院議長  
衆議院副議長 楠本正隆

明治二十年十一月廿六日附合第六十七號保安條例ヲ廢止ス  
○○侯爵醍醐忠順君 本員ヘ……  
○○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 御意見ヲ御演ベニナリマヌカラ演壇ヘ御出下  
サイ

○議長（侯爵鶴須賀茂龍君） イヤモツ簡單テコザリマス……  
（侯爵鶴須賀茂龍君二登壇） 演壇へ御出デ下サイ  
○侯爵鶴須賀忠順君演壇ニ登ル  
○侯爵鶴須賀忠順君演壇ニ登ル  
○侯爵鶴須賀忠順君 業員ハ此問題ニ……議題ニ附キマシテハ毎々不贊成ヲ  
呼ヘマシタ持論者ノ一人デゴザリマス、然ルニ今般ハ此廢止案當院ヲ通過ス  
常ノコトガツタトキニ應ズルコトガ出来、或ハ武器ナドヲ持迎ヘサセ事實ニ於テ一向  
テモ武器持ハ成ル程廢刀令ハ出テ居リマスガ廢刀令ダケデハ事實ニ於テ一向  
用ヲ爲サレバ時節ガ起ツテ來ル、夫デ武器ノ持迎ヘガ出來ナシヤウナコトガ他  
ノ憲法國ナドニ於テモ大レヒ立派ナ法律ガアルヤウナコトデアリマス、又

ルヲ希望致シ併テ廢止案ヲ賛成致シマス、夫丈ノコトゾハゴザリマスガハ  
處レバ登リマシタカ列トシテモ宜シ位何モ欲シ例デハ固ヨリマサ、併シ  
マニアノ條例ト申シテモ宜シ位何モ欲シ例デハ固ヨリマサ、是モ存ジテ居リマス、今以テ是ガ極  
已ムヲ得ズ權道ヨリ出マンシナコト、是マニテ存ジテ居リマス、是モ存ジテ居リマス、是ハ果シテ  
政局ノ運行レタル以上ハナトイ云フ譯ノモノニ極シタ譯ノモノノダハゴザリマセバ、是ハ果シテ  
隨分斯ウ云フ例ノアル所ヨアリマス、夫デ今日ノ情況ニ於キマシテ諸君至定  
不必要トモ感ジマセヌガ先ヅ暫ク歲月モ經テ草創済ミヨシ左程穩撫  
テ御覽デアリマセリ隨分此選舉騒動ナシニ附イテモ之ヲ施行セナクテハナ

ノヤウニモ考ヘマセヌガマア斯様ナコトヲ數度衆議院カラモ提出ナリマスル  
ニ毎々本院デ通過致シマセヌ民望ニモ副ハス譯、且ツ又物ニハ程度ト申ズ  
モノモアリマス、イツマデモセラガ通スル理由ナマイカ、萬々不必要トハ  
感ジマセヌモノ、先づマテモセラガ適度デモアラカト感ジマスル  
故ニ今回ハ通過ヲ希望シ併セ廃止案ヲ賛成致シマス  
所ア今日保安條例ヲ衆議院ノ如ク全廢致シテハ甚ダ治安上ニ於テハ心元ナシ

ト思フノデアリマス夫デ政府ニ於テハ今廣スベキモノデナイト云フ意見デアリマス  
○安藤則命君 が此案ノ大體ニ附イテ御答辯ヲ頗シタウゴザイマス 政府ニ向クテ 宜シ  
ウゴザイエスカ御許シゴザイエスウカ  
○議長(侯爵峰須賀茂源君) 許シハ致シマスガ是ハ政府ノ案デハナイノデス  
マヌ唯今之ヲ廢スル時デネート云フヤウナ御演説ニ承リマシタガ其如何程位

貴族院議事速記錄第六卷

明治二十六年十一月九日

明治二十年勅令第六十七號

第一





置クガ一番適當アリマス、公道トスレバ餘り廣過ギル又ドンナ道モ許ス  
ト云フト甚ダ宜シクナイカラドコマデモ修正ヲ維持致シマス  
○箕作麟祥君 私モ此問題ニ附キマシテハ矢張委員ノ修正ガ宜シカラウト  
思ヒマス、公道ニ復スルト云フ說ハ餘り窮屈アラクテ又全ク削除スルト云フ  
說ハ甚ダ不都合千萬アラタ不取締ニナリハセ又カト考ヘマス、丁度委員ノ修  
正說ガ中間ニシテ宜シキヲ得タル說ト思ヒマスカラ私ハ特別委員ノ修正說ヲ  
維持致シマス、序アナガラ申上ゲテ置キタリノハ本員ハ此第四條ノ第七ト申  
ス處ニ少シク修正ガ致シタリト云フ者アリマス、唯今此三ノ處ガ如何ニ決

ノ起ルハ明ナ語テアリマス  
好ニミヤセヌ、ハ餘り不穏當ヨコト、考ヘマスル、公道ト云フコトニスレバ  
モ當得タルモノト考ヘマスカラ私ハ田中君ト全ク同感デアリマス  
○政府委員(齋藤修二郎君)此第四條ノ第三ヲ削除スルト云フ松木君ノ説ニ  
段々御賛成ガアル様デゴザイマスカラ一晉申上ダテ置キタウゴザイマスガ恰  
キ曾我子爵ノ御説ノ如ク全ク是ガ御削除ニアリマシタナラバ、ヨシ偶然ニモ  
免綱ヲ張リ種々ナ事柄ヨシテ之ヲ捕ラウト致シマシタセノガアリマシタ時ハ  
制裁ガゴザイマセヌ、制裁ガゴザイマセヌコトニナリマシテハ場合ニ依クテ  
継援フ生ゼヌトモ保證ガ出來マセメカトモ考ヘマスカラ其難ダケラ一應申上

ト考ヘナマス、夫テ第ニノ所居ノナイヤウニ致シタイト存ジマスカラ此段像メ  
コト定スルガ知レマセヌカ其規定如何シオトテシマクテ後ハ此第七ノ所ニ喙ヲ容レル  
議長マデ申上ゲテ置キマス  
○男爵伊達宗敦君 モウ一應私ハ述べテ置キマスガ唯今曾我君カラ習志野ノ  
御獵場ノ例ヲ引イテ申サレマシタガ固ヨリ御獵場ニハ我ニ一般ノ者ハ往カレ  
マセヌカラ夫ハ例ニハナリマセヌ併ナガラ實際ノ獵場ノ情況ヲ御存ジナイ  
方ハ曾我君ノ間違ニ迷ハナイトモ云ヘマセヌカラ一應申上ゲテ置キマス、尙  
本議長ニ御尋ね申シマスガ松本君ノ修正説ニ定期ノ質成者ハアリマセヌカ、  
併ナガラ是ニ贊成シタ時分ニハ四條ハ委員ノ修正説ガ少數デ成立タズ、又原  
案モ少數デ成立タヌト云フコトニナルト自然削除トナツテ松本君ノ説ニ贊成  
スルモノトナルト斯ウ考ヘマスガサウデゴザイマセウカ  
○議長(侯爵蜂須賀茂留君) サウデハゴザリマセヌ、是ハ、第四條中ノ一節  
條デアツテ矢張修正説デス、夫ヲ削除スルト云フノモ修正説デス  
〔男爵伊達宗敦君 サウデハアリマスマイ、四條ノ中ノ三ハ……」ト延

○譜長(伊賀越後守兼左衛門) 四傳  
○子爵一道君 松本君ノ説ニ贊成致シマス  
○子爵本莊壽亘君 私モ松本君ノ削除説ニ贊成シマス  
○子爵唐橋在世君 私モ松本君ニ贊成致シマス  
○子爵小笠原壽長君 木員モ松本君ニ贊成シマス  
○宮本大小一君 一寸委員長ニ御尋ネヲ致シテ置キマスガ此國道縣道ト云フ  
○  
○

トハ東京府大阪府杯ノ府ハ此内ニ籠ヲ様ニ見エマスガ是ハ縣道ト云ヘバ  
縣道ト云フコトニ通例ナリマセウカ、一寸例ヲ見當リマセヌカラ御尋ネヲ  
マス

○議長(医爵蜂須賀茂潤君) 相互ノ應答ハイケマセ又  
○村上桂策君 私ハ原案ニ贊成アズ、松木君ノ御說ニ續々御贊成ガアルヤセ又  
ニ見エマスガ是フ削除シマスルコトニナリマシタナラバ都會ノ地環デハ岡  
アリマセヌガ先刻曾我君ノ云ハレタ如ク田舎ノニ・山間僻地环ニ在リマシテ  
夫ヲ削ケテシマノコトニナリマスト網ヲ張ルトカ往來ヲ妨ゲルトカ云フコト

○議長(侯爵峰須茂龍君)　如何様トモ夫ハ御考次第デゴザイマス  
(男爵伊達宗敦君) サウハ往キマスマイト呼フ  
○公本庸平弘ノ兄ニハ定見ノ費成ガアリマシヒメガ尙本夫ニ附キマシテ  
ニモ起立セヌ被アリマス、サウスルト之ヲ一カラ六マデ貰イテ採時ニ  
一二、四、五六、ノ原案ニ贊成致シテモ甚ダ起立ニ困リマスガ如何相成ル  
ノアセウカ

申上タウゴザリマス、唯今政府委員ハ之ヲ削除シテシマツト曾我君ノ説アリマス、又三浦君も固キ意味ニナルカラ差支ガ起ルト云フ斯ウ云フ説アリマス、又三浦君も固ノ趣意ノ様デゴザリマス、所ガ國道縣道ト文字ヲ極メルト里道ハモウサヒアル様ナモノアズ免ノ網杯ヲ張ルト云フコトハ國道縣道ニハゴザリマセメ、ク里道以下デゴザリマス、サウシマスルト一向政府委員ノ御説明ト三浦君御説ノ如キハ唯人ヲ籠縛スルト云フ方ニナツチコソンナ網ヲ張ルト云フコト

○議長・侯爵峰須賀茂龍君 即ち先刻申シマシタ通第四條……  
○男爵西五辻文伸君 モウ一應伺ヒタクゴザリマセヌ、ドウモ分リマセヌ、  
デ是ハ一體修正説ノ決ヲ採リマシテ之ガ成立チマセヌ時ハ松本君……  
○議長・侯爵峰須賀茂龍君 松本君ノ説ニハ定規ノ贊成ガアリマセヌ。  
○男爵西五辻文伸君 夫テハ松本君ノ説ニモ定規ノ贊成ガナクシテ委員ノ  
正説ニ決ヲ御採リニナツテ其時起立セメト松本君ノ説ハ自然成立シ……

○緒長(侯爵蝶須賀茂龍君)大ハ御考次第ス  
○男爵波邊清君アリケ議長ノ論ト云モ既ニ松木君ノ修正説ハ消滅シテ  
ルヘ質疑ハ贊成デアカルトモ是ハ悲憫カナ之ハ廢ツテ居ル、然ラバ此  
ヲ採ラレル時ニハ國道縣道ト云フノガ宜イカ、或ハ公道ト云フ此黒字ニカ  
ノガ宜イカ此ニシカナイ様ニ思ハレマス、何モ是ハ心配ハ入ラヌ、最  
國道縣道ノ方ガ公道ヨリモ宜イ、又夫ヨリモ黒字ノ公道ト云フ方が宜イト  
フ此ニ分ツダケデ何ニモ之ハ心配ハ入ルマトイト思ヒマス

○議長(侯爵峰須賀茂龍君) 卽チはハ第四條ノ六マテヲ問題ニ御發議ガヨサマセヌケレバ表決ニ付シマス、第四條六マテノ分ヲ委員修正ヲスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス  
起立者 少數  
○議長(侯爵峰須賀茂龍君) 少數ト認メマス、然ラバ則チ原案ニ就イテ採リマス、第四條ノ六マテノ分、原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス  
起立者 多數

○議長(侯爵蝶須賀茂龍君)過半數デゴザイマス、是ヨリ七ヲ問題ト致ス  
(箕作麟祥君演壇ニ登ル)  
○箕作麟祥君 私ハ第四條ノ七十所ニ修正ヲ加ヘマス、即チ言葉ヲ足シタル  
デアリマス、併ナガラ此言葉ヲ足シマスルニハ單ニ第四條ノ所ノミデハナカ  
他ノ所ニ於キマシテ即チ第六條ノ次、六條ト七條トノ間ニ新ナル條ヲ挿入  
タオト思フ、其新ナル條ヲ挿入シタル結果トシテ唯今ノ四條ノ第七ノ所ニ

トシテ即チ四條ノ第七ノ如キハ新規ニ入レル七條ノ前ニ在リマスカラ一旦確  
定シマスレバアトカラ勤スコトガ出来マセニ慣例デアリマスカラ即チ今日  
迎末ノモノフ前ニ舉ゲテ根本ノモノヲアトヘ回スト云フハ順序ニ在ゲヌモ困  
ルケレドモドウモ致方ガナイ是マデモサウ云フ慣例デアリマスカラ即チ今日  
四條ノ七ヲ議場ノ問題トスル其問題ニ就イテ修正ト云フコトナラウト既ニ大ガ極ツ  
テ夫カラ六條ガ極ツ後ニ出スト云フト云フコトナラウト一言  
モナク即カレテシマツト云フトヲマスカ唯今四條ノ七ニ就イテ私ハ  
申述ベテ譯デアリマス併ナガラ満場諸君ガ許シテ御許シ得テサウ云フ  
申述ベテ譯ガアルナラバ宜シト云フノ四條ノ七ヲ唯今確定スルコトハヨシテ  
未定ニシテ置キ夫カラ私ノ申ス七條ト云フモノノ先ツ入レルトカ入レヌトカ  
極メタ上夫カラ四條ノ七ニ移ルコトヲ満場ノ諸君ガ許セバ私ハ其方ガ有難  
イノデアリマスガ是ハドウモムヅカシイ思フカラ登壇シタ譯デアリマス  
ラルハナラバ私ハ其方ガ宜イカラ議場ニ御尋リテ頗レヒマス尙ホ一寸ヨリシマス  
シマスガ若シ滿場諸君ガ許サヌナラボ得ヌトヨリ御心配アリマシタカラ  
○議長(侯爵蜂須賀茂留君) 唯今三浦君ノ御心配アリマシタレアリマス  
ヲルハナラバ私ハ其方ガ宜イカラ議場ニ御尋リテ頗レヒマス尙ホ一寸ヨリシマス  
新聞紙例ノ時分ニ御尋リテノヨリカ八條ナラバ宜シト云フノ四條ノ七ヲ唯今確定ス  
ルトアトノ所ハシテヨリナラウト云フコトヲ許シテナラウト思ヒ  
ナレバ定メシ議場ハ四條ノ七ヲ延ベテ置クト云フコトヲ許シテナラウト思ヒ  
マスカラ其事ヲドウゾ議長ニ御請求ニナルヤウ致シタ  
○公爵近衛篤齊君 本員モ三浦君ト同ジク箕作君ニ就イテ私ハ  
箕作君ハ頻ニ採決ノ順序ノコトニ就キテ御心配アリマシタレアリマス  
ラルハナラバ私ハ其方ガ宜イカラ議場ニ御尋リテノヨリカ八條ナラバ宜シ  
新聞紙例ノ時分ニ御尋リテノヨリカ八條ナラバ宜シト云フノ四條ノ七ヲ唯今確定ス  
ルトアトノ所ハシテヨリナラウト云フコトヲ許シテナラウト思ヒ  
シタカラトヘ回シタ先例セアリマスカラ採決ニ就イテ別ニ御心配ハナカラ  
ト私ハ考ヘル  
○箕作麟祥君 段々御忠告モアリマスカラ議長ニ請求致シマスガ唯今三浦君  
並ニ近衛君ノ言ハレマシタ通ノコトヲ議場ニ御尋ニ下スシテ多數ノ許シテ  
タルハナラバ私ハ其方ガ宜イカラ議場ニ御尋リテ頗レヒマス尙ホ一寸ヨリシマス  
シマスガ若シ滿場諸君ガ許サヌナラボ得ヌトヨリ御心配アリマシタカラ  
○議長(侯爵蜂須賀茂留君) 唯今三浦君ノ御心配アリマシタレアリマス  
ヲルハナラバ私ハ其方ガ宜イカラ議場ニ御尋リテ頗レヒマス尙ホ一寸ヨリシマス  
更シテ総合スト云フコトモアリマスケレドモガサウデナイカラサウ云フ慣例  
ク俄ニ議場アド修正説ヲ出サレテ定規ノ贊成ヲ得ヤウト云フ唯今ノ場合デアリ  
ハ今マデニアリマセシカレ如何デアラウカト存ジルノデアリマス  
○三浦安君 御説明モアリマシテ正則ニハ其通デゴザイマシテモ其修正説ハ  
マスクカラ少シ規則立ッタコトハナリ臨時ノ修正説ト云フヤウナコトニ  
ナシテ居ル夫テゴザイマス依テ此修正説ガ愈ニ成立シテ居ルナラバ變  
質アリテ得サレモ手許モアリマスケレドモガサウデナイカラサウ云フ慣例  
シタ通六條ト七條ノ間ニ一條ヲ入レマスト從フテ二十一條ハ二十二條ニナラ  
七ノ延期ナシマセスケレ譬へバ定規ノ贊成ヲ得テ以テ出シテナクシテ  
モ満場ノ意向ニテ差支ナイト思フサセナイト此七條ノ場合ニ於テ論ズル  
コトガ出來ヌト思ヒマス此段ヲ……  
○諸君が聞キマシテカラ果シ贊成スベキモト思ヘバ其七ヲ延ベルコトヲ許  
サル、テゴザイマス、若シマスベカラズ云フ思召デアリマスレバ  
ナシテ居リマス、多分夫ニキマルデアラウト思ヒマスガ私ハ先程カラ申述ベ  
シタ通六條ト七條ノ間ニ一條ヲ入レマスト從フテ二十一條ハ二十二條ニナラ  
ウト思ヒマス、夫故修正ガ成立チマスカラ矢張全體ヲ御採リニナクシテ  
ニ復スレバ一項ノ修正ハ消エル譯デアリマスカラ  
宜シウゴザイマセウ  
○議長(侯爵蜂須賀茂留君) 夫ハ混雜シテ議決ガムヅカシウゴザリマス  
○男爵千家尊福君 唯今三浦君ノ御注意ニ通四條ノ七ダケノ決ヲアトニ残シ  
ノ第一項 第二項ハ五條ノ一項ヲ御採リニナクシテ一項ガ修正通ニ  
ナレバ無論二項ハ消エルノハ當リ前、若シ原案……  
○松木鼎君 左様アゴザイマス、夫テ一一向差支ナイ  
○議長侯爵蜂須賀茂留君 宜シウゴザリマス、然ラバ松木君ノ御説ハ五條  
ノ第一項 第二項ハ五條原案ニ復スルト云フノデスカ  
○議長侯爵蜂須賀茂留君 一項ノ中テ一項ノ修正ハ二項ヲ原案ニ  
ナレバ無論二項ハ消エルノハ當リ前、若シ原案……  
○議長侯爵蜂須賀茂留君 一寸念ノタメニ一言致シテ置キタイト思ヒマス、即チ六條ノ  
ノ第二項ニアリマスガ、是ハ第二十八條ノ處罰ヲ受ケタル者ト云フコトニ  
ナシテ居リマス、多分夫ニキマルデアラウト思ヒマスガ私ハ先程カラ申述ベ  
シタ通六條ト七條ノ間ニ一條ヲ入レマスト從フテ二十一條ハ二十二條ニナラ  
ウト思ヒマス、夫故修正ガ成立チマスカラ矢張全體ヲ御採リニナクシテ  
ニ復スレバ一項ノ修正ハ消エル譯デアリマスカラ  
宜シウゴザイマセウ  
○議長侯爵蜂須賀茂留君 夫ナラ宜シウゴザイマス  
○箕作麟祥君 左様アゴザイマス、二十一條ノ處罰ヲ受ケタル者ニナリマス  
ナリマスカラ  
○議長侯爵蜂須賀茂留君 一條ノ入り繰リハ豫テ倒ガアリマスカラ事務局ノ  
方テアト直シマス、夫ハ御心配ハ入ラスト思ヒマス  
○議長侯爵蜂須賀茂留君 夫ナラ宜シウゴザイマス  
○男爵小澤武雄君 此第五條ノコトニ附イテ政府委員ニ御尋ネ致シテ置キタ  
イ、先刻松木君カラ此原案通ガ宜シト云フ趣意ヲ御述ベニナクシテニ附イテ  
人民カラ地方官ニ願出テ辟可ヲ受ケテ建テルノハ其人民ノ私費デヤル、又地  
方長官カ建テルノハ官費デヤルト云フヤウナ區別モアルカラ斯ウ云ノ風ニ  
ナカツアリ方ガ宜シト云フコトアゴザイマシタガ、此修正案ハ經理ニナ  
ノデアリマシテ即チ其費ノ區別ハ今日モ附イテ居リテナラウトモ差支ナ  
コトアリマシテ本員モハ考ヘルノデアリマスガ實際ハ如何相成シテ居ルノデア  
リマスカ一應承本テ置キタイ  
○政府委員齋藤修一郎君 此地方長官ガ自分ノ職權上ノ認定ニ依リマシテ  
銃獵……禁獵制札ヲ或ル場所ニ建テ、サウシテ此第四條ニ掲グル所ノ他ノ場  
所ニ於テ第四條ノ二項ヲ實際ニ行フ點ニ附キヤレテハ今日モ附イテ居リテナラ  
コトアリマシテ本員モハ考ヘルノデアリマスガ實際ハ如何相成シテ居ルノデア  
リマスカ要スルニ皇陵地ノ如キハ多クハサウ云フ禁獵場ニ致シテ居ルト考ヘマ

リ未タ修正ハ出テ居リマセナムデヨザリマシタカ唯今兎規ノ賢成得レ候  
案ガ出マシタ、即チ第四條ノ七ト第六條ト第七條ノ間ニ新條ヲ一條加ヘル此  
修正案ヲ一應朗讀致サセマス

○ 算作駢祥君 午前二於キマシテ第四條ノ第七ヲ議スルニ際シ即チ修正説ニ依リ一定ノ區域内ニ於テ共同狩獵地爲ニハル其後ノ官ヲ經由シテ農商務大臣ニ願出免許ヲ受タルコトヲ得  
但シ其出願期限ハ農商務大臣之ヲ定ム  
第四條ノ七ヘ他人ノ所有地ノ下ヘ「及免許ヲ受ケタル他人ノ共同狩獵地」  
云云十六字ヲ加フ

尋不ヲ原ヒマス何田テモ術答ヘシトノ如クノ猶シノ事也  
ノコトデアリマシテ此趣意ニ關シテハ今朝述べマシタノデ略ミ分ツテ居リ  
スコトハ存ジマスガ此從來地方ノ慣行デ宜有地等ニ共同狩獵……村ノ父  
合デ共同狩獵ヲスルモノニハ之ヲ保護スルノ道ガナカツタ即チ現行勅令ニ  
ナニ、此原ノシゼナカツタ、ドウシテモ斯ツ云フコトヲレズトサウ云フ  
ノヲ果獲スルコトガ出来ナイト考ヘル、夫デ此獵區ト云フ處ヲ委員デ削リ

シタ本員ノ如キモ削ルノハ無論宜カラウト思ひマントガ獵國ト云フモノトニテ  
今本員ガ新ニ挿入シャウト云フ共同狩獵ノコトハ性質ガ甚ダ達ツクモテ實  
ル共同狩獵ハ從來地方ノ慣行ア人民ハ之ヲ以テ營業ト致シテ居ル、至ラテ實  
千萬ナモノデアル、獵區ハ之ニ反シテ過日ア委員隨分日本ニハ賛澤過ギタ  
テ遂バラレマシタ如クは外國ノ輸入物アツケテ隨分日本ニハ賛澤過ギタ  
テ是カバ、實業者迄ニヤス、性質ハ毫ヒマスガ獵國ト云フモノノ

近所ニハ千葉縣ニハ手賀沼ト云ふ處カレルサウアリマス、之ヲ取納ナシマセウガ此手賀沼デハ鴨ナゾガ澤井レアリマス、シテアリマス、之ヲ取納ナシ致シテ置マスト遂ニハ近イモノデスカラ鐵砲ヲ持ツテ行ツテ雁鴨ニ寄ラヌト云フコトニナルト營業者モ困ルノミナラズ我々ガ雁ニシテ喰フノモサウ云フ共同狩獵場ガアル御蔭デアリマスガ追々正月モ近寄リシタガ、鴨養糞モ喰フコトモ出来ナイヤウニナルカモ知レマセバ、甚ダメ

ノ次第アリマスカラ御賛成ヲ願ヒタク、尤モ文字ノコトデアリマスガラ大體ハ練レヌコトデアリマスカラ夫ハ如何様ニヨ御修正ヲ相願ヒマスガラ御賛成ヲ願ヒマス、些々タル文字ノ修正ノタメニ折角ノ趣意ガ破レルヤウコトガアッテハ遺憾ニ存シマスカラトウゾ文字ノ修正ナラバ三讀會ニ御回  
ベシツク又ニ三讀會アリマスカラトウゾ二讀會ニ是ニ御賛成下スシテノ

○藤村紫朗君 私ハ箕作君ノ御説ニ大ニ贊成フ致シマスルガ贊成致シマス唯だ  
ニ附キマシテ箕作君ニ御尋ネフ致シ且ツ御相談フ致シタイト考ヘマスレバ名前  
レバ贊成ヲ致シマスカラ危ニ角此趣意ヲ以テ満場諸君ノ御贊成アランコト  
望ミマス

○讓長侯爵須賀茂韶君 唯今問題ニナツタノハ新條ヲ一條入レルオ  
新ニ插入サレタ七條ノ場合アハアリマセヌノデササイマスガ第四條ノ第十九條ノ  
但書以下ノ所デゴザイマス、前キニ御述ベニナリマシタ時分ニハ是ハ原案ノ儘デハ少シ不都合デハアルマ  
儘ダト云フ御説ノヤウニアリマシタガ原案ノ儘デハ少シ不都合デハアルマ  
カト思フノテ……

○藤村紫朗君 承知シテ居リマス、カラ唯今ノ場合デハナイガト云フコト  
申シテ居ル是ハ關聯シテ居ルカラ……  
○笑作麟祥君 藤村君如何デゴザイマスカ私カラモ御相談申上ゲマスガ四  
ノ第七ノ時ニ御發議ニナリマシテハ如何デゴザイマスカ  
○藤村紫朗君 発議デハアリマセヌアタニ質問ヲシ或ハ御参考ニモナラズ

○議長(侯爵峰須賀茂韶君) 併シ夫丈ノ單純ノコトデハ唯今ノ新條ニハ一  
關係ナゾイコト、思ヒマス  
○藤村紫期君 關係ガアルトハ初カラ申シテ居リマセメ、此場合デハ關聯  
デ居ルモノダカラ御参考ノタメニ申上ゲテ置クト初カラ申シテ居リマス

○箕作麟祥君 夫デハ私モ藤村君ニ御参考ノタメニ申上ガテ置キマス、  
原案ノ儘デモ宜カラウト思ヒマス、ト申スモノハ共同狩獵人ト云フモノハ  
程述ベマシタ通説箇村トカ或ハ一箇村トカ大勢ノ人ガ申合セテ狩獵スル仰  
共同狩場ニアリマスカラ何レモ唯今ノ新條ニアルヤウニ農商務大臣ニ  
デルト申シタ所ガ數百千人ノ者ガ連署シテ願出ト云フ譯ハアリマセマ  
然シテ是モ其の事體也大ニ有ル事也

貴族院議事速記錄第七號

明治二十六年十二月十一日

狩獵法案 第二讀會

六





ト云フ精神ニ御覽ナレバ何ニ差支ハナリマス大懼除シト  
神ハ其處アアルト云フコトヲ一言申述べテ見マスルト藤村君カ  
○松岡康毅君 本員モ先刻カラ設々御質問ヤ何ヤ伺ツテ見マスルト藤村君カ  
ヲ唯今安場君ノ御懸念ノ所ニ反對シタ御説ガ出マシタガ藤村君モ彼ノ免狀ノ  
事杯ハ詳シイ旨ノ御方デアル、然ルニ此法文ヲ解説ヲセラレ削ッテ仕舞ヘ  
バ差支ナシサウシテ免狀ト云フハ本人ノ年齢ヤ何カモ定メテアツテ助手  
ト云フ方にハ少メ闇係ハナイカラ削ッタガ宜シトイ云フ、諸御説ノヤウ  
アツマニスマグ本員ノ見所デハ其共免狀ニハ年齢モ氏名モ確ニ籠メテアル、  
然レバ甲種ナリ乙種ナリ其猶ノ中ニ參加シテヤルノハ即チ免狀ノ出來ヤウハ  
ナイト言ハネバナラヌ二番目ニ曾我君カラノ御忠告デ見ルト、本員デハゴザ  
リマセヌガ隣ニナリマスカラ序ニ承ルコトニ致シマス、然ルニ施行規則デト  
ウ制限ヲ付ケルカモ知レナイ夫ガ怖イト云ハレマシタガ法律ノ上ニ助手ヲラ  
スル猶ニ於テハ同伴スルコトヲ得ルト法律ハ許可シテアル然ルテノハ勿シコト  
以テ其人員ニ制限ヲ付ケルコトガ出来レバ夫ノ御忠告デ見ルト、本員デハゴザ  
リスル不法ノ所爲ト言ハナケレバナラヌ法律ノ方ジ正シクシテ置ケバ命令細  
則ヲ以テ之ニ制限ヲ付ケルト云フヤウナ観察ナコトハ出来ヤウガナイ、之ヲ  
削タテ置ク時分ニハ夫ニ免狀ハ本人一人ニ限ルカラ免ヲ追逼コトモ  
網ヲヨリモトコト出来ナイト云フ細則ヲ定メルノハ十分行政官ノ權力ガアルト  
思ヒマス折角ノ御注意デアリマスカラ近所カラ……

○侯爵醍醐忠順君 本員ハ矢張安場君ノ助手ト云フ字ハ存シテ置クガ宜シイ  
トノ考ヘ併シ此但書デハ要スル獵法ニ在リテハ甚ダ此文字ガ邪魔ニナルト  
思ヒマス固ヨリ定規ノ贊成者セナケレバ斯様ナコトハ通過ハ致シマセヌガ我  
輩ノ希望スル所ハ但シ助手ハ免狀ヲ有ゼル者フ同伴スルコトヲ得、トスル  
ナレバ誠ニ宜シイト云フスウ云フ考、何トナレバ若シ猛獵ニデモ先ツ皇族ヂ  
ヤトカ云フヤウナ御方ガ御出掛けニナルトキニハ或ハ丸ヲ込メタリ、ハ御  
自分デモナサリマセウガ九ヲ込メタリ其外色々専介ラスルモノハナケレバナラ  
ヌ、此本文ニ免狀ノ使用ハ本人ニ限ルモノトスト、是ハ言ハズトセ知レタ  
譯デ、併シ夫バカリデ但書モナ日ニハ若シ助手ヲバ咎メルコトガアツテモ  
大ヲ言逃レルコトモ出来メ譯デ、故ニ矢矣ハ但シ助手ハ免狀ヲ有ゼル者  
ヲ同伴スルコトヲ得ト云フコト史ガレバ宜シイ、全ク安場君ノ但書モ存シ  
タイト申スノハ本員ニ於キマシテハ少シ此文字ニ差支フ生ジヤウ、夫デ此文  
字ヲアツテ助手ト云フ文字ヲ存スルトコロハ安場君ニ贊成シマスル一言意  
見支申シマス

○子爵曾我祐準君 度ミテゴザリマスガ今松岡サンカラ御隣リノ御援兵デ御  
攻撃ガアリマシタガ我ヒノ言フノハスウ云フコトアツテ助手ヲ要スル獵ト要セナ  
イ獵ト云フハスウ云フコトハ誰ガ極メルカト云ノ問題デアリマスは助手ヲ  
要スル獵法是へ要シナニ獵法ト云フコトハ誰ゾ行政官、農商務大臣ガ極メ  
クチヤナラヌ是ハ色ト得手勝手ナコトガ出来テ公平ナコトハムツカシイ危狩  
モ薩摩郡ハ民或ハ繩デ一人デ、セ出来ルガ私ノ國チャルノハ少モニ三十人  
位ナケリヤ出来ナイ鐵砲ヲナシニ掌網網デ捕ル、民デ捕ルノトハ達ヒマス夫  
ヲ云フノデゴザリマス助手ヲ要スル獵法ニニ色ト極メ方ガアラウト思ヒマス  
カラ夫ヲ申シタノアマ一意申シテアラキマス

○子爵鳥尾小彌太君　是ハ但以下ヲ削レバ矢張十一條丸デ削ラ方ガ宜カ  
ヲウト思フ免狀ノ使用ト云フノハ其人ニ對シタ免狀デ他ノ者アナイカラ  
者ガ之ヲ持ツテ居ラセモ無免狀ト同ジモノニナル、是ハ曾我君ノ言ハレマシ  
タ其事ニ歸著スル様デゴザイマスカラ是文残シテ置ケテモ丸デ空文、唯空文  
ヲ存シテ置クヨリハ他ニ助手云々ナ文字ガアツテモ宜ケレバ本員ハナクテ  
ドチラデモ宜シイ、除カレル様ナフ丸デ之ヲ除ク方ガ法文トシテ適當デアリ  
ウト思ヒマス、入ラヌコトヲ掲ゲテ置クト云フコトハ甚ダ法文トシテ宜クア  
ルマイト思ヒマス

○子爵平松時厚君　本員ハ議論デハアリマセヌ、モウ討論終結デ宜シカラウ  
ト思ヒマス

○田中芳男君　平松子爵ノ勤議ニ賛成シマス

○議長(侯爵蜂須賀茂留君)　討論終結ノ動議ガ出マシタケレドモ最早別段決  
ヲ採ルニハ及ヒマスマイ、他ニ御發議ガアラネバ、十一條ノ決ヲ採ラウト思  
ヒマス、第十一條委員ノ修正ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(侯爵蜂須賀茂留君)　少數デゴザイマス、原案ヲ可トスル諸君ノ起立  
ヲ請ヒマス

○議長(侯爵蜂須賀茂留君)　過半數デゴザイマス第十二條ヲ問題ニ供シマス  
○伯爵萬里小路通房君　此十二條ガ今問題ニ供シマシタガ、此委員ノ削除試  
ハ此後ノ第三章ノ獵區ニ關係シタコトテ獵區ガ最初委員ノ修正試述通りニアリ  
マスレバ是ハ無論削ルコトニナリマス、又存スルト云フコトガ多數ナレバ是  
ハ入ルモノデアリマス、ドウカ此條ハ獵區ノ決了ノ後ニ回シテ然ルベキモノ  
ト思ロマス

○議長(侯爵蜂須賀茂留君)　第十一條ヲ第三章ノ獵區ノ條タガ決議シマシタ  
後ニ回スト云フ請求ガ唯今萬里小路伯爵カラアリマシタガ是ハ別ニ御異議ガ  
ナケレバ決議ヲ見合シテ後ニ回スガ宜シカラウト思ヒマスガ……

○〔其方ガ宜シタゾガザイマセウ〕異議ナシ異議ナシト呼フ者多シ  
……然ラバ是ハ後ニ回シマス

(有賀書記官助讀)

第十三條　免狀ヲ失シタルトキハ其ノ地ノ所轄警察署及當初之ヲ下付シ  
タル官廳ニ届出ヘシ  
係状ヲ亡失シ若ハ毀損シタルトキハ其ノ再渡又ハ書換ヲ請求スルコトヲ  
得此ノ場合ニ於テハ手數料金貳拾五錢ヲ納ムヘシ

第十四條　十六歳未満ノ者ハ乙種免狀ヲ受クルコトヲ得ス  
第十五條　免狀ハ其ノ效力ヲ失ヒタル日ヨリ三日以内ニ當初之ヲ下付シ

○侯爵潤剛忠原君（政府委員）ニ念ノタメ質問ガ致シタウゴザリマス、外ノ儀デモゴザイマセバ舊ノ・現行ノ規則デハナク、舊ノ規則ニハ白痴癡癆者ト云フノガ此十六歳以下ノ後ニゴザリマスルガ是ハ現行ノニハ素ヨリ抜ケテゴザイマスガ我輩等ノ考デハ矢張是ハ法律トモナルカラナリ此一條ガ有ル方ニ確カラウトキタウゴザリマスニキタルトモ差支ナイコトデゴザリマスカ念ノタメ此コトハ掲ゲテゴザイマセバ先づ是ハ出願ノ上ア免狀ヲ下付サレルモニアザリマスカラ白痴癡癆ノ者ガ鉄職……狩獵鐵札ノ願出ルコトハ萬ナカラウトモ考ヘマスルシ、且シ是等ノモノハ無能力者デゴザリマスルカラ無能力者ニ此免狀ヲ與ヘント云フコトハ普通ノ原則デアリマセウト云フ考カランシテ現行法ニセナインノアラウト思ヒマスカラ別段此唯今本院ノ院議ニ掛ケテ居マスルモノニ更ニ之ヲ掲ゲル必要ハナカラウト考ヘマス

○講長（侯爵蜂須賀茂龍君）第十三條十四條十五條原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請立者 多數

○議長（美濃源貢賀義留君）過半數デゴザイマス



支アルヤ否ヤト云フコトヲ當局者ニ聞カウト思ヒマシタノアスガ元ト此案ハ政府提出ノ案デモ何デモアリマセスカラ大抵聞カヌアモ分シテ居リマス、私ハ即チ斷然今カラ猶豫ヲ置キマセヌカズ發布シテ直ダ施行ルコトニシテ差支アラマイトスウ考ヘル、其理由ハ即チ原案ヲ委員ガ修正ハ大修正シタモノガ大分行レマシタガ誦リ獵區ト云フモノヲ削シタト云フコトガ大修正デアタテ其他ノコトハ先ツ昨年ノ勅令ト遼ヒハナイ、獵區ト云フモノヲ削シテシマツタノデスカラ、其他ノコトハ同シゴトデアリマスカラ直ダ施行シゲモ差支アルマイト考ヘマス、夫カラ此農商務大臣ガ猶豫ガアルト獵區ヲ澤山作レルヤウナコトヲスル、此コトハ委員會デモ話ガアツクノアリマスガ農商務大臣ガ無暗ニ獵區ヲ作ルト云フノハ猶豫期限ヲ除イテシマツタノデスカラ、農商務大臣ガ許シテ居ルカモ知レヌ、サウ云フコトヲシテ居ルカモ知レヌ、早クサウ云フコトヲスルノ防グコトニシテ居ルト云フ早クサウ云フ弊ノ防グ方ガ宜シ、施行ヲ早クシテモ實行ニ差支ナシ且ツ又一日モ早く此獵區ヲ許スコトヲ防グノガ肝要ナルカラ尾崎君ノ説デ宜シ、又尾崎君ノ御説ノ中ニ元ノ勅令ヲ廢スル云フコトガ書イテアリマス、夫ハ私ハ實ハ必要ト思バ、此法律現行勘合ニ較ベテ見マスト並ビ行レルコトハノアリマスガ、併シアツカラト云フアモ何セデアルカラ尾崎君ノ説シテ反對ハシマセス、夫カラ以前既ニ許シタ所ノ獵區ヲ廢スル元ノ勅令ヲ適用スルト云フコトハ、即チ我々委員が修正ヲ御採用ニナツテ改メタノデアリマスガ極縛密ニ言ヒマスレバ矢張サウ云フ許シタ獵區ハ免許期限間有効ダト云フコトニシテ引續イテ適用スルトアタ力ガ文章ハ完全ダト云フ御念ノ入シタコトハ入ルマス、併シアツカラト云フアモ何セハナイカラ強テ反對ハシマセス、又他ノ方ニモ知レマセスカラ、ドウゾ書記官ヲシテモウ一應御期害ハナイカラヤウニ希望致シマス

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス

(有賀書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 但此法律施行以前設定ノ免許ヲ受ケタル獵區ニ就テハ前項狩獵規則中獵

○子爵曾我祐準君 私モ尾崎君ノ説ヲ贊成シマス

○男爵伊達宗教君 少シ今ハ分兼ネシマシタ所ノ獵區ハ未ダハキリト聽取リモ致シ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 起立者多數

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス

(有賀書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 但此法律施行以前設定ノ免許ヲ受ケタル獵區ニ就テハ前項狩獵規則中獵

○子爵曾我祐準君 私モ尾崎君ノ説ヲ贊成シマス

○男爵伊達宗教君 少シ今ハ分兼ネシマシタ所ノ獵區ハ未ダハキリト聽取リモ致シ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 起立者多數

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス

(有賀書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 但此法律施行以前設定ノ免許ヲ受ケタル獵區ニ就テハ前項狩獵規則中獵

○子爵曾我祐準君 私モ尾崎君ノ説ヲ贊成シマス

○男爵伊達宗教君 少シ今ハ分兼ネシマシタ所ノ獵區ハ未ダハキリト聽取リモ致シ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 起立者多數

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス

(有賀書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 但此法律施行以前設定ノ免許ヲ受ケタル獵區ニ就テハ前項狩獵規則中獵

○子爵曾我祐準君 私モ尾崎君ノ説ヲ贊成シマス

○男爵伊達宗教君 少シ今ハ分兼ネシマシタ所ノ獵區ハ未ダハキリト聽取リモ致シ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 起立者多數

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス

(有賀書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 但此法律施行以前設定ノ免許ヲ受ケタル獵區ニ就テハ前項狩獵規則中獵

○子爵曾我祐準君 私モ尾崎君ノ説ヲ贊成シマス

○男爵伊達宗教君 少シ今ハ分兼ネシマシタ所ノ獵區ハ未ダハキリト聽取リモ致シ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 起立者多數

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス

(有賀書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 但此法律施行以前設定ノ免許ヲ受ケタル獵區ニ就テハ前項狩獵規則中獵

○子爵曾我祐準君 私モ尾崎君ノ説ヲ贊成シマス

○男爵伊達宗教君 少シ今ハ分兼ネシマシタ所ノ獵區ハ未ダハキリト聽取リモ致シ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 起立者多數

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス

(有賀書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 但此法律施行以前設定ノ免許ヲ受ケタル獵區ニ就テハ前項狩獵規則中獵

○子爵曾我祐準君 私モ尾崎君ノ説ヲ贊成シマス

○男爵伊達宗教君 少シ今ハ分兼ネシマシタ所ノ獵區ハ未ダハキリト聽取リモ致シ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 起立者多數

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス

(有賀書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 但此法律施行以前設定ノ免許ヲ受ケタル獵區ニ就テハ前項狩獵規則中獵

○子爵曾我祐準君 私モ尾崎君ノ説ヲ贊成シマス

○男爵伊達宗教君 少シ今ハ分兼ネシマシタ所ノ獵區ハ未ダハキリト聽取リモ致シ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 起立者多數

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス

(有賀書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 但此法律施行以前設定ノ免許ヲ受ケタル獵區ニ就テハ前項狩獵規則中獵

○子爵曾我祐準君 私モ尾崎君ノ説ヲ贊成シマス

○男爵伊達宗教君 少シ今ハ分兼ネシマシタ所ノ獵區ハ未ダハキリト聽取リモ致シ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 起立者多數

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス

(有賀書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 但此法律施行以前設定ノ免許ヲ受ケタル獵區ニ就テハ前項狩獵規則中獵

○子爵曾我祐準君 私モ尾崎君ノ説ヲ贊成シマス

○男爵伊達宗教君 少シ今ハ分兼ネシマシタ所ノ獵區ハ未ダハキリト聽取リモ致シ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 起立者多數

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス

(有賀書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 但此法律施行以前設定ノ免許ヲ受ケタル獵區ニ就テハ前項狩獵規則中獵

○子爵曾我祐準君 私モ尾崎君ノ説ヲ贊成シマス

○男爵伊達宗教君 少シ今ハ分兼ネシマシタ所ノ獵區ハ未ダハキリト聽取リモ致シ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 起立者多數

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス

(有賀書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 但此法律施行以前設定ノ免許ヲ受ケタル獵區ニ就テハ前項狩獵規則中獵

○子爵曾我祐準君 私モ尾崎君ノ説ヲ贊成シマス

○男爵伊達宗教君 少シ今ハ分兼ネシマシタ所ノ獵區ハ未ダハキリト聽取リモ致シ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 起立者多數

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス

(有賀書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 但此法律施行以前設定ノ免許ヲ受ケタル獵區ニ就テハ前項狩獵規則中獵

○子爵曾我祐準君 私モ尾崎君ノ説ヲ贊成シマス

○男爵伊達宗教君 少シ今ハ分兼ネシマシタ所ノ獵區ハ未ダハキリト聽取リモ致シ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 起立者多數

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス

(有賀書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 但此法律施行以前設定ノ免許ヲ受ケタル獵區ニ就テハ前項狩獵規則中獵

○子爵曾我祐準君 私モ尾崎君ノ説ヲ贊成シマス

○男爵伊達宗教君 少シ今ハ分兼ネシマシタ所ノ獵區ハ未ダハキリト聽取リモ致シ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 起立者多數

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス

(有賀書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 但此法律施行以前設定ノ免許ヲ受ケタル獵區ニ就テハ前項狩獵規則中獵

○子爵曾我祐準君 私モ尾崎君ノ説ヲ贊成シマス

○男爵伊達宗教君 少シ今ハ分兼ネシマシタ所ノ獵區ハ未ダハキリト聽取リモ致シ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 起立者多數

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス

(有賀書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 但此法律施行以前設定ノ免許ヲ受ケタル獵區ニ就テハ前項狩獵規則中獵

○子爵曾我祐準君 私モ尾崎君ノ説ヲ贊成シマス

○男爵伊達宗教君 少シ今ハ分兼ネシマシタ所ノ獵區ハ未ダハキリト聽取リモ致シ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 起立者多數

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス

(有賀書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 但此法律施行以前設定ノ免許ヲ受ケタル獵區ニ就テハ前項狩獵規則中獵

○子爵曾我祐準君 私モ尾崎君ノ説ヲ贊成シマス

○男爵伊達宗教君 少シ今ハ分兼ネシマシタ所ノ獵區ハ未ダハキリト聽取リモ致シ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 起立者多數

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス

(有賀書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 但此法律施行以前設定ノ免許ヲ受ケタル獵區ニ就テハ前項狩獵規則中獵

○子爵曾我祐準君 私モ尾崎君ノ説ヲ贊成シマス

○男爵伊達宗教君 少シ今ハ分兼ネシマシタ所ノ獵區ハ未ダハキリト聽取リモ致シ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 起立者多數

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス

(有賀書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 但此法律施行以前設定ノ免許ヲ受ケタル獵區ニ就テハ前項狩獵規則中獵

○子爵曾我祐準君 私モ尾崎君ノ説ヲ贊成シマス

○男爵伊達宗教君 少シ今ハ分兼ネシマシタ所ノ獵區ハ未ダハキリト聽取リモ致シ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 起立者多數

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス

(有賀書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 但此法律施行以前設定ノ免許ヲ受ケタル獵區ニ就テハ前項狩獵規則中獵

○子爵曾我祐準君 私モ尾崎君ノ説ヲ贊成シマス

○男爵伊達宗教君 少シ今ハ分兼ネシマシタ所ノ獵區ハ未ダハキリト聽取リモ致シ

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 起立者多數

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス

(有賀書記官朗讀)

○議長(侯爵蜂須賀茂龍君) 但此法律施行以前設定ノ免許ヲ受ケタル獵區ニ就テハ前項狩獵規則中獵

○議長(侯爵蜂須賀茂留君) 表決ニ付シマス即チ第二讀會ノ決議案ガ原案ニナツテ居リマス原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ詰ヒマス

○議長(侯爵蜂須賀茂留君) 過半數デゴザイマス、依ツテ本案ハ可決セラレ

○議長(侯爵蜂須賀茂留君) マシテゴザイマス、次ノ讀事日程ハ唯今少シ定兼ネマスニ依ツテ後ヨリ御報

告ニ及ビマス本日ハ散會

午後三時二十五分散會

## 官

## 報

## 號 外

明治二十六年十二月十四日 木曜日

内閣官報局

## ○第五回 貴族院議事速記録第八號

帝國議會

第一 請願委員長公爵德川家達君報告

第二 司法官試補實地修習期限ニ關スル法律案(政府提出)

第三 明治二十三年法律第八十四號改正法律案(衆議院提出)

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第五 貴族院多額納稅者議員互選規則中補闕選舉ニ關スル條項改正建議案(若尼逸平君外四名發議)

第六 第一讀會ノ續(特別委員)

第七 第一讀會ノ續(長報會)

第八 第一讀會

第九 第一讀會

&lt;/div

箇月ニシテスマラ猶未差支ノアル位デアリマス、然ルニ理山書ニモゴザイマス  
シテ此官事官試補ト云フモノハ檢事ノ代理ハ出來テ行ク割合ニナツテ居リマス、而  
タモノハ重ニはハ獨逸ノ裁判所構成法ニ依ラタモノ思ハレマスガ獨逸デハ  
修習期限ヲ見做シテ三箇年モ滞在シテ居ク者ガゴザム夫等モ即チ三箇年ノ實地  
修習期限ヲ見做シテ三箇年モ三箇年云フモノハ隨意ニ官術  
譯デアリマシテ司法官試補ト爲リタルモノハ三箇年云フモノハ到底司法官試補ヲ  
ニ出入致シマシテ兼て常務ハ取扱ヒマセス、即チ官術ニ於テ取扱フ所ノ事務  
ヲ見聞スルノミテアリマス、故ニ此獨逸ノ裁判所構成法ニ依ラタモノ思ハレマス  
師ト爲フテ三箇年モ滞在シテ居ク者ガゴザム夫等モ即チ三箇年ノ實地  
修習期限ヲ見做シテ三箇年モ三箇年云フモノハ到底司法官試補ヲ  
リマスカガ検事ノ然ラバ則チ既ニ第一回ノ學理ノ試験ニ及第シ又及第スルガ其行被リテカラ  
ハ明白ナル事實デアリマス、此日本ノ司法官試補ト云フモノハ全ク夫ト達ヒ  
マシテ即チ常務ヲ取リマシテ隨意ニ官術ニ出入スルト云フコトハ決マシテ  
マセヌ即チ定時間ニ出マシテ又定時間ニ退職シマシテ所謂檢事ノ代理デア  
イモノト比スレバ遙ニ一年六箇月トシテモ猶ホ優シテ居ル位デアリマス、殊  
ニ又此司法官ト云フセノハ行政官ト並ハリマセシテ取扱フ所ノ事務ヲ取扱ヒマス所  
ハマシテ實地修習ヲ又當然ノ職務ヲ直ニ取扱ヒマセスモノトスレバ  
ノモハ重ニ此訴訟法ニ基イテ取扱フモノノ正當ニ解説シテ行キマス  
一年六箇月ニシテモ獨逸ノ方ノ三箇年實地ヲ唯見聞スルノミテ事務ヲ取  
所ノモノヲ即チ實行シテ行ク譯デアラテ法律學ヲ正當ニ解説シテ行キマス  
行ヒマシタ上ハ十分之ヲ本官ト爲スコトハ差支ナイトコト、思ヒマスカラ本員  
所ノモノハ又事務ヲ取扱ヒマスニモ十分ニ正當ニ出来テ行ク譯デアリマス、  
此案ヲ贊成致シマス譯デアリマス、何卒諸君ニ於キマシテ少モ檢事ト異ナル所  
ニ又此第一回ノ學理ノ試験ニ及第スルガ其行被リテカラ  
ハマシテ實地修習ヲ取扱ヒマス所ノ事務ヲ取扱ヒマス所ノ試補デア  
シテサシテ不適合ト云フコトハ否决スベキモノト思ヒマス、其故ハ事柄ニ於キマ  
シテ見マスルト既ニ三年ヲ經過シ尙ホ五箇年マダ八箇年半間モ一箇年半ニ短縮ス  
ルコトスルコトハアラヌ五箇年經此タ後ハ斷然トシテ裁判所構成法ニ極メテア  
短縮スルコトハアラヌ五箇年半間ニ及ビテ後ハ断然トシテ裁判所構成法ニ極メテア  
居ルシ又ニ二ハ立法ノ手續ニ於テ穩當ナラズスト考ヘルノデアル、常則ニ乖  
クト云フコトハ凡テヨノ法律ハ申上ゲルマデモアリマセシテ今日ノ必要ニ應ジ  
テ立ツルモノニアリマス、後年ノ事モ虚ラヌマデアリマセシテ居リマス所ノ試補ノ如キハ  
ウモ人間ノ業トレテ中々豫メ確定ノ致スト云フコトハ出来ヌ話デアル、夫ド  
アルカラシテベテ今日ノ時勢相當ノ決メトゾ致サヌケレバナラヌモノデアラ  
ウトカシテソラニ法津ニハ當然著ダメノ餘所行キダノト云フコトハアル  
ベカラザルコトデアル、抑此案ノ出來マシタノハ何デアルカト申シマスルト  
シテ見マスルト既ニ三年ヲ經過シ尙ホ五箇年マダ八箇年半間モ一箇年半ニ短縮ス  
ルコトスルコトハアラヌ五箇年半間ニ及ビテ後ハ断然トシテ裁判所構成法ニ極メテア  
短縮スルコトハアラヌ五箇年半間ニ及ビテ後ハ断然トシテ裁判所構成法ニ極メテア  
居ルシ又ニ二ハ立法ノ手續ニ於テ穩當ナラズスト考ヘルノデアル、常則ニ乖  
クト云フコトハ凡テヨノ法律ハ申上ゲルマデモアリマセシテ今日ノ必要ニ應ジ  
テ立ツルモノニアリマス、後年ノ事モ虚ラヌマデアリマセシテ居リマス所ノ試補ノ如キハ  
ウモ人間ノ業トレテ中々豫メ確定ノ致スト云フコトハ唯今贊成者モ述  
アルカラシテソラニ法津ニハ當然著ダメノ餘所行キダノト云フコトハアル  
ベカラザルコトデアル、抑此案ノ出來マシタノハ何デアルカト申シマスルト  
此理由書ニセ書イテアリマス、通報判所構成法ノ第五十八條ニハ試  
補實習時三箇年ト極メタ居リマスハ或ヘ外國ノアカツクカモモ述  
アルカラシテソラニ法津ニハ當然著ダメノ餘所行キダノト云フコトハアル  
ベカラザルコトデアル、抑此案ノ出來マシタノハ何デアルカト申シマスルト  
ニシテヤラナケレバムツカシニテアラ、夫コトハ誠意願者ガナクナルト云フ結  
果ガ出テ來ル、ドチラニシテモ三箇年ハ長過ギル辯護士ノ如キモ政府ノ提出  
付カナイコトヲ極メタハ或ヘ外國ノアカツクカモモ述  
マセスガ、我邦では少シ長過ギタト思フ即チ先非ノ海ユルノデアル、況ヤ此  
レバト言ハテ行政官ノ試補ト云フモノ無体給シテ置クト情ケナリカクナ我國民ノ  
資補ト云フモノハ先程モハ委員カラシテ、其方ガ却クナラ  
ニシテヤラナケレバムツカシニテアラ、夫コトハ誠意願者ガナクナルト云フ結  
思フ夫等ノ事モアルカラシニテ自局者ガ三箇年ハ御困リト云フコトハ御尤デア  
ル、夫ハ私モ同感アアルカラシト希望スルノデアリマス  
案ヲ提出サレシト云フモノガアツタガ今日ニ行レテ居ル辯護士法ニハ  
オ松岡康穀君ホン短ウゴザイマスカラ此所デ陳述致シマス、勿論辯護士司法官試補ト云フ  
適當シナイト云フコトデアレバ斯ク云フ御遠慮ナシニ立派ニ永久ノ修正案ヲ  
提出サレルガ宜カラ、其方ガ却クナラ  
ニシテヤラナケレバムツカシニテアラ、夫コトハ誠意願者ガナクナルト云フ結  
思フ夫等ノ事モアルカラシニテ自局者ガ三箇年ハ御困リト云フコトハ御尤デア  
ル、夫ハ私モ同感アアルカラシト希望スルノデアリマス  
代理ヲサセルノデアルカラ達夫故ニ一年半テ澤山ダト言ハレマシタガ  
ハ途方モナイン間達アラウ、獨逸ノ三年半即チ半澤山ダト言ハレマシタガ  
スル一人デゴザイマス、併シ贊成致シマスル理由ハ一ミ此理由書ニ依シテ  
スノデハゴザイマセス、少シ違ヒマスルガ先ツ此反對諸君ノ御說ニ一言意見  
ヲ申述べマシタ

○譜長(侯爵蜂須御茂龍君) 過半數ト

民族院



○公爵近衛萬賀君 私へ尾崎君ノ言ハレタコトニ少シ不審ガアリマス、尾崎君ハ貴族院令ノ十三條ヲ引イテ貴族院令ニ依ルト貴族院議員ニ關スル規則ノコトニ附イテハ起草權ガアルト云フコトヲ言ハレマシタ、併ナガラ此十三條ヲ見マストサウ云フコトハ少モナイ、將來此ノ勅令ノ各項ヲ改正シ又ハ増補スルトキハ貴族院ノ議決ヲ經ヘシト云フノデ議院ガ勝手ニ議シテ勝手ニ起草スルコトハ出來ヌノデアル、尾崎君ノ言ハレルヤウニ勝手ニ指エテ選舉規則ヲ改正スルト云フコトハ出來マイト私ハ考ヘル、夫カラ又夫ニ附イテ三浦君ニ質問スルノデアリマスガ何ノタメニ特別委員ヲ置ク必要ガアルノデアリマスカ特別委員ヲ置イタ所デ何ヲ特別委員ニサセルカト云フコトヲ承リタイ三浦君ニ質問シマス

○尾崎三真君 私ハ近衛公爵カラ辯ジマシタコトハ本員ノ演説ニ附イテ少シ誤解ガアラウト思ム、本員ハ決シテ此勅令ヲ本院ニ於テ規定シマシテ直様夫ヲ效用アラシメルト云フコトヲ申シタコトハナイ免ニ角此勅令ト云フセノハ唯ノ勅令ト達ヲテ貴族院ノ議決ヲ經ネバ之ヲ變ヘルコトモ增補スルコトモ出來マイト云フセノモ及バズ詢フニモ及バズ詢フニモ及バズ詢フニモ及バズ唯ノ勅令ハ貴族院令ノ律同シテ居ル位ノモノアリマスカラ免角負フテ上奏裁可ヲ經テ之ヲ發スルモノアリマス所ガ此貴族院令直ニ之ニ關聯シ十分ニ取調ヘタラウト云フ考カラ特別委員ニ附シタラ宜カラウトスカトハ貴族院ノ議決ヲ經ネケレバ十分モ動スコトハ出來マセヌシテ見マス

○三浦安君 タコトハ貴族院ニ於テ勝手ニ之ヲ修正シテ扳フト云フ様ニ申シタ譯デ決シテ貴族院ニ於テ勝手ニ之ヲ修正シテ扳フト云フ様ニ申シタ譯デ決シテアリマス

○男爵小澤武雄君 本員ハ此建議案ノ贊成者ニアリマスガ特別委員ニ付シテセネバナラスト云フ段々説ガ出マシタケレドモ甚ダサウ云フ必要ハナイト考ヘテ居ルノデアリマス、夫デ尾崎君カラ此勅令ハ達フト云フコトデアリマスケレドモ勅令ニ於テ勿論達フ道理ハ少モナイ唯勅令ヲ發布ニナルマドノ手續ガ貴族院ノ議決ヲ經ネバナラスト云フコトガアル丈ニテ勅令ニ於テ達フ所ハナイ其貴族院ニ關係ヲ持ツ所ハ若シ是ガ貴族院ノ議決ヲ要ルモノアリマスカラ免角ラバ政府カラ此方ニ提出ニナッタ時ニ十分審案ヲスルノデ宜シノイデ、マダ是カラ先キノコトデ之ヲ出ス上ニ於テハ少モ關係ヲ持タナイスカウ云フコトニ時日ヲ費スニモ及バズ甚ダ簡単明瞭ナコトデアリマスカラ速ニ議決ニナッテ宣カラウト思ヒマス

○公爵近衛萬賀君 三浦君ニ答辯ヲ促シマスガ御出ガナインデゴザイマセウカ

○三浦安君 特別委員ヲ置ク理由ヲ近衛公爵ヨリ御尋ネデゴザイマスガ……

## 報 告 號

明治二十六年十二月十六日（土曜日）午前十時三十二分開議

明治二十六年十二月十七日 日曜日 内閣官報局

○第五回 帝國議會 貴族院議事速記録第九號

○第六回 帝國議會 貴族院議事速記録第十號

○第七回 帝國議會 貴族院議事速記録第十一號

○第八回 帝國議會 貴族院議事速記録第十二號

○第九回 帝國議會 貴族院議事速記録第十三號

○第十回 帝國議會 貴族院議事速記録第十四號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第十五號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第十六號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第十七號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第十八號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第十九號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第二十號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第二十一號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第二十二號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第二十三號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第二十四號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第二十五號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第二十六號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第二十七號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第二十八號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第二十九號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第三十號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第三十一號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第三十二號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第三十三號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第三十四號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第三十五號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第三十六號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第三十七號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第三十八號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第三十九號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第四十號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第四十一號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第四十二號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第四十三號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第四十四號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第四十五號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第四十六號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第四十七號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第四十八號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第四十九號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第五十號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第五十一號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第五十二號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第五十三號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第五十四號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第五十五號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第五十六號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第五十七號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第五十八號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第五十九號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第六十號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第六十一號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第六十二號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第六十三號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第六十四號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第六十五號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第六十六號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第六十七號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第六十八號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第六十九號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第七十號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第七十一號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第七十二號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第七十三號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第七十四號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第七十五號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第七十六號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第七十七號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第七十八號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第七十九號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第八十號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第八十一號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第八十二號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第八十三號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第八十四號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第八十五號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第八十六號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第八十七號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第八十八號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第八十九號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第九十號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第九十一號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第九十二號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第九十三號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第九十四號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第九十五號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第九十六號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第九十七號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第九十八號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第九十九號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百一號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百二號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百三號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百四號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百五號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百六號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百七號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百八號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百九號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百十號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百十一號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百十二號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百十三號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百十四號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百十五號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百十六號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百十七號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百十八號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百十九號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百二十號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百二十一號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百二十二號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百二十三號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百二十四號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百二十五號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百二十六號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百二十七號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百二十八號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百二十九號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百三十號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百三十一號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百三十二號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百三十三號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百三十四號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百三十五號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百三十六號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百三十七號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百三十八號

○第十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第一百三十九號







府ノ區域ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第二條 府ハ財産權ヲ有シ財產義務ヲ負擔シ法廷ニ於テ原告被告トナルノ  
權利義務ヲ有シ法律若クハ命令ヲ以テ定メタル範圍内ニ於テ内務大臣ノ  
監督ヲ受ケテ府ノ公共事務ヲ處理シ且ツ其他ノ事務ニシテ法律若クハ命  
令ヲ以テ府ニ負擔セシメントモノノ業務ルノ義務ヲ有ス  
第三條 隣接郡市町村ニ合スルノ必要アルトキハ府會議ニ關係郡市町村會ノ  
シテ隣接郡市町村ニ合スルノ必要アルトキハ府會議ニ關係郡市町村會ノ  
意見ヲ開シタル後勅令ヲ以テ之ヲ定ム本項ノ處分ヲ爲シタルトキハ縣ト  
府ノ境界ニ關シテ爭議ヲ生スルトキハ内務大臣ノ決スルモノトス  
第四條 府ノ周圍ニ在ル郡市ニシテ府ト密接ナル利害ノ關係ヲ有スルモノノ  
利ヲ有シ及府ノ負擔ヲ分任スルノ義務ヲ有スルモノトス但特ニ民法上ノ  
權利及義務ヲ有スル者アルトキハ此限ニ在ラス  
數多アルトキハ勅令ヲ以テ之カ爲メ特別ノ縣ニ設ケ府廳ノ官吏ヲシテ其  
縣ノ官吏ヲ兼ネシムルコトヲ得  
本條ノ場合ニ於テモ前條ノ規定ヲ準用スルモノトス

第五條 凡府内ニ住居ヲ占ム者ハ總テ其府住民トス  
凡府住民タル者ハ其府ニ從事シ及シノ營造物貯府有財產ヲ共用スルノ權  
利ヲ有シ及府ノ負擔ヲ分任スルノ義務ヲ有スルモノトス但特ニ民法上ノ  
權利及義務ヲ有スル者アルトキハ此限ニ在ラス  
第六條 凡帝國臣民ニシテ公權ヲ有スル獨立ノ男子二年以來(一)府ノ住民  
(トナリ)(二)其府ノ負擔ヲ分任シ及(三)其府内ニ於テ地租ヲ納メ若クハ直  
接國稅年額二圓以上ヲ納ムル者ハ其府公民トス其公費ヲ以テ救助ヲ受ケ  
タル後一年ヲ経サル者ハ此限ニ在ラス但場合ニ依リ府會ノ議決ヲ以テ本  
條ニ定ムル二ヶ年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得  
此法律ニ於テ獨立ト稱スルハ滿二十五歲以上ニシテ一戸ヲ構ヘ且治產ノ  
禁ヲ受ケサル者ヲ云フ

第七條 府公民ハ府ノ選舉ニ參與シ府ノ名譽職ニ選舉セラル、ノ權利アリ  
又其名譽職ヲ擔任スルハ府公民ノ義務ナリトス  
左ノ理由アルニ非サレハ名譽職ヲ拒辭シ又ハ任期中退職スルコトヲ得ス  
一 疾病ニ罹リ公職ニ堪ベサル者  
二 言業ノ爲メニ常ニ其府内ニ居ルコトヲ得サル者  
三 年齡滿六十歲以上ノ者  
四 其ノ公務ノ爲ニ府ノ公務ヲ取ルコトヲ得サル者  
五 年間無給ニテ府吏員ノ職ニ任シ爾後四年ヲ經過セサル者及六年間  
被選舉ハ其選舉區内ノ者ニ限ラサルモノトス

第六條 区域廣濶又ハ人口稠密ナル處ニ於テハ府條例ヲ以テ選舉區ヲ設  
タルコトヲ得但特ニ二級若クハ三級選舉ノ爲メ之ヲ設タルモ妨ナシ  
選舉人ハ其住居ノ地ニ依テ其所屬ノ區ヲ定ム其府内ニ住居ナキ者ハ課稅  
ヲ受ケタル物件ノ所在ニ依テ之ヲ定ム徵選舉ニ亘リ納稅スル者ハ課稅  
ノ最多キ物件ノ所在ニ由テ之ヲ定ム可シ  
選舉區ヲ設タルトキハ本條第一項但書ノ場合ヲ除クノ外其選舉區ニ於テ  
選舉人ノ等級ヲ分ソ可シ

第七條 府公務員及府ノ有給ノ官吏  
二 刑事檢事及警察官吏  
三 神官僧侶及其他諸宗教師  
四 小學校教員  
五 其他官吏ニシテ當識シニ應セントスルトキハ所屬長官ノ許可ヲ受クヘ  
シ  
第八條 父子兄弟タルノ緣故アル者ハ同時ニ府會議員タルコトヲ得ス共同ニ選  
舉セラレタルトキハ投票ノ數ニ依テ其多キ者一人ヲ當選トシ若シ同數ナ  
レハ年長者ヲ當選トス其時ヲ異ニシテ選舉セラレタル者ハ後者ノ當選ヲ  
無效トス  
既ニ議員トナリタル後本條ノ緣故ヲ生シタルトキハ年少者府長ノ告知ニ  
依リ其職ヲ失フモノトス

第十六條 改選ニ於テ選舉セラレタル議員ノ任期ハ其選舉ノ日ヨリ起算ス  
但當選ヲ辭スル等如何ナル事務アリテ其選舉ヲ遲延スルコトアルモノトス  
公告シタル定期改選ノ日ヨリ起算ス

第一款組

第一款 組織及選舉

接國稅年額二圓以上ヲ納ムル者ハ其府公民トス其公費ヲ以テ救助ヲ受ケタル後二年ヲ經サル者ハ此限ニ在ラス但場合ニ依リ府會ノ議決ヲ以テ本條ニ定ムル二ヶ年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得此法律ニ於テ獨立ト稱スルハ滿二十五歳以上ニシテ一戸ヲ構ヘ且治產ノ禁ヲ受ケサル者ヲ云フ

第七條 府公民ハ府ノ選舉ニ參與シ府ノ名譽職ニ選舉セラル、ノ權利アリ又其名譽職ヲ擔任スルハ府公民ノ義務ナリトス

左ノ理由アルニ非サレハ名譽職ヲ拒辭シ又ハ任期中退職スルコトヲ得ス

一 病疾ニ罹リ公務ニ堪ヘサル者

二 年齢滿六十歲以上ノ者

三 他ノ公務ノ爲ニ府ノ公務ヲ取ルコトヲ得サル者

四年間無能ニテ府吏員ノ職ニ任シ爾後四年ヲ經過セサル者及六年間

六 府議員ノ職二居リ爾後六年ヲ經過セサル者但府吏員ノ任期四年ヨリ永キトキハ四年經過後本項ニ依ルコトヲ得  
其他府會ノ決議ニ於テ正當ノ理由アリト認ム者

第一回 純一郎ノ紹介  
「ハ、アルキトキハ、其の年齢ノハ、年齢ヲ以テシ生齡ニ依リ難キト  
キハ、府參事會抽籤ヲ以テノ三分定ム。ヘン  
選舉人ハ、每級各別ニ議員ノ三分定ム。選舉ス其被選舉人ハ、同級内ノ者ニ限  
ラス。三級ニ通シテ選舉セラル、コトヲ得」

クルコトヲ得但特ニ二級若クハ三級選舉ノ爲メ之ヲ設クルモ妨ナシ  
選舉區ノ數及々其區域或ニ各選舉區ヨリ選出スル議員ノ員數ハ府條例ヲ  
以テ選舉人ノ員數ニ準シ之ヲ定ム可シ  
選舉人ハ其住居ノ地ニ依テ其所屬ノ區定ム其府内ニ住居ナキ者ハ課稅  
ヲ受ケタル物牛ノ所在ニ在テ之ヲ定ム故選舉區ニ亘リ納稅スル者ハ課稅

最多キ物件ノ所在ニ山代之ヲ定ム可シ  
選舉區ヲ設クトキハ本條第一項但書ノ場合ヲ除クノ外其選舉區ニ於テ  
選舉人ノ等級ヲ分ツ可シ  
被選舉人ハ其選舉區内ノ者ニ限ラサルモノトス  
東京京都大阪ノ三都ニ於テハ從來ノ區ヲ存シテ府會議員ノ選舉區トシ各

區ヨリ選出スヘキ議員ノ員數及ヒ將來選舉區ノ新設廢止變更ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

二二  
三三  
四四  
五五  
六六

府參事會員及府ノ有給ノ官吏  
判事檢事及警察官吏  
神官僧侶及其他諸宗教師  
小學校教員

父子兄弟タルノ緣故アル者ハ同時ニ府會議員タルコトヲ得ス其同時ニ選舉セラレタルトキハ投票ノ數ニ依テ其多キ者一人ヲ當選トシ若シ同數ナレハ年長者ヲ當選トス其時ヲ異ニシテ選舉セラレタル者ハ後者ノ當選ヲ無效トス

**既ニ議員トナリタル後本條ノ織故ヲ生シタルトキハ年少者府長ノ告知ニ依リ其職ヲ失フモノトス**

勅令ヲ以テ府會議員ノ員数ヲ變更スルトキハ其勅令施行後ノ初回ノ改選ニ於ケル切半ノ方法モ併セテ規定スルモノトス  
解任ノ議員ハ再選セラル、コトヲ得

貴族院議事録記録第九號 明治二十六年十一月十六日 府制法案 第一  
公告シタル定期改選ノ日ヨリ起算ス



事件ニ付府參事會ノ議事ニ參與シ及ヒ議決ニ加ハルコトヲ得ス

三 判事検事及ヒ警察官吏  
四 小學校教員  
父子兄弟タルノ緣故アル者ハ同時ニ府參事會員トナルコトヲ得ス又同時に

ニ府參事會員府會議員トナルコトヲ得ス

前項ニ該當スルモノ二人以上同時ニ府參事會員若クハ府參事會員ト府會議員トニ選レタルトキハ年齢少キモノ、當選ヲ以テ無効トス但シ年齢相

同シキトキハ府長抽籤ヲ以テ就職者ヲ定ム

第六十一条 職業參事會員ニ關する生シタルトキハ二ヶ月以内ニ臨時其選舉ヲ行フヘシ

第六十三條 府參事會ノ職務權限左ノ如シ  
官會員之ヲ代理ス

第六十二條 府參事會ハ府長ヲ以テ議長トス議長故障アルトキハ上席高等補闕參事會員ハ退職シタル參事會員ノ任期間職務スルモノトス

第六十三條 府參事會ニ屬スル事件ニシテ其委任ヲ受ケタルモノヲ議決スル事

第一府會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ臨時急務ヲ要する府長ニ於テ府會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキ若クハ府會成立セス若クハ招集ニ應セサルトキハ府會ニ代テ議決ヲ爲ス事

第三府會ノ定期メタル方法ニ關する内ニ於テ府有財產ノ管理又ハ營造物ノ維持ニ關する必要ナル事件ニ付議決ヲ爲ス事

四 府ノ費用ヲ以テ支辨スル工事ノ次第順序其他必要ナル事件ニ付議決ヲ爲ス事

五 府長及ヒ其他官廳ノ諮詢ニ對シ意見ヲ傳フル事

六 法律命令及ヒ決議ニ從ヒ府統ノ其義務者ニ分賦スル事

第七府參事會ハ府長之ヲ招集ス

八 府ノ出納ヲ監督スル事

其他法律命令若クハ基ケル上司ノ指令ニ依リ府參事會ノ

權限ニ屬セシムル事務ヲ處理ス

第六十四條 府參事會ハ府長之ヲ招集ス

會員半數以上ノ請求アルトキハ府長ハ府參事會ヲ招集スヘシ

第六十五條 府參事會ノ會議ヲ許サス

第六十六條 府參事會ハ議長又ハ高等官會員一名及名譽職會員半數以上出席

第六十六條 府參事會ハ議長又ハ高等官會員ハ其議決ニ加ハラサルモノトス

府參事會ノ議決ハ出席參事會員過半數ニ依ル可否同數アルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第七十九條 前條ノ使用權有スル者ハ其使用ノ高ニ準シテ其土地物件ニ係る必要ナル費用ヲ分擔スヘキモノトス

第七十九條 府會ハ府ノ爲メニ必要ナル場合ニ於テハ第七十七條ノ使用權

第八十條 民法上ノ使用權ハ本條ニ依ルノ限ニ在ラス

第八十條 府會ハ府條例ニ依ルノ限ニ在ラス

第八十一條 民法上ノ使用權ハ本條ニ依ルノ限ニ在ラス

第八十二條 府會ハ府條例ニ依ルノ限ニ在ラス

第八十三條 府會ハ府條例ニ依ルノ限ニ在ラス

第八十四條 府稅ノ賦課徵收ノ手續納稅義務ノ發生消滅免除免稅並微收延

期ニ關スル諸規定ハ此法律ニ抵觸スルモノ及將來ノ法律若クハ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルモノ除クノ外從來府縣稅ニ關スル規定ニ依ル但

府ニ於テ發スル府稅徵收則ニ關スル條例ニハ十回以下ノ過怠金ヲ附ス

第八十五條 府會ハ國稅ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得

第八十六條 府會ハ直接又ハ間接ノ特別稅ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第八十七條 特別稅ハ別ニ府領リ稅目ヲ起シテ課稅スルコトヲ賦課徵收スルモノトス

第八十八條 所得稅法第三條ニ掲クル所得ニハ直接府稅ヲ賦課徵收スル得

第八十九條 府內ノ一區ニ於テ專ラ使用スル營造物アルトキハ其區内ニ住居シ若クハ滞在シ又ハ土地家屋ヲ所有シ營業ハ店舖ヲ定メサル行商ヲ除クノヲ得ス者ニ對シテハ府稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

臣ノ許可ヲ得テ府條例ヲ以テ財產及營造物ニ關スル事務ノ爲メ區會ヲ設

前項規定ノ爲メ出席ノ參事會員減少シテ前條第一項ノ關係ナキ者ノ内ヨリ臨時ニ指名シ名譽職參事會員ノ不足ヲ補充シテ定數ニ満タシムヘシ  
第六十八條 府會ニ於テ名譽職參事會員ヲ選舉セス又ハ參事會成立セス又ハ招集ニ應セス若クハ同一事件ニ付キ招集二回ニ及フモ其出席員半數ニ達セサルトキハ參事會成立シ又ハ招集ニ應スル迄府長ハ府參事會ノ權限ニ關スル要件ヲ專決處分スルコトヲ得  
事急施ヲ要シテ其處分ノ會議ニ於テ其處分ヲ報告スヘシ  
第六十九條 府長ハ府會ノ議決ヲ經テ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置キ事務ノ一部ヲ事務ヲ專決處分シ次會ノ會議ニ於テ其處分ヲ報告スヘシ  
府會ノ事務ヲ專決處分シ次會ノ會議ニ於テ其處分ヲ報告スヘシ  
第七十條 府長ハ府會ノ議決ヲ經テ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置キ事務ノ一部ヲ事務ヲ專決處分シ次會ノ會議ニ於テ其處分ヲ報告スヘシ  
府會ノ事務ヲ專決處分シ次會ノ會議ニ於テ其處分ヲ報告スヘシ  
第七十二條 區長及其代理者ハ府長ノ機關トナリ其指揮監督ヲ受ケテ區内ニ關スル府ノ行政事務ヲ補助執行スルモノトス  
委員ハ名譽職スル事務ヲ處理ス  
第七十三条 府長ハ府ノ公共事務ヲ處理スル爲メ府參事會ノ意見ヲ聽キ之ヲ數區ニ分す毎區ニ有給ノ區長及其代理者各一名ヲ置クコトヲ得  
府長ハ前項ノ吏員ヲ任免及指揮監督ス  
東京都大阪ノ三府ニ於テハ將來勅令ヲ以テ之ヲ變更スルマテ從來ノ區ニ區長各一名及書記ヲ置キ有給吏員トナシ府長之ヲ任免及指揮監督ス又  
府長ヲ置キタル府ニ於テハ區長ハ區長ヲシテ其區内ニ關スル國ノ行政事務ヲ補助執行セシムルヲ以テ之ヲ定ム  
第七十三條 名譽職委員ハ給吏員區長及其代理者ハ此法律ニ別ニ規定アルモノヲ除クノ外職務取扱ノ爲メニ要スル實費ノ辨償ヲ受クルコトヲ得  
前項ノ實費辨償額及報酬額ハ府條例ヲ以テ豫メ之ヲ定ム可シ  
第七十四條 區長其代理者ハ任期アルモノト離府長ニ於テ隨時之ヲ解職スルコトヲ得  
府長ヲ置カス區長事故アルトキハ上席書記之ヲ代理スヘシ但書記ノ人員ハ府會ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム  
第七十五條 府東貢及委員ニシテ任期アルモノハ任期滿限ノ後再ヒ選任セラル、コトヲ得  
第七十六條 舊來ノ慣行ニ依リ府參民ノ一部ニ於テ特ニ其府有ノ土地物件ノ決スル所ニ依ル  
第七十七条 前條ニ記載スル事務ハ前條末項ノ勅令制定セラル、マテノ間区ニ關スル制度ハ將來勅令ヲ以テ之ヲ制定スルコトヲ得  
府ノ行政ニ關スル規定ニ從ヒ府長之ヲ管理スヘシ但區ノ會計事務ハ之ヲ分別シテ管理スヘシ  
第七十八条 前條ニ於テ徵收スル使用料、手數料府稅共有物使用料及加入金ヲ除クノ外其府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第七十九條 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第七十條 其他府ノ財政ヲ以テ豫メ之ヲ定ムヘシ  
第四章 府東貢及委員ニシテ任期アルモノハ任期滿限ノ後再ヒ選任セラル、コトヲ得  
第七十一條 前條ニ記載スル事務ハ前條末項ノ勅令制定セラル、マテノ間  
府ノ行政ニ關スル規定ニ從ヒ府長之ヲ管理スヘシ但區ノ會計事務ハ之ヲ分別シテ管理スヘシ  
第七十二条 前項ノ實費辨償額及報酬額ハ府條例ヲ以テ豫メ之ヲ定ム可シ  
第七十三条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第七十四条 其他府ノ財政ヲ以テ豫メ之ヲ定ムヘシ  
第七十五条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第七十六条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第七十七条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第七十八条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第七十九條 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第八十条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第八十一条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第八十二条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第八十三条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第八十四条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第八十五条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第八十六条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第八十七条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第八十八条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第八十九条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第九十条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第九十一条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第九十二条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第九十三条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第九十四条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第九十五条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第九十六条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第九十七条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第九十八条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第九十九条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百一条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百二条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百三条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百四条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百五条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百六条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百七条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百八条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百九条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百十条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百十一条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百十二条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百十三条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百十四条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百十五条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百十六条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百十七条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百十八条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百十九条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百二十条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百二十一条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百二十二条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百二十三条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百二十四条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百二十五条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百二十六条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百二十七条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百二十八条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百二十九条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百三十条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百三十一条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百三十二条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百三十三条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百三十四条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百三十五条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百三十六条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百三十七条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百三十八条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百三十九条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百四十条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百四十一条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百四十二条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百四十三条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百四十四条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百四十五条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百四十六条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百四十七条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百四十八条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百四十九条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百五十条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百五十一条 其他府ノ收入ヲ定期内ニ納メサルトキハ府長ニ於テ之ヲ徵收スヘシ  
第一百五十ニナシ  
九三

二於テモ亦同シ  
府ノ費用ヲ以テ支辨スル事業ニシテ數年ヲ期シ施行スヘキモノ又ハ數年ヲ期シテ其費用ヲ支出スヘキモノハ府會ノ議決ヲ以テ其年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得

繼續費ハ續越支出スルコトヲ得  
豫算ヲ府會ニ提出スルトキハ府長ハ併セテ其府有財產表ヲ提出ス可シ

第十九條 府ノ會計事務ヲ管理スル官吏ハ前條ノ命令アルニ非サレハ支拂ヲ爲スコトヲ得ス又其命令アルゼ支出ノ豫算ナキマ又ハ豫備費支出及費目流用ノ規定ニ依ラサルモノナルトキハ支拂ヲ爲スコトヲ得ス

第一百條 計算ハ會計事務ヲ管理スル官吏ニ於テ會計年度過後三箇月以内ニ之ヲ府長ニ提出シ府長ハ府參事會ヲシテ該報告書並ニ之ニ關スル府會ノ認定ニ付ス可シ決算報告書並ニ就テ事務ノ現況ヲ視察シ之ヲ内務大臣ニ報告シ決算ハ府ノ公告式ニ依リ其要領ヲ告示ス可シ

### 第五章 府行政ノ監督

第一百一條 府ノ行政ハ内務大臣之ヲ監督ス

第一百二條 内務大臣ハ府行政ノ法律命令ニ背戻セサルヤ其事務錯亂滯滯セサルヤ否ヨ監視ス可シ内務大臣之カ爲メ行政事務ニ關シテ報告ヲ爲サシメ豫算及決算等ノ權限ヲ微シ竝ニ實地ニ就テ事務ノ現況ヲ視察シ出納ノ檢閱スル權限ヲ有ス

第一百三條 府會若クハ府參事會ノ議決ハ府長ノ處分ニ不服アルトキハ其處分書ノ交付若クハ告知ヲ受ケタル日ヨリ二十一日以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一百四條 府會又ハ府參事會ニ於テ法律命令若クハ慣行ニ依テ府ノ負擔ニハ直ニ内務大臣ニ具狀シテ指揮ヲ請フヘシ

第一百五條 府會招集ニ於セス若クハ成立スル能ハサルトキハ府會若クハ府長ハ其議決ヲ取消スヘシ此場合ニ於テ府長ノ處分ニ不服アルトキハ其處分書ノ交付若クハ告知ヲ受ケタル日ヨリ二十一日以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一百六條 府會又ハ府參事會ニ於テ法律命令若クハ慣行ニ依テ府ノ負擔ニハ直ニ内務大臣ニ具狀シテ指揮ヲ請フヘシ

第一百七條 府會招集ニ於セス若クハ成立スル能ハサルトキハ府長ハ内務大臣ノ指揮ヲ請ヒ專決處分スルコトヲ得

第一百八條 府會招集ニ於セス若クハ成立スル能ハサルトキハ府長ハ内務大臣ノ指揮ヲ請ヒ專決處分スルコトヲ得

第一百九條 此法律ハ明治二十八年四月一日ヨリ施行ス可シ

第一百二十條 此法律ニ抵觸スル從來ノ法律命令ハ此法律施行ノ日ヨリ總て之ヲ廢止ス

(安場保和君演壇ニ登壇)

○安場保和君 本員ハ此法律ノ提出者アリマスカラ此法律ノ提出致シマシタ理由書ニ陳述致シタル所ノ理山ハ既ニ

アリマスケレドモ此議案タルヤ重大ノ事件アリマシテ既ニ特別市制ノ廢止モノ除クノ外内務大臣ノ命スル所ニ依ル但初期ノ議員ヲ選出スルニ方

リ府參事會及府會ノ職務ハ内務大臣ノ指揮スル官吏ニ於テ之ヲ施行ス可シ

第一百六十九條 此法律ニ抵觸スル從來ノ法律命令ハ此法律施行ノ日ヨリ總て之ヲ廢止ス

(安場保和君演壇ニ登壇)

○安場保和君 本員ハ此法律ノ提出者アリマスカラ此法律ノ提出致シマシタ理由書ニ陳述致シタル所ノ理山ハ既ニ

アリマスケレドモ此議案タルヤ重大ノ事件アリマシテ既ニ特別市制ノ廢止モノ除クノ外内務大臣ノ命スル所ニ依ル但初期ノ議員ヲ選出スルニ方

リ府參事會及府會ノ職務ハ内務大臣ノ指揮スル官吏ニ於テ之ヲ施行ス可シ

第一百七十條 此法律ニ抵觸スル從來ノ法律命令ハ此法律施行ノ日ヨリ總て之ヲ廢止ス

了セサル議案成入出豫算ニ係リ内務大臣ニ於テ原案金額ヲ不相當ト認ム

ルトキハ原案金額以内ニ於テ適當ノ金額ヲ定メ指揮ヘルコトヲ得

クハ之ヲ削除シ及く其府ノ資力ニ比シ不急ノ支出ト認ムル費用アルトキハ之ヲ削除若クハ減殺スルコトヲ得此場合ニ於テハ收入科目中ニ就キ之ニ

相當スル收入額ヲ減殺スヘシ専決處分スルコトヲ得

前項ノ處分ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ報告スヘシ改選スヘシ

第一百九條 左ノ事件ニ關スル府會ノ議決ハ内務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

一府有不動産ノ賣却交換讓與並買入書入ノ事

二學費上又ハ歴史上貴重ナル動産ヲ賣却讓與並買入書入ノ事

三地租七分ノ三、二五ヲ超過スル府稅ヲ土地ハ賦課シ及直接國稅百分ニ大ナル變更ヲ加フル事

三 第九十六條第二項ニ依リ繼續費ヲ定メ及其年期内ニ議決ヲ變更スル五十ヲ超過スル附加稅ヲ賦課スル事

三間接國稅ニ附加稅ヲ賦課スル事

四法律命令ノ規定ニ依リ官廳ヨリ下渡ス歩合金ニ對シテ支出金額ヲ定ムル事

五直接又ハ間接ノ特別稅ヲ賦課スル事

第六章 附則

第一百一十條 在ノ事件ニ關スル府會ノ議決ハ内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第一百一十一條 府條例ハ法律命令ニ抵觸スルコトヲ得ス

第一百一十二條 名譽職參事會員及區長委員及府吏員ノ懲戒處分ニ關スル規則

第一百一十三條 此法律施行ノ爲メニ必要ナル府縣ノ廢置分合其境界ノ變更及田產處分等ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第一百一十四條 此法律第四條ノ場合ニ於テハ勅令ノ規定スル所ニ從ヒ府ノ營造物ヲ以テ周圍ノ縣ノ用ニ併セ供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ勅令ヲ

第一百一十五條 将來ニ於テ法律命令ヲ以テ變更スルニ至ルマテノ間ハ國ノ行政事務ニ關シ從來法律命令ニ依リ此法律ヲ施行スヘキ市街地ニ係ル府縣

ノノ下及恒武以來ノ舊都且ツ大阪ノ商法ノ熙攘トモ申スベキ全國ニ關係アル所ノ大都會ヲ混ニスルコトハ是ハ將來ニ於テハ特別市制ヲ廢シテ市廳ヲ設キニアル

ノ置キニマヌレバ三ツノ行政官廳が出來ルト云フノ様ナリ提出現行ノ府知事トノ權限等ノ區別ヲ能ク明

ニスルタメ之ヲ統一ニ歸セシメテ即チ此府縣制トヲ折衷致シマシテハ此大都會ハ大體ノ御令ヲ以テ御賛成アラシコトヲ切望致シマシテハ此

所ノモノヲ設クルト云ノガ第一ノ理山デアリマス、又夫ニ附キマシテハ此

固ヨリ夫ニ理山ハ存シテ居リマスケレドモ之ヲ實際ニ徴シマスケレドモ之ヲ實際ニ徴シマスケレドモ之ヲ實際ニ徴シマス

ノ公爵近衛將軍一寸質問ヲ致シマス、唯今御説明ニ徴シマス、惟今御説明ニ徴シマス

ト一體ノ府知事ノ執行ノ所ノ行政ト市制ノ市ノ行政トノ區分ヲ止マシテ之モ統ニニ歸セシメテ即チ此大都會ヲシテノ行政長官ノ統一ノ權ニ屬セシム

ト云フコトハ是ハ將來ニ慮シテ誠ニ適當ノ法則ヲ制度ヲ設ケラレテ適

シテハ此改正タルヤ實ニ重大ノ事件アリマスレバ其利害得失權利ノ有無等ノ考ヘマスレバ其過失ヲ考ヘマスレバ其利害得失權利ノ有無等

ノ考ヘマスレバ此改正タルヤ實ニ重大ノ事件アリマスレバ其利害得失權利ノ有無等

入組ンダ所ニ附キマシテハ唯今ノ近衛公ヘノ御答ニ附イテ申上ガタイコトモアリマスケレドモ夫ハ先ツ闇キマシテ第一ノ御答ニ此ノ大都會トハ別ニスルト云フ通常ノ市制ヨリモ異ニスルト云フ所以ノ實例ヲ舉ゲヨト云フコトアルト云フ通常ノ市制ヨリモ異ニスルト云フ所以ノ實例ヲ舉ゲヨト云フコトアル所、夫ヨリシテ總テノコトガ全國ニ關係ヲ持ツノデ學者モ集ニテ居レバ商法モ盛ニアル、商ニアルニ附イテハ其關係スル所ハ全國ニ及ブ、夫テ此通常一般ノ市ト異ナル所ノ以ノモノハ概シテ其要ヲ申シマスレバ即チ全國ニ關係ヲ持ツ諸般ノコトガ全國ニ關係ヲ持ツト云フコトガ之ヲ特異ニスルノ要點ニアリマス、諸般ノ事夫ハ一々實例ヲ舉ゲマセス、唯今申シタ通總テノコト教育ノコトデアルトカ其外ノコトガ一般ノ市ト云フヤウナ近傍僅ノ少々ノ所ニ關係ヲ持ツヤウノ所ト達ツテ全國一般ニ關係ヲ持ツト云フ次第、夫トサウ云ヘバ大阪ニ京都、東京モ達フ、殊ニ此將來ニ大都會ガ出來タナラバ夫ニ要致ズモノデモ製スル積カト云フ御尋ネアリマシタガ將來ノコトハ先ツ御答ニテ如何ナル大イナルモノガ出來テモ本員ノ考テハ此制デ推セルト考ヘマス、テニ關係スル所ノ影響ガ大イニ此幕轄ノ下ニ相次イダモノアル、其人口ト云熊本ノ如キ大藩ト稱シタ所ノ其城下町ノ形勢トハ丸ニ全国人心ノ注グ所、夫ニ關係スル所ノ影響ガ大イニ此幕轄ハ古ニ測レバ浪華ノ都跡デ其後豐臣秀吉霸權ヲ握ツテ大イニ海内ニ政令ヲ布キマシタ所ノ因縁ヨリ致シテ今日ハ商法ノトモ此全国ニ關係ヲ持ツモノデアリマスカラ是ハ決シテ金澤ヤ熊本ヤ或ハ又廣島名古屋ノ如キモノトハ大イニ關係ガ達ヒマス、唯要スルニ關係が全國ニ影響スル所ノ關係ヲ有スルト有セスト云フ所ガ此區別ヲ爲スノ要點アリマスカラ右様ニ御承知下サフテ宜シ

○加藤弘之君 私玉質問ヲ願ヒマス、唯今近衛公爵カラ御聽キニナリマシタ如ク大抵……

○安場保和君 マア少シ御控ヘ下サルコトヲ願ヒマス、マ一條近衛公爵ニ申落シテ居リマス、夫カラ同ジ此特別市制ヲ廢スルヤウナガ此特別ノ府制ニ云フモノモ矢張自治制ノ本意ヲ失フ方カラ云ヘバ同様ナモノアフルト云フ御質問デゴザリマス、成ル程は御尤ナ御問問ト考ヘル、併シナガラ本員ノ考ヘマスル所デハ此政令ノ出ル所ノ行政ノ事ト云フモノハ決シテ此左様ニ自治自治ト申シテ其自治制ノ範囲ヲドコマデモダグレト云フコトハ宜シクナイト考ヘマス、因ツテ其現行ノ制度ト云フモノハ自ラ此府制ノ下ニ行レテサヘ參レバ即チ自治制ノ精神ハ決シテ無ニハナラナイ、此本案ノ制度デゴザイマスレバ決シテ其自制ノ精神ヲ害スルコトハナイト認メマスカラ其地ニドウゾ御解バ決シテナラヤウニ願ヒマス

○加藤弘之君 宜シウゴザイマスカ、唯今近衛公爵カラ御問ノ御答ニ附イテ益ニ疑フ生ジマレタガ夫デ此理山書ニモアリ唯今詳シク御話ガアリマレ此三都ノ如キハ別段アル、人數も多イシ又一體ノ其全國トノ關係ガ別段アリマス

○加藤弘之君モウ一ツ云々<sup>トコトハ此理由書ニモ少しシ意味ハアリマス夫カラ唯今ノ郡村ハドウ致スカト云々ザイマスカラ御不審ハ御尤テゴザイマス夫アズは提出者ノ趣意ハ郡村トナムハマルデ切離ム大阪京ノ六郡ニ致シテモハ東京ノ六郡ニ致シテモハ郡村トナムハマルニ立ケルカ或ハ郡縣ニ立ケルカト云フ考案ヲ持テ居ルノデマラデ市制ハ別ニスル積テゴザイマス夫丈テ御了解ニナルダラウト思ヒマス</sup>

○子爵板倉勝達君 譲長質問ヲ<sup>トコトハ此理由書ニモ少しシ意味ハアリマス夫カラ唯今ノ郡村ハドウ致スカト云々ザイマスカラ御不審ハ御尤テゴザイマス夫アズは提出者ノ趣意ハ郡村トナムハマルデ切離ム大阪京ノ六郡ニ致シテモハ東京ノ六郡ニ致シテモハ郡村トナムハマルニ立ケルカ或ハ郡縣ニ立ケルカト云フ考案ヲ持テ居ルノデマラデ市制ハ別ニスル積テゴザイマス夫丈テ御了解ニナルダラウト思ヒマス</sup>

○譲長(侯爵蜂須賀茂留君) 最早時刻ニ至リマシタニ依フテ一應休憩ヲ致

平田東助君演席ニ登ル  
○平田東助君 唯今加藤君ハ此所ニ御見玉ニナリマセデゴサイマスカフ  
ニ遺憾デゴイマスガ先刻ノ御質問ノ一箇條ハ恰モ此府制ノ大體ニ關係シ  
居リマスト考ヘマスルカラ一言ナ述べ置キマシテ御参考ノ一端ニシヤウト者  
ヘマス、先刻加藤君ノ御質問ノ共ニ三府ノ如キ大都會ニハ自治ノ制度ヲ  
サズシテ却デ他ノ一般ノ市ニ自治ノ制度ヲ許スノハドウ云フ譯デアルカトニ  
サズシテ却デアルシタ、併ナガラ此度ニキマシテハ決シマシテハ決シマシテハ  
ヲ許サヌト云フノハニノア、十分ニ許シテアル積デゴザイマス、加藤君  
ハ如何ノ點ヲ指シテ自治ノ制ヲ許サメト御認メナノゴザイマスカ遺憾ノガ  
此席ニ御出デガゴザイマセヌカフ御聞申中スコトガ出来マセヌ、既ニ參事會  
ノ制モ設ケデアリマス、又府會ノ制モ設ケデアリマス、申スマデモナク自治

|  |  |
|--|--|
| ○議長(侯爵蜂須賀茂留君)  | 今朝本席へ御委託ニナリマシタル「ツノ案」ノ件別委員ヲ選定致シマシタニ依テ書記官長ラシテ朗讀致サセマス       |
| (金子書記官長朗讀)   | 外國ニ輸出スル綿絲海關稅免除法律案特別委員                                    |
| 侯爵久我通久君  | 子爵内藤政共君  |
| 小畑美韶君  | 男爵吉川重吉君  |
| 富田鐵之助君   | 若尾逸平君  |
| 侯爵西園寺公望君   | 伯爵大原重朝君  |
| 箕作麟祥君  | 藤村紫朝君  |
| 本下廣次君  | 下郷傳平君  |
| ○議長(侯爵蜂須賀茂留君)  | 午前引續ノ會議ヲ開キマス   |
| ○子爵板倉勝達君   | 私ハ唯今質問ヲ致シ掛けタゞドウカ此發議者ニ於テハ演臺ニ御出下サルナフ御出下サル様ニドウカ演臺ノ方へ御出ヲ願ヒマス |
| ○平田東助君   | 木員モ此府制法案前ノ發議者一人ト致シマシテ一つ補陳シテ置キタイトトガゴザイマス                  |
| 安堵君カラ大體答ヘラレマシテゴザイマスガ少シク遺漏ガアル様ニ考ヘマスカラノ件補ヒマスルノハ諸君ノ御贊成ヲ得マスルタメニ、一ノ御参考ニ供スル補ヒデアリマスカラ、此遺漏ヲ補ヒマスル丈ヲ申シ上ゲテ置キタイト |  |

ノ制度申シマスモノハ畢竟其市或ハ町村ガ經濟上ノ共同團體トシテ經濟ノ制度致スニ外ナラズ、然ル以上ハ參事會暨ニ府會ガアツテ此大都會ナル藤君ハ自治ノ制度ヲ之ニ用ヒナイカト云フコトヲ言ハレタ様デゴザイマスモ今ヲイデガナイカラヒムヲ得ズ今日推察ヲ下シテ之ニ御答ヲスルヨリ外ハ無イ、加藤君ハ何レノ點ヲ指サレタカ、畢竟府制法案ニ於テ府長ヲ官選ニ致ムト云フ一事アラウト思ヒマス、若シテサウデアラベハ御間違ノ事無イカト思ヒマス、抑ヒ今ノ東京ナルモノハ既ニ一方ニ於テハ行政區畫トナツトナツテ居リマスル、是ハ郡ノタメニ行政區畫トナツテ居ルノアナク郡モヨモ共同シテ東京府ト云フ一ノ行政區畫ガ出來テ居リマス、今府制法案ヲ立委スルニ依クテ郡部ヨリ市部ヲ離シタカジト云フテ之ヲ以テ直ニ單純ナル團體トナツタト云フ譯デハ無イ、ヤツパリ市ノ行政ヲ司ケテ居ル一ノ行政區畫アルノハ當リ前ノ順序デアラウト思ヒマス、然ラバ今日府縣知事ガアツテ府ニ屬スル所ノ國ノ行政竝ニ市ニ委任スル所ノ市ノ行政ヲ監督スル上於テ此權限ハ則チ府制法案ニ言フ所ノ府長ニ移ルノデゴザイマス、故ニ此府制法案ハ今日ノ府縣制ヲニ持ケテ來テ居ル、故ニ此ノ法案ニ云フ府ナル行政區畫ニ移リ行ク點ニ於テハ府縣制ヲ之ニ用ヒ又今日市制ノ側ニ於テ府ニシテ市ノ有シテ居ル所ノ自治ノ權限ヲ獨メルト云フ譯デハ決シテ無イノデアリマス、是デ先刻加藤君カラ御尋キニカツタ所ノ遺漏ノ事ロマシニテゴザイマスガ、併ナガラ序ニ尙ホ一步歩シニ加藤君ノ御尋キノ中ニ含蓄シテ居ルニ就ト申上げマスルク、ナゼニ此三席ト云フモノフ他ノ一般ノ市ト云フ意ガ含蓄シテ居ルト思ヒセシズシテ特別ナル法律ニスル必要ガアルカト云フ意ガ含蓄シテ居ルト思ヒマス、故ニ亭ニ此點を申上げマス、是ハ先刻安場君ヨリ嫂々舉辭セラレマシ

(子爵板倉勝達君「トウカ演壇デモス」ト述フ)  
質問ニ御答ヘラシマスル丈ノ簡単ナコトデゴザイマスカラ此所デ由上ガ所  
マス、尙ホ御聽取レガゴザイマセヌケレバ何時モ演壇ニ登リマスルコトハ  
厭ヒマセヌデゴザイマス  
(子爵松平信正君「遠ワゴザイマスカラ演壇デマダ質問ガ澤山出マ  
スルカラ……」ト述フ)

制度アリハ選舉干渉ニシテ、又區外ノ役人皆官選ニシテアル、斯ノ如キ法ヲ以テ此東京ノミナラズ京都大阪等ニ布イタナラバスノ如キ府ニ於テ選舉干渉ト云フモノヲ欲スル政黨デモ今ノ超然内閣ニ代ハルコトアツタナラバ又非常ナ干渉ガ起リハシマイカト思フ若シ選舉干渉ヲ是認スル如キ羅派ガ今ノ内閣ニ代ハルヤウニナツタラバ其時ニハ實ニ便利ナモノニナリハシナリカト本員ハ氣附イタノデアル、ソコラニハ發議者賛成者ハ御氣附ガアシタノデアルカナノデアルカラ伺ヒタインデアル

○平田東助君 唯今ノ御問ハ四箇條カト思ロマスガ或ハ其簡條中ニハ大分長イ御演説デアリマシテ、御演説デハアリマスマイ御質問デアリマセウケレドモ大分長イ御話デゴザリマシタカラ或ハ其中ニ私ノ御答ガ齟齬レテ居ルカラセ知レヌ、若シ齟齬シタコトガアツタナラバ再び御質問ヲ願ロマス、第一條ノ御質問ニ向クテ御答ヲシマスルガ是ハ名古屋トカ或ハ横濱トカ云フヤウナ例フ舉ゲテ御答ヲスルコトハ出來ナイノデアル何トナレバ此府制法案ノ發議者ハ将来發議者ガ認メル如キ特性ヲ備ヘルニ至フ日ニハ即チ其大都會ハ此府制法案ノ發議者ハ土地ト見ルノデアル、唯今何レノ土地ヲ目的トスルト云フニ至フテハ御答スルヨコトハ出來ナイノデアハ、否御答スベキ譯デナインデアル、夫カラ第二ノ御問ニ向クテは前發議者ガ御話シタ點ニ向クテノ御間ノヤウデアクタスハ特別市制ニ代ハルベキモノト云フ様ナ譯デハナイ此理由中ニモ書イテアル特別市制ノ如キモノハドウモ姑息ニ涉ルノ嫌イヲ免レヌ之ヲ以テ永遠ノ法律トシテ國家百年ノタメニ此法律ヲ置ケベキモノトハ思ハナインデアル故ニ此府制ナルモノヲ新タニ布カウト云フノデゴザイマス、デ此府制ナルモノハ決シテ法律第十二號ノ代リニ之ヲ拵エタト云フヤウナ疑ハ御曉ラシヲ願ヒタイ、第二ハ少シク十分ニ聴取リマセエダタガ第三ノ點ヲモウ一度質問者ニ御問ヲシマスル

○外山正一君 第三ノ問ハ即チ此法案ト云フモノハ自治制度ヲ餘程縮小スルモノデアリハセヌカト云フノデアル發議者ノ方デハ今平田君ナゾハ自治制度ヲ縮小スルモノデアルト云フト今ノヤウニ參事會ノ權限ガ縮小シタカラ夫テ御尋ネスルノデアル

○平田東助君 分リマシタスハ自治制度ヲ縮小スルモノデハナイト説明致シトイニ依クテ例ヲ取サテ御話シニナツタヤウデアル、ガ之ヲ單純ナル市ト見テノデアルト云フト今ノヤウニ參事會ノ權限ガ縮小シタカラノヤウニ御認メシナルノデアル、ケレドモ是ハ先刻モ繕シタ陳辯シタ通即チ府縣制ト市制ノ間

が實聯シテ居ル、倘オニコトハ經濟上到一本ノ指一本ノ足ト云フ如キ考ヲ持タテ來テ規定スルト云フコトハ經濟上到  
關係デアリマス、ナゼナラバ住民ヲ種類ハ實ニ種々様々  
テアリマス、或ハ商業ノタメ或ハ工業ノタメ一時此所ニ寄留スル人民ハ幾部  
分デアルカ、中々容易ナラズ大數デアリマス、即チ全國ノ人民ノ輻湊スル所  
ノ土地デアリマス、彼ノ地方ノ一小都會ハドウデゴザイマセウカ、果シテド  
ウ云フ關係ガゴザリマセウカ、餘り長ク申上ル程ノ必要ハ無イト思ヒマス、  
一目シテ諸君ハ御承知ノコト、思ヒマス、斯様ナル全國ノ上ニ關聯シ全國一  
般ノ市トハ形狀ヲ異ニシ其性質ヲ異ニシテ居ル所ノ府ニ一般ノ市制ヲ以て之  
ニ當籍メルト云フコトハ取りモ直サズ其達シタ所ノモノニ同一ノ制度ヲモ  
テ行カウト云フコトデアリマス、其適當セスト云フコトハ論ヲ待タヌ話デア  
リマス、故ニ此特別市制ト云フモノハ今日ニ於テハ已ムヲ得ザル情況ニ基イ  
テ今日マテ行レテ居ル所以デアラウト思ヒマス、又斯様ナル全國ノ首府デア  
ル以上ハ國ノ行政ニ重大ノ關聯ヲ有シテ居ル所ノモノハドウデゴザイマセ  
ウ、或ル一都會ノ小市ノ如キモノハ關係デハゴザイマセス、行政上ニ於テ關  
聯シテ居ルコトハ實ニ緊切ノモノデアリマス、然ラバ國ノ行政上ニ於テ國家  
ノ之ヲ保護スルノ必要アルハ當リ前ノコトデアラウト思ヒマス、少シモ怪ム  
ニ足ラヌ又抑ニ國ニ色ニノ段階ヲ設ケ區畫ヲ爲スノハ何モ權利問題デハ無イ  
便宜問題デアラウト思ヒマス、國ノ行政ニ於テ便利如何デアルカ又人民ノ幸  
福安寧ニ於テドウデアラウカト云フノ問題ニ外ナラズ、尤モ其中ニ一地方一地  
方ニ成立シテ居ル所ノ慣習ト云フモノハ素ヨリ顧ミナケレバナラズ、故ニ此  
縣ト云々郡ト云々市ト云々町村ト云々段階ハ色々ザイマス、ケレドモ或ハ  
之ヲ行政區畫ト爲シ或ハ之ヲ自治區域ト爲スモノハ畢竟便宜ニ基イタモノデ  
アリマス、縣ノ如キハ行政上緊要ナル關係ヲ有シテ居リ、郡ノ如キ亦然リ、  
故ニ之ヲ行政區畫トナスガ市ト町村トハ人民ガ日常密接ヲ有シテ居リマスル  
カラ或ハ民情ニ適セヌト云フ恐レガアル故ニ其町村長ヲ公選ニスル丈ノ話デ  
アル、彼ノ歐羅巴ニ起シタ自創ノ制度トハ丸デ變ツテ居リマス、歐羅巴ノ今  
日ノ自治ノ制度ハ何カラ起シタカト云ハバ國家ヨリ古イ或ル國ニ於テハ人民  
ノ想像シ得ベカラサル時ヨリシテ成立シテ居ル、故ニ斯ノ如キハ專ラ歴史上  
カラ成立シタ所ノ自治ノ團體ト認メナケレバナラヌ譯ガアリマス、然ラバ日  
本ハ如何デアルカ、古來村ニ稻置ヲ置イタ時ヨリシテ當ニ官選アル、併ナ  
ガラ今日ノ政體事情ニ照シテ舊來ノ遺制ヲ襲用スルハ國家人民ノ幸福安寧ニ  
不便ナリト云フノデ市町村制ヲ布イタダケノ話デアリマス、而シテ此人民ノ  
慣習ヲ重シ其自治區ニ屬シテ居ル經濟上ノ権利ヲ保護シテナルダケノ話デ  
アリマス、故ニ此自治制度ヲ布クコトハ斯ノ如キ理由カラシテ起シタノデ、  
何モ歐羅巴ノ如キ制度沿革トハ丸デ情況ヲ異ニシテ居リマス、故ニ私ハ之ヲ

リマス、果シテ然ラバ其ノ如モ情事ニ至ルコトハ何ノ怪ムコトガゴザリマセ  
ノ三府ノ如キ大都會ニ特別ナル制度ヲ布クコトハ何ノ怪ムコトガゴザリマセ  
シ此制度ニシテ果シテ人民ノ幸福安寧ヲ維持スルニ足リ國ノ行政ヲ發達セレ  
ムルニ有益ナリト認メタよりハ少シモ差間ノナイトコトアツラツ、此事ハ先刻  
被議者カフ述ベラマシテゴザイマスルカラ今更ラ申上グル必要ハナインデ  
ゴザイマス、唯異論アルヲ防グタメニ一言申上ガテ置キマス  
○外山正一君 被議者ニ私ハ質問ヲ致シマス、第一條ニ「此法律ニ於テ府ト  
郡ブルハ東京、京都、大阪及其他特ニ勅令ヲ以テ府ト認メタル市街地ヲ云ソ」  
トアリマス唯頻ニ三府ノコトニ限ルヤウニオシシヤリマシタガ其他特ニ勅令  
ヲ以テ府ト認メタル市街地ト云ソノ何カ既ニ原案者ニ於テハ横濱アルト  
カ名古屋アルトカ、名古屋ノ如キハ考ニハナイト先刻官ハレタガ人口ノ上  
カラ云フト名古屋ハ其次ニ來ナケヤナフヌヤウニナツテ居ル、何處カ何カ  
目當テガアルノダカ又自當テモナシニ百年カ千年ノ後ニ於テ或ハ之ヲ布クノ  
必要ガアラウト云フ空漢タル御考アルノカ但シハ目今ノ處ニ被議者ノ方ニ  
於テハ幾ラカ御當テガアルノダカ是ガ一ツ伺ヒタ夫レカラ先刻安場君ノ御  
述ニナツタトヨリ依ルト云フト此法案ト云ソノハ今行ハレテ居ル所ノ特  
別市制デハ統轄上不便ナルコトガアルカラ更ニ統轄ノ順序ノ正シクナルタメ  
ニ此法案ソ以テ之ヲ改正スルノダト云ソヤウニ御就キニナツメヤウニ見ヘ  
ル、サウスルト恰モ特別市制位ナセノデアルケレドモ更ニ此法案ノ方ガ整頓  
シテ居ル規則正シイモノアルニ依シテ此法案ヲ以テ換ヘルト云フヤウナ意  
味デアルカト思フ、今又平田君ガ其處デ御述ベニ市長ノデアルノ決シテ自治ノ是  
迄行ハレテ居ル所ノ制ヲ縮小スルノデハナイ、唯市長ノ官選ニ過ぎメト御就  
キニナツタカト思フ、然ルニ本員ガズクト之ヲ見マスルトソシコトアハ決  
シテナイ、特別市制ドヨロノ騒キデハナイ、ト云ソノハ參事會ト云ソノハ此法  
案デハ實ニ漢拔ケノ殻ノヤツニナツテ來ル、市參事會ハ今日大切ナ権ヲ持ッ  
テ居ルガ其大切ナル權ハ大抵市長ノ方ニ行クチマウンデアル、夫カラ又大ナ  
ル異動ガアル、ト云ソノハ區長ト云ソモノハ今日ノ官選丈ニ止マラシシテ是迄參  
事會ニ持テ居ラタ様ナ莫大ノ権利ヲ持ツヤウニナツテモ唯今マゾノ自治ノ制  
度ハ縮小シナイ御考ヘアルノカ、夫ヲ一ツ伺ヒタイ、モウ一ツアル、是ハ善ク  
發議者諸君ニ於テ御聽取リフ願ヒタイノデアル、ト云ソノハ此制度ト云ソモ  
ノ、精神ハ徹頭徹尾是マテ明治政府ガ自治ノ制度ヲ執テヤツテ來ラレタトコ  
ロト背馳シテ居ルヤウニ見ヘル、餘程後ト辰リサセルモノハヤウニ本員ニハ  
見ヘル、最モ恐ルベキ結果アラウカト云ソノ私ハ氣附イタノガアルガ夫

トコロアドウアアルカ特別市制ノ行ハレテ居ル特別市町ニ其自治ヲ  
狭メハセスカト云フコトヲ特別市制ノ行ハレテ居ナイ市ノコトヲ言フ  
ノデハナイ「ト述フ」

……唯今特別市制ノ行ハレテ居ル所ノ三府ノ如キモノモ一方ニ向クテハ即チ  
府アル行政區割ナル府アル一方ニ向クテハ自治體ナル市デアル、此府制  
ナルモノハ市ノ點バカリ見タノデハナイ行政區割ナル府ト自治體ノ市トヲ合  
シテ出来テ居ル、果シテ然ラバ其結果ハ幾ラカ今ノ特別市制ヲ狹メタ如キ觀  
ヲ爲スト云フノハ嘗リ前ノ詰アル、併ナガラ市トシテハ縮小シタカモ知レ  
ヌガ府縣トシテハ或ハ廣ガタ居ルカモ知レタ、一方ノ市ノ方カラバカリ認  
メテ之ヲ縮小シタリト云ハウガ或者ハ之ヲ府ノ方カラ見レバ廣クナシタ云  
フカモ知レス、故ニ是ハ見ル所ニ依クテ異ナルト云フニ外ナリヌ、又參事會  
ノ權域ノコトニ至ツテハ是ハ各條ニ涉リマヌニ依クテ後ニ至ツテ説明ヲ致サ  
ウトトヨマス、第三ノコトニ至ツテ大層府ノ權限ヲ廣メタモノデアル、市長  
ノ權限ヲ廣メタモノデアル官選ノ區域ヲ廣メタモノデアル故ニ選舉干涉ノ誠  
ニ好材料トナリハセメタ云ソ恐ガアルト云フ御質問デアル、立葵者ハ斯様  
ナ選舉干涉ナンドト云フコトヲ眼中ニ置イテ固リ立葵スベキ筈ガナイ選舉  
干涉ヨリ惡ルイコトデアル爲スベキコトハナイノデアル、若レセ之ヲ濫用ス  
ルコトヲ以テ立葵者ハ法律ヲ編ムベキ筈ハナノノデアル、ハナカウト信ズル  
ルコトヲ以テ立葵者ハ法律ヲ編ムベキ筈ハナノノデアル、ハナカウト信ズル  
用フ見テ法律ヲ編ムノデハナイ故ニ斯様ナル選舉干涉ノ恐ハ徹頭徹尾立葵者  
ハナカウト信ズル

○外山正一君 誤解ガアリマスカツ……立葵者ガ選舉干涉ヲレタイト言フテ  
夫デ斯ウ云フモノヲ持出シタト云フノデハナイ併シ是レハ、此法案ト云フモ  
ノハ選舉干涉ニ大變便利ナ様な法案デハナイカ、其處ヲ立葵者ハ何カ氣ガ附  
カナカクタカ、隨分縣知事デモシテ居ラタ方ミモアル、サツ云フ老練ナル  
方ミガアルノニ御氣ガ附カナカクタカト云フノデアル、決シテ立葵者ガ選舉  
干涉ヲシタイガタメニ他日知事ニデモナシテサツ云フ事ヲスルデアラウト云  
フ譯デハナイノデアル

○子爵倉勝達君 本員モ質問ヲ致シマス、段々是迄諸君ノ御質問デ略分シ  
ム所モアリマスガ本員ハ簡單ノ質問デアル、先刻安場君ヨリノ御演説中ニ大  
都會ノ此三都ノ如キハ市長ニテハ十分自治ノ政體ガ満足ニ行ハレナイト云フ  
様ナ御演説ト承ハッタ其處ガ本員ノ一ツ疑ヒノアル所デアル、大都會ニ於テ  
ハ現行ノ市制ノ、自治制ニシテ置テハ甚ダ差支ヘルト云ハレタガ其差支ヘル  
廉ハ市長デハイケナイン之ヲ府長ニスレバ宜シイト云フ様ル、チヨットマヤ解  
釋セラレルノデアル、其處ガ本員ニハ解レ兼ネル、ドウ云フ譯デ此市長ト云  
フモノヲ置テ自治體ヲ布イテ不都合ト云フ廉ガアルカ、ドウモ何ノ不都合ハ

リマス、果シテ然ラバ其ノ如モ惟事會ト云フノ事會ニシテ三府ノ如キ大都會ニ特別ナル制度ヲ布クコトハ何ノ怪ムコトガザリマセラシテ、此制度ニシテ果シテ民ノ幸福安寧ヲ維持スルニ足リ國ノ行政ヲ發達セラシテ、被議者カヲ述べラレマシテゴザイマスルカラ今更ラ申上グル必要ハナインデ、ゴザイマス、唯異論アルヲ防グタメニ一言申上ガテ置キマス。

○外山正一君 被議者ニ私ハ質問ヲ致シマス、第一條ニ「此法律ニ於テ府ト郡ブルハ東京、京都、大阪及其他特ニ勅令ヲ以テ府ト認メタル市街地ヲ云フ」トアリマス、唯類ニ三府ノコトニ限ルヤウニオシヤリマシタガ其他特ニ勅令ヲ以テ府ト認メタル市街地ト云フノ何カ既ニ原案者ニ於テハ横濱デアルトカ名古屋デアルトカ、名古屋ノ如キハ考ニハナイト先刻官ハレタガ人口ノ上カラ云フト名古屋ハ其次ニ來ナケリヤカワヌヤウニナツテ居ル、何處カ何カ目當テガアルノダカ又自當テモナシニ百年カ千年ノ後ニ於テ或ハ之ヲ布クノ必要ガアラウト云フ空漠タル御考デアルノカ但シハ目今ノ處ニ被議者ノ方ニ此法案ヲ以テ之ヲ改正スルノダカ是ガ一ツ伺ヒタヒ夫レカラ先刻安場君ノ御於テハ幾ラカ御當テガアルノダカ是ガ一ツ伺ヒタヒ夫レカラ先刻安場君ノ御述ニナツタトヨリト云フト此法案ト云フモハ今行ハレテ居ル所ノ時別市制デハ統轄上不便ナルコトガアルカラ更ニ統轄ノ順序ノ正シクナルタメニ此法案ヲ以テ之ヲ改正スルノダト云フニヤウニ御説キニナツタヘウニ見ル、サウスルト恰モ特別市制位ナゼノデアルケレドモ更ニ此法案ノ方ガ整頓シテ居ル規則正シイモノアルニ依クテ此法案ヲ以テ換ヘルト云フヤウナ意味デアルカト思フ、今又平田君ガ其處ニ御述ベニシタルノデモ決シテ自治ノ是迄行ハレテ居ル所ノ制ヲ縮小スルノデハナニ、唯市長ノ官選ニ過ギメト御説キニナツタカト思フ、然ルニ本員ガズクト之ヲ見マスルトソントコトデハ決シテナイ、特別市制ドヨロノ騒キデハナイ、ト云フノハ參事會ト云フノハ此法案デハ實ニ漢拔ケノ殻ノヤウニナツテ來ル、市參事會ハ今日大切ナ權ヲ持テ居ルガ其大切ナル權ハ大抵市長ノ方ニ行クチマウンデアル、夫カラ又大ナル異動ガアル、ト云フノハ區長ト云フモノハ今日ノ官選丈ニ止マラズシテ是迄參事會ニ持テ居ラタ様ナ莫大ノ權利ヲ持ツヤウニナツデモ唯今マゾノ自治ノ制度ハ縮小シナイ御考ヘアアルノカ、夫ヲ一ツ伺ヒタヒモウ一ツアル、是ハ善ク發議者諸君ニ於テ御聽取リフ願ヒタヒノデアル、ト云フノハ此制度ト云フモノ精神ハ徹頭徹尾是マデ明治政府ガ自治ノ制度ヲ執ツテヤッテ來ラレタトヨロト背馳シテ居ルヤウニ見ヘル、餘程後ト戻リサセルモノヤウニ本員ニハ見ヘル、最モ恐ルベキ結果アラウカト云フノヲ私ハ氣附イタノガアルガ夫

ス、ト申シマスルモノハ此五十六條ニ凡ソ府ノ行政ノ大綱領ヲ掲ゲテゴザイ  
マス此大綱領ニ依リマシテ見マシテモ今ノ府縣知事カラ見ルト重クナ  
ケレバ相當ヲ得メモノカト思ヒマス、又此警察消防監獄ノコトニナリマシテ  
ハ即チ今日ノ警視廳ノ權限が此方ニ移フテ參照スル、此事ニ附テハ一種ノ  
行政上圓滑ヲ缺クト云フ恐ガアルヤウニ思ヒマスル、夫故ニ此際之ヲ一所ニ  
マイカトマア思ヒマスル、是ハ今日ノ制度ア見マスルト云フト金ノ出シ所ハ  
府デアル、東京府ハ是ハ無論申スマデモナク金ヲ出ス所ハ府デアルテ夫ヲ仕賄  
ス、將ク其職制權限等ニ於キマシテハドウナリマスカ、是ハ何レ勅令ノ定ム  
繩メルコトガ至極穩當アラウト云フ考ヘカラ起ツテ居ルノデゴザリマ  
ヒニナル所ハ一ノ特別ナル官廳ガ仕賄ヲテ居ル傾ギニナツテ居ル、是ハ少シノ  
又行政デゴザリマス、此事ニ專ラ担任スル所ノ其下ニ行政官セナケレバナル  
ノ子爵小笠原壽長君 本員モ質問ヲ致シマス、木員ノ質問ハ諸君ノ御質問ノ  
スルトカ、或ハ奏任官ニスルトカ云フ様ナコト、又其次ニハ此警察消防監獄等  
ノコトヲ指揮監督スルト云フコトガアルカラ、夫テ右様ノ法  
律譯アレバ警視廳ハ無論ニ廢セラレテ今日一般ノ府縣對ノヤクニ東京モ  
ナル様ニ是ニハ見エテ居ルガ果シテ其通ノ精神ニアリマスカ、其一點ヲ承  
リタク

○平田東助君 定ニ御尤ノ御疑ヒデアリマス、ドウモ此官制ノ邊ニナリマ  
スルト質問者カラノ御話セゴザイマス、唯今ノ藤村君ノ意見ニ贊成  
致シマスル、ト申シマスノハ是ハ隨分特別市制ヲ廢スルト云フ 大問題ニナッ  
テ居リマスル、然ルニ此市制ト云フモノハ又隨分箇條モ多クアリマスレバ事  
柄セスノデアリマスカラ、此市制ト云フモノハ恐ラクハ惡ク存ジマセメデ免モ是程ノモ  
ノヲ此儘ニ埋没スルト云フハ如何ニモ殘念デアリマスルカラ是非トモ特別委  
員ニ御掛け下サルコトヲ諸君ニ望ミテ申述ベテ置キマス

○子爵曾我君 本員モ質問ヲ致シマス、木員ノ質問ハ諸君ノ御質問ノ  
メテ夫カラ實際ニ行フ上ニ附テノ得失ヲ考ヘナケレバナラヌノアリマス、  
夫テ此第五十六條ニモ府廳ノ官制云々此法律ヲ以テ定メタルモノヲ除クノ外  
勅令ノ定ムル所ニ依ルトアルノアリマスカラ此法律ニハ是ガ見エテ居ラヌ  
モノハ當然デアルガ併シ此府長ノ官制ト云フセノハ如何ナル仕方ニ出來ルカト  
云フコトヲ假リニテモ定メテナクテハ此法律ノ得失ヲ考ヘルノニ不便テアル  
ニ依テ提出者ニ望ミマスルノハ提出者ノ意見アハ此府長ノ官制デハ凡ソド  
ウ云フ様ナコトニシタラ宜カラウト云フ御考テアルカ、夫ヲ承リタク、例ハバ  
此府長ト云フモノハ勅任官デアリテ大凡是マデノ府縣知事ト對位イノ位置ニ  
スルトカ、或ハ奏任官ニスルトカ云フ様ナコト、又其次ニハ此警察消防監獄等  
ノコトヲ指揮監督スルト云フコトガアルカラ此官制モ總テ此府長ニ屬ス  
タル譯アレバ警視廳ハ無論ニ廢セラレテ今日一般ノ府縣對ノヤクニ東京モ  
ナル様ニ是ニハ見エテ居ルガ果シテ其通ノ精神ニアリマスカ、其一點ヲ承  
リタク

○平田東助君 定ニ御尤ノ御疑ヒデアリマス、ドウモ此官制ノ邊ニナリマ  
スルト質問者カラノ御話セゴザイマス、唯今ノ藤村君ノ意見ニ贊成  
致シマスル、ト申シマスノハ是ハ隨分特別市制ヲ廢スルト云フ 大問題ニナッ  
テ居リマスル、然ルニ此市制ト云フモノハ又隨分箇條モ多クアリマスレバ事  
柄セスノデアリマスカラ、此市制ト云フモノハ恐ラクハ惡ク存ジマセメデ免モ是程ノモ  
ノヲ此儘ニ埋没スルト云フハ如何ニモ殘念デアリマスルカラ是非トモ特別委  
員ニ御掛け下サルコトヲ諸君ニ望ミテ申述ベテ置キマス

○子爵曾我君 本員モ質問ヲ致シマス、木員ノ質問ハ諸君ノ御質問ノ  
メテ夫カラ實際ニ行フ上ニ附テノ得失ヲ考ヘルノニ不便テアル  
ニ依テ提出者ニ望ミマスルノハ提出者ノ意見アハ此府長ノ官制デハ凡ソド  
ウ云フ様ナコトニシタラ宜カラウト云フ御考テアルカ、夫ヲ承リタク、例ハバ  
此府長ト云フモノハ勅任官デアリテ大凡是マデノ府縣知事ト對位イノ位置ニ  
スルトカ、或ハ奏任官ニスルトカ云フ様ナコト、又其次ニハ此警察消防監獄等  
ノコトヲ指揮監督スルト云フコトガアルカラ此官制モ總テ此府長ニ屬ス  
タル譯アレバ警視廳ハ無論ニ廢セラレテ今日一般ノ府縣對ノヤクニ東京モ  
ナル様ニ是ニハ見エテ居ルガ果シテ其通ノ精神ニアリマスカ、其一點ヲ承  
リタク

○平田東助君 定ニ御尤ノ御疑ヒデアリマス、ドウモ此官制ノ邊ニナリマ  
スルト質問者カラノ御話セゴザイマス、唯今ノ藤村君ノ意見ニ贊成  
致シマスル、ト申シマスノハ是ハ隨分特別市制ヲ廢スルト云フ 大問題ニナッ  
テ居リマスル、然ルニ此市制ト云フモノハ又隨分箇條モ多クアリマスレバ事  
柄セスノデアリマスカラ、此市制ト云フモノハ恐ラクハ惡ク存ジマセメデ免モ是程ノモ  
ノヲ此儘ニ埋没スルト云フハ如何ニモ殘念デアリマスルカラ是非トモ特別委  
員ニ御掛け下サルコトヲ諸君ニ望ミテ申述ベテ置キマス

○子爵曾我君 本員モ特別委員ニ付スルコトノ動議ノ大體ニハ贊成ア  
リマスカ

○松岡康毅君 人數ハ申述ベマセヌデゴザイマスガ曾我君ノ九名アリマス  
リマスカ

○安藤則命君 私モ委員ヲ置クコトニハ贊成シマスルガ本案ニ就イテハ未ダ  
十分研究致シマセヌ、此案ハ特別市制ニ付スル關係ヲ致シテ居ルト考ヘル  
元來私ハ現行ノ特別市制ハ甚ダ不當ニシテ今日ハ斷然廢スベキ時期ガ來リシ  
ト存ジテ居ル、又政府ニ於キマシテモ最初市制ヲ發セラレタルト云フ 大問題ニナッ  
テ一般ノ市制ト同様ニ實行サル、コトデアリマシタガ其當時實際差支ノ生ズル  
コトヲ見出シテ此特別市制ガ布カレタルコト、存ジマス、故ニ此特別市制ヲ  
廢スル上ハ至當ナル自治制ヲ布カル、コト、思ヒマスガ然レドモ是ニ就イテ  
ハ此案ハ大關係ガアリマスルデは委員ヲ取設ケテ十分審査ヲ遂ゲテ、又反  
對者贊成者トシ段々議論ガアラウト存ジマスレバ十分戰々テ然シテ後ニ是ハ  
審議スベキモノデアルト考ヘマス、特別委員ヲ設ケルコトハ十五名アリマス  
九名アリモドチラテモ宜シ

○箕作勝祥君 私モ此案ノ贊成者ノ一人デゴザイマスガ丁度先キニ松岡君ガ  
述べラレタ通實ハ相濟マヌ次第アリマスガ中ハ能ク存ジマセヌ、併ナガラ  
私ノ考ハ特別市制ヲ廢シテシマウト云フコトニ若シナリマスルト廢シキリデ  
東京大阪京都ト云フヤウナ最モ全國ニ大關係ヲ有スル所ノ大都會ハ他ノ小都  
會ト同一ニナルモノディマシテモ宜ヒト云フ考ヘデハナイ、即チ何トカ特別  
ニ設ケナケレバナラヌト云フヤウナ考ヲ持テ居リマシタ、其處ニ此案ハ或  
ハ是迄ヨリハ此大都會ノ自治ヲ敗ルト云フヤウナ御説モアリマシタガ自

(有責書記官朝讀)

意見書案  
千島國冬期開航竝電線架設ノ件  
右ノ請願ハ千島ハ日本海トオーコースク海ノ咽喉ヲ扼シ帝國北邊ノ要害ヲ  
占メ其地辽寒ナリト云フト雖之ヲ歐米諸國大都會ノ寒地ニ在ルモノニ比ス

レハ未タ必シセ其下ニ出テス而シテ海産ノ餽カナル擇捉一島ニ於テ極メテ拙劣ナル漁法ヲ以テスルモ尙ホ一年五拾萬圓ノ利益ヲ得陸地ノ如キモ珍禽奇獸多ク樹木森盛地味膏沃擇捉以内へ地漸ク開ケ多量ノ穀菜ヲ產シ極北諸島モ亦耕牧ニ適スルハ占守土人ノ經験ニ徴シテ明カナリ如此必要有望ノ地ニシテ永ク之ヲ寥漠荒蕪ニ委スルモノ其職運輸交通ノ便ナキニ由ラスハアラス冬期航海ノ如キ西海岸ヨリスレハ風威猛烈危險ノ恐レアリト雖東海岸ヨリスレハ四時平穩容易ニ航過スルヲ得ヘク且フ港灣ノ碇泊ニ便ナルモノ亦少カラス然ルニ從來日本郵船會社が毎年千貳百圓ノ補助ヲ得テ擇捉島ヘ定期船ヲ出スモ五月ヨリ十一月ニ至ルノ間年二回ニ止マリ其餘ハ全ク本土ト聲息ヲ絶チ孤島遠隔ノ人ニ異ナラス此等ノ狀況ナルヲ以テ特別保護法ヲ設ケ冬期中毎月二回ノ定期航海船ヲ置キ以テ拓殖地民ノ業ヲ進メ邊疆營備ノ實ヲ舉ケラレタク又冬期航海ニ次キ必要缺クヘカラサルハ電線ナルヲ以テ根室ノ野付岬ヨリ國後ノ泊港、アトエヤ擇捉島ノベロタルベツ、タンモエ紗那留別等ヲ過キモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

明治二十六年十二月 日

貴族院議長 侯爵蜂須賀茂韶

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

○公爵德川家達君 本員ハ請願委員會ノ委員長ノ資格ヲ以テ一言致シタウゴザイマス、此意見書案ノ三項ノ末行ニゴザイマス「日本郵船會社が毎年千貳百圓」トアリマスガ此「貳」「千五百圓」ノ印刷ノ誤謬ヲ以テザイマスカラ左様御承知ヲ願ヒマス、又意見書案ハ唯今期讀ニナリマシタ通ノ趣意デ委員會ニ於テハ採擇スベキモノト議決ニナリマシタ故滿場諸君モ御贊成アランコトヲ希望致シマス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 別ニ御發議ガナイト存ジマスニ依リ別冊及送付候也

明治二十六年十二月 日

貴族院議長 侯爵蜂須賀茂韶

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザイマス、次ニ質屋取締條例改正ノ件、請願會議ヲ開キマス、朗誦ヲ致サセマス

(有賀書記官朗讀)

意見書案

質屋取締條例改正ノ件

右ノ請願ハ質屋營業ハ中等以下ノ人民金融上必要誠タヘカラサル擇捉ニシ

注ク所ノ一大流ニシテ年々漁々泥沙堆積シ川底ノ隆起水田ヨリ高キコト十八尺ノ上ニ出ツルモノアルニ至ルータヒ霖潦ノ到ルヤ潮流汎濫堤塘ヲ破壊シ橋梁ヲ漂蕩シ沿岸人民ノ禍害頻年絶ユルコトナク之カ爲ニ被ムル所ノ損失ヲ算スルニ維新以來二十五箇年間ニテ少クモ四百貳拾五萬圓餘ヲ下ラス其土木費ノ巨額ナルト沿岸人民ノ波擊セルト實ニ想像ノ外ニ出ツルモノアリ本川改修ノ必要ハ舊藩廳セ已ニ之ヲ認メ又明治五年愛知縣廳ニ於テモ其測量ニ着手シ明治二十四年ハ海東郡會ヨリ本年十月ハ海東東西春日井三都會ヨリ縣知事ニ建議シ本川一大工事ハ燒肩ノ急ニ屬セルヲ具シタリ要旁斯ウ云フモノハ其中ニ参考ニ加ヘルガ適當デアラウト云フノデ差出シタコトデゴザイマス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本意見書案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

明治二十六年十二月 日

貴族院議長 侯爵蜂須賀茂韶

(有賀書記官朗讀)

意見書案

質屋取締條例改正ノ件

右ノ請願ハ質屋營業ハ中等以下ノ人民金融上必要誠タヘカラサル擇捉ニシ

○松岡康毅君 是ハ唯今朗讀ノゴザイマシ通ノコトデゴザイマシテ委員會ニ於テハ政府ニテモ此土木ニ關スル委員ヲ設ケテ調べラレテ居ルコトナリ旁斯ウ云フモノハ其中ニ参考ニ加ヘルガ適當デアラウト云フノデ差出シタコトデゴザイマス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半數デゴザイマス、次ニ郡換ノ請願會議ヲ開キマス

起立者 多數

明治二十六年十二月 日

貴族院議長 侯爵蜂須賀茂韶

(有賀書記官朗讀)

意見書案

質屋取締條例改正ノ件

右ノ請願ハ既ニ第一回及第四回帝國議會ニ於テ貴族院へ呈出シタルモノニシテ同縣足利郡富田村ノ内字稻岡寺岡西場ハ足利郡ノ最東部ニ位シ地勢安蘇郡ニ突入シ民情風俗同郡ニ相似タルヲ以テ該三字ノ人民ハ安蘇郡ニ郡換編入ヲ切望スト言ソニ在リ其理由トスル所ハ足利郡衙へノ路程ハ其遠キ三里ニ及ヒ安蘇郡佐野郡衙へ反テ三十町餘ナルコト金銀取引若ハ日常諸般ノ購入物ハ佐野町ニ於テスルコト用水ハ安蘇郡亦見村ヨリ資スルコト該三字人民ハ佐野區裁判所ノ管轄ニ屬シ郵便電信ハ佐野町ヨリ配達スルコト三字ノ内稻岡ハ延寶八年幕府繩入ノ節安蘇郡ト稱セシコト、三字ヲ分離スルモ經濟上全村へ影響ヲ及ボサヘルコト等ノ旨趣ニシテ獨り書面上ニテハ精密ノ調査ヲ爲スニ由ナシト雖要スルニ其利害休戚ニ關スル大ナル

起立者 多數

明治二十六年十二月 日

貴族院議長 侯爵蜂須賀茂韶

(有賀書記官朗讀)

意見書案

質屋取締條例改正ノ件

右ノ請願ハ足利郡富田村ノ内字稻岡寺岡西場ハ足利郡ノ最東部ニ位シ地勢安蘇郡ニ突入シ民情風俗同郡ニ相似タルヲ以テ該三字ノ人民ハ安蘇郡ニ郡換編入ヲ切望スト言ソニ在リ其理由トスル所ハ足利郡衙へノ路程ハ其遠キ三里ニ及ヒ安蘇郡佐野郡衙へ反テ三十町餘ナルコト金銀取引若ハ日常諸般ノ購入物ハ佐野町ニ於テスルコト用水ハ安蘇郡亦見村ヨリ資スルコト該三字ノ内稻岡ハ延寶八年幕府繩入ノ節安蘇郡ト稱セシコト、三字ヲ分離スルモ經濟上全村へ影響ヲ及ボサヘルコト等ノ旨趣ニシテ獨り書面上ニテハ精密ノ調査ヲ爲スニ由ナシト雖要スルニ其利害休戚ニ關スル大ナル

起立者 多數

明治二十六年十二月 日

貴族院議長 侯爵蜂須賀茂韶

(有賀書記官朗讀)

意見書案

質屋取締條例改正ノ件

右ノ請願ハ既ニ第一回及第四回帝國議會ニ於テ貴族院へ呈出シタルモノニシテ同縣足利郡富田村ノ内字稻岡寺岡西場ハ足利郡ノ最東部ニ位シ地勢安蘇郡ニ突入シ民情風俗同郡ニ相似タルヲ以テ該三字ノ人民ハ安蘇郡ニ郡換編入ヲ切望スト言ソニ在リ其理由トスル所ハ足利郡衙へノ路程ハ其遠キ三里ニ及ヒ安蘇郡佐野郡衙へ反テ三十町餘ナルコト金銀取引若ハ日常諸般ノ購入物ハ佐野町ニ於テスルコト用水ハ安蘇郡亦見村ヨリ資スルコト該三字ノ内稻岡ハ延寶八年幕府繩入ノ節安蘇郡ト稱セシコト、三字ヲ分離スルモ經濟上全村へ影響ヲ及ボサヘルコト等ノ旨趣ニシテ獨り書面上ニテハ精密ノ調査ヲ爲スニ由ナシト雖要スルニ其利害休戚ニ關スル大ナル

起立者 多數

明治二十六年十二月 日

貴族院議長 侯爵蜂須賀茂韶

(有賀書記官朗讀)

テ假ニ東京府下質業者ニ就テ之ヲ言フモ其數一千三百餘戸其一箇年貸付金ハ實ニ八百餘萬圓ノ多キニ及フ推シテ全國ノ質業者ト貸付金トヲ算スルトキハ其多衆人民ニ益スル蓋シ渺少ニ非ルナリ夫レ質業ハ概シテ動産物ヲ取扱フ者ナルニ依リ數多ノ質物中時ニ或ハ賦物ナキ能ハス取締上他營業ニ比シ多少ノ檢束アルハ已ムヲ得スト雖現行條例中法文用語ノ峻厳ナル營業者ヲ責ム能ハサルノ事ヲ以テスルノ狀アリ例ヘ條例第三條中ノ質入主及證人ノ實印ヲ徵スル如キ第四條第五條中ノ身元ヲ詳ニスル如キ第六條ノ盜罪詐欺取財ノ刑ヲ受ケタル者ヨリ質物ヲ取りタルトキ警察署ニ届出シル如キ第八條ノ流質物質拂目錄差出方ノ如キ第十一條中ノ品觸到達以後一年間類似物品發見届出方ノ如キ等ハ多クハ實際ニ行ハレス當時立法者注意ノ至ラサルモノアルニ似タリ近時執法官モ頗ル此ニ觀所所アリ稍其應用ヲ寛ニセラルゝモノナキニ非スト雖法文已ニ彼カ如クナルカ故ニ往々不慮ノ刑ニ處セラルゝ者亦少カラス營業者ノ困難言フヘカラサルヲ以テ條文中實行ニ適セサルモノハ或ハ改正シ或ハ削除セリレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願立ヲ請ロマス

○松岡康毅君 是ハ質屋條例ノ改正ヲ請願シテ居リマスモノデゴザイマシテ質屋ノ條例ハ皆サン御承知ノ通モウ大分年數ノ古イモノデゴザイマシテ制定レマンシタ當時ヨリ今日ニ至ルト餘程實際ニ不都合ノ廉ガアルト云フ共簡條ヲ舉ゲマシテ改正法律案マデ具ヘテ請願シテ居リマスモノデゴザイマシテ請願委員ニ於キマシテハ此改正法律案ガ悉ク宜イト云フ譯テハゴザイマセバ何共多少條例ハ改正ヲナシテ然ルベキモノト見込ミマシタカラ本院ノ議ヲ經テ政府ニ送付スルコトヲ適當ト見込シテ今日諸君ノ御贊成ヲ求メテ譯テアリマス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 表決ニ付レマス、意見書案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ロマス

起立者 多數

明治二十六年十二月 日

貴族院議長 侯爵蜂須賀茂韶

(有賀書記官朗讀)

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

○松岡康毅君 是ハ前回ニセ出マシタ唯今御聽キノ通ノ次第デゴザイマス

起立者 多數

明治二十六年十二月 日

貴族院議長 侯爵蜂須賀茂韶

(有賀書記官朗讀)

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

○松岡康毅君 是ハ前回ニセ出マシタ唯今御聽キノ通ノ次第デゴザイマス

起立者 多數

明治二十六年十二月 日

貴族院議長 侯爵蜂須賀茂韶

(有賀書記官朗讀)

○松岡康毅君 是ハ前回ニセ出マシタ唯今御聽キノ通ノ次第デゴザイマス

起立者 多數

明治二十六年十二月 日

貴族院議長 侯爵蜂須賀茂韶

(有賀書記官朗讀)

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

○松岡康毅君 是ハ前回ニセ出マシタ唯今御聽キノ通ノ次第デゴザイマス

起立者 多數

明治二十六年十二月 日

貴族院議長 侯爵蜂須賀茂韶

(有賀書記官朗讀)

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

○松岡康毅君 是ハ前回ニセ出マシタ唯今御聽キノ通ノ次第デゴザイマス

起立者 多數

明治二十六年十二月 日

貴族院議長 侯爵蜂須賀茂韶

(有賀書記官朗讀)

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

○松岡康毅君 是ハ前回ニセ出マシタ唯今御聽キノ通ノ次第デゴザイマス

起立者 多數

明治二十六年十二月 日

貴族院議長 侯爵蜂須賀茂韶

(有賀書記官朗讀)

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

○松岡康毅君 是ハ前回ニセ出マシタ唯今御聽キノ通ノ次第デゴザイマス

起立者 多數

明治二十六年十二月 日

貴族院議長 侯爵蜂須賀茂韶

(有賀書記官朗讀)

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

○松岡康毅君 是ハ前回ニセ出マシタ唯今御聽キノ通ノ次第デゴザイマス

起立者 多數

明治二十六年十二月 日

貴族院議長 侯爵蜂須賀茂韶

(有賀書記官朗讀)

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

○松岡康毅君 是ハ前回ニセ出マシタ唯今御聽キノ通ノ次第デゴザイマス

起立者 多數

明治二十六年十二月 日

貴族院議長 侯爵蜂須賀茂韶

(有賀書記官朗讀)

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

○松岡康毅君 是ハ前回ニセ出マシタ唯今御聽キノ通ノ次第デゴザイマス

起立者 多數

明治二十六年十二月 日

貴族院議長 侯爵蜂須賀茂韶

(有賀書記官朗讀)

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

○松岡康毅君 是ハ前回ニセ出マシタ唯今御聽キノ通ノ次第デゴザイマス

起立者 多數

明治二十六年十二月 日

貴族院議長 侯爵蜂須賀茂韶

(有賀書記官朗讀)

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

○松岡康毅君 是ハ前回ニセ出マシタ唯今御聽キノ通ノ次第デゴザイマス

起立者 多數

明治二十六年十二月 日

貴族院議長 侯爵蜂須賀茂韶

(有賀書記官朗讀)

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

○松岡康毅君 是ハ前回ニセ出マシタ唯今御聽キノ通ノ次第デゴザイマス

起立者 多數

明治二十六年十二月 日

貴族院議長 侯爵蜂須賀茂韶

(有賀書記官朗讀)

## 官報號外 明治二十六年十二月十九日 火曜日 内閣官報局

## ○第五回 貴族院議事速記錄第十號

明治二十六年十二月十八日(月曜日)午前十時四十分開議

議事日程 第十號 明治二十六年十二月十八日

午前十時開議

第一 國稅徵收法中改正法律案(政府提出)

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第三 東京砲兵工廠据置運轉資本增加ニ關スル

法律案(政府提出)

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第五 明治二十三年法律第五十九號商法施行條例

追加法律案(衆議院提出)

第一讀會ノ續(特別委員長報告)

第一讀會

候也

明治二十六年十二月十五日 衆議院副議長 楠本 正隆

貴族院議長侯爵須賀茂留君

國稅徵收法中改正法律案

明治二十二年法律第九號國稅徵收法中左ノ通改正追加ス

第六條ニ左ノ一項ヲ追加ス

納稅人非常ニ罹災ニ罹金ヲ納ムルコト能ハスト認ムルトキハ大藏大臣ハ其ノ狀況ニ依リ被害當時ノ未納稅金及被害後六箇月内ノ納期ニ係ル

稅金ニ限り其ノ納期限後十二箇月ヲ限度トシ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第十條納期アルモノハ特別ノ規程又ハ事由アルモノヲ除クノ外該納期ノ

十五日以前納期數日ニ満ルモノハ隨時收入ニ係ルモノハ其ノ納期日ヲ

十五日以前ノ十五日以前ノ云フ發スヘシ

定一徵稅令書若クハ徵稅傳令書ヲ發スヘシ

第十一條第八條前段ノ場合ニ於テハ各納稅人ハ稅金ヲ市町村收入役ニ拂

込ミ其ノ領收證ヲ得テ納稅義務ヲ了ルモノトス

第八條後段ノ場合ニ於テハ各納稅人ハ稅金ヲ金庫ニ拂込ミ其ノ領收證ヲ

得テ納稅義務ヲ了ルモノトス

第十二條市町村ハ其ノ徵收シタル稅金ヲ金庫ニ拂込ミ其ノ領收證ヲ得テ

義務ヲ了ルモノトス

前項拂込ミ期限ハ納期限後三日以内トス

第十三條市町村長ハ納期限ヲ過キ稅金ヲ完納セサル者アルトキハ其ノ滯

納ノ稅目金額及滞納人ノ住所氏名ヲ記載シ納期限後三日以内ニ之ヲ收入

官吏ニ報告スヘシ

第十四條納稅人他ノ負債ノ爲メ強制執行ヲ受ケ又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタ

ルトキハ既ニ徵稅令書ヲ發シタルモノニ限り未タ其ノ納期ニ至ラセルモ

國稅徵收ノ權利ハ總テノ債權ニ先ツモノトス

酒類營業造石稅ニ於テ其ノ課額既ニ定リタル稅金ニ付テハ其ノ徵稅令書

ヲ發セサルモノ唯前項ニ同シ

第十七條徵稅令書若クハ徵稅傳令書ヲ發セス又ハ之ヲ發シタルモノ其ノ徵

稅收ヲ爲サシテ納期限ニ翌日ヨリ起算シ滿三年ヲ經過シタルトキハ納稅

人ハ其ノ義務ヲ免ルモノトス

(政府委員田尻稻次郎君演説二登化)

○政委員(田尻稻次郎君) 唯今則讀ニナリマシタル國稅徵收法中改正案デ

ゴザリマスガ是ハ略く理由書且ツ又各條ニ涉サテ既ニ御熟覽ヲ賜クタデアリ

マセウガ約マル所はマテノ徵稅法中ニ少シク形式ニ泥ミマシテ取扱ニ不便ナ

コトモアリマスシ夫ニ附キヤマシタル府制法案特別委員ニ當選ノ氏名ヲ書記官

長ヲシテ朗讀致サセマス

(金子書記官朗讀)

府制法案特別委員

七十四點 平田 東助君

六十八點 藤村 紫朝君

五十九點 山脇 玄君

五十三點 小畑 美穂君

五十二點 公爵近衛 篤磨君

小原 重哉君

○議長(侯爵須賀茂留君) 是ヨリ會議ニ取扱リマス、國稅徵收法中改正法

律案、政府提出衆議院送付、第一讀會ヲ開キマス、朗讀致サセマス

右政府提出案日本院ニ於テ可決セリ仍テ議院法第五十四條ニ依リ及送付

(有賀書記官朗讀)

一國稅徵收法中改正法律案

貴族院議事速記錄第十號

明治二十六年十二月十八日

議長ノ報告

國稅徵收法中改正法律案 第一讀會

一〇五



○子爵酒井忠彰君（秋八櫻閣）　併シ既ニ村田君ニ許シマンシタガ  
○議長（侯爵峰須賀義龍君）　併シ既ニ村田君ニ許シマンシタガ  
○村田保君　質問ナラアナタナサレマシテ宜ウゴザイマス  
○子爵酒井忠彰君　一寸代理委員長ニ御尋ねシタイ唯今衆議院ヨリ回ツテオ  
ル所ノ案ヲ修正シタ理由ヲ御述ベニシテ能ク分リマシタガ併シ此別ノ法規  
ヲ以テ株式會社ト定メタルモノハ附記スルヲ要セスト云フ此明文ニ御書  
ニナツタ事柄ト云フモノハ詰リ株式會社其物ハ有限責任デアルト云フコト  
示シタモノデアラウト考ヘマス、所謂商法ノ規程ニ依テ株式會社ト云フ  
ノハ有限責任デアルト云フコトヲ示シタモノデ隨分別ノ條例ニ依リマシ  
……銀行條例トカ鐵道條例トカアヽ云フ一種特種ノ條例ニハ是マデノ慣習  
アリマスカ何アリマスカ知レマセヌケレドモ隨分場合ニ依リマスルト其  
式タル文字ガナクトモ有限ア實行サレタ話デアルヤニ承知致シテ居リマス  
其精神タルヤ有限ト云フコトハ敢テ問ハズ唯株式會社ト云フ字ヲ存シナイ  
過ギナイト云フ精神デ此修正ヲ加ヘラレタモノデアリマセウカ、實ハ私利  
考ニハ法律ノコトハ能ク存ジマセケレドモ商法ノ總則第二條ノ明文ニモ  
リマス通リ一種ノ商人特種ノ商人或ハ特別ノ法律ヲ以テ規定サレテ居ルモ  
ハ此商法ニ妨ゲラル、コトナシト云フコトニナツテ居リマスカラ所謂銀行  
例トカ鐵道條例トカノ範圍内ニ於テ極シテ居ルモノハモウ取リモ直サズ有  
デアリマセウ、既ニ國立銀行ノ例デ言フト飯山ノ二十四銀行第八銀行ノ如  
閉店舗店ヲ命セラレタ銀行モ既ニ有限責任ヲ以テ實行サレテ居リマス、體  
本員ガ御尋ネ致シタイノハ即チ此精神ハ有限無限ト云フコトハ……是ハ唯  
式會社ト云フ文字ヲ被ラセナイト云フ精神カラ起シタト思ヒト少シ心配ノ  
タト云フモノハ私立銀行ニモ幸聯ヲ及ボシハシナイカト思ヒマス、法律ノ  
トハ能ク知リマセヌガドウカ能ク了解致スヤウニ御辯明ヲ願ヒタイト思ヒ

ス、私ハ其明白ナリト云コトノ一ツ説明ヲシマセウト思フコトハ成ニベ  
此衆議院ノ様ニ特ニ法律ヲ以テ定メタル株式會社ハ附記スルヲ要セス」  
ヘバ諸リ性質上株式會社ナレバ入ラスト云フ意味ニナルト思フ、然ルニ之  
特別ノ法律ヲ以テ株式會社ト定メタルト云ノコトニナルト特別ノ法律ア  
テ株式會社ト定メナクテハナラズ、夫ハドウ云フ風ニ現行法ニ在ルカト  
コトヲ考へテ見ルト唯貯蓄銀行丈デ、是ニハ資本ガ一万圓以上テ株式會社  
ナケレバナラヌゾト云フテアリマスガ國立銀行正金銀行日本銀行ニハ必  
ウ云フコトハナイ、獨リ貯蓄銀行丈ハ資本ガ一万圓以上テ株式會社デナラ  
バナラヌゾトスウアルカラ特別ノ法律ヲ以テ株式會社ト斯ウ定メテアリマ  
ガ其他ノ者ニハ株式會社ト定メテアルモノハナインデアル、夫ヲ斯ウ云コ  
ニ修正致シマスト却シテ獨リ貯蓄銀行ノ様ナモノバカリ目ヲ附ケルト云コ  
ウナ疑ヲ招クコトニナル、夫ヨリハ寧ロ初カラ衆議院カラ書イテ出マシ  
ナ方ガ其懸ニ至ラテ疑ガナイト思フ、夫ニ箕作君ノ言ハレルニハ特ニ定メ  
ト云フト獨リ今マデノセノアナク商法ヲ以テ定メタルモノモニ矢張特ニ定  
ルモノダト云フ御詔デアルガ、一體商法施行條例ノ八條ト云フモノハ決  
商法ニ依クテ定メタルモノト云フコトデハナイ、アレハ既設ノ會社ノコ  
言シタノデアル商法發布前ノ會社ノコトヲ定メタルモノノアリマスカラ  
ノ疑ハ入ラスト思フ、且ツ夫ノミナリマセズ一昨日此案ヲ議事日程ヲ變  
テ極ク緊急問題ダカラト言ッテ議題ニ出シタモノノラ同ジ意味モ違ハズト  
白ニスルトカ云フコトデ又之ヲ衆議院ヘ回ス様ナコトハ餘計ナ手數ト田  
夫モ意味ガ違フトカ或ハ斯ウスレバ明白ニナルトカ云フコトナレバ宜シ  
私共ハ却テ明白ニナラスト思フカラ矢張はハ折角委員諸君ガ是丈ニ御修  
ナリマシタガ矢張衆議院ノ儘ガ宜イト思ヒマスカラ衆議院ノ方ヲ私ハ贊  
致シマス

○男爵小松行正君 本員ハ一寸箕作君ニ御質問致シマス、此修正ノ通ニ  
ハ贊成デゴザイマスルガ此修正デ見マスルト「但特別ノ法律ヲ以テ株式  
ト定メタルモノハ附記スルヲ要セス」ト斯ウ云ノ修正デゴザイマス、然  
明治二十年一月勅令第二十九號ガ濱正金銀行條例デゴザイマス、此案  
法律トバカリ單ニ言フテゴザイマス、併ナカラ勅令ノモノガゴザイマス、  
法律ハ此勅令モ含ンデ居ルト云フコトデゴザイマスレバ宜シウゴザイマ  
ガ若シ舍マヌト云フコトデゴザイマスルト或ハ勅令ト云フ字ヲ入レマシ  
正セネバナラスカト思ヒマス、一寸是丈ヲ御質問致シマス

○箕作麟祥君 今度ハ簡単デゴザイマスカラ演壇ヘハ出マセヌ、唯今ノ  
男爵ノ御質問ノコトモ委員會デハ何ニモサツ云フ問題ハ起リマセヌアシ  
夫デ衆議院ノ述記録ヲ見マスルト云フト矢張濱正金銀行條例ハ勅令デ  
カラ此法律ト云フ字ノ中ニ這入ルトカ這入ラストカ云フヤウナ論ハナカ  
様ニ覺エテ居リマスガ唯今ノ御話デ見ルト是ハ勅令デアリマスケレドモニ  
分ノ法律ト云フモノハ布告トカ勅令トカ云フ色ミニナツカ居リマスカラ

○箕作麟祥君 御答致シマス、唯今ノ御尋ネノコトハ委員會デハサウ云フ間題ハ出ナカッタノデゴザイマス詰リ衆議院カラ來メ所ノセノハ是デ宜シイケレドモ文字ガ少々不完全デアルカラ改メタト云フ丈ニコトデ唯今ノ様ナコトハ研究致シマセヌガ併ナガラ此衆議院カラ提出ニナツタ精神ヲ見マシテモ是ハ株式會社ノコドニ限ルコトノ様デ、成ル程様式ハ有限デアツチ無限デナイト云フコトハ知レキッタコトデゴザイマスガ此商法ノ施行前ニハ色々ニ區キニコトガ出テ居リマスカラ一概ニハ言ヘマセヌガ、唯今酒井子爵カラ他ノ株式デナイモノノデ有限責任ノモノハドウデアルト云フ御尋ネゴザイマシタガ其事ハ恐ラクハ衆議院提出ノ案デモ此但書ノ中ニ入レメ積デアラウト思ヒマス、又私共モ講究ハ致シマセメデシタガ有限責任ニナツチ居ラズモ株式ニハナツテ居リマセバカラ其中ニハ這入ワヌモノト私ハ御答スルヨリ外ハナイト思ヒマスガ併シ唯今申上ダマス通打明ケマシタ話ガ委員會デハ一向論ガナカタノデアリマスカラ私ノ説トハ反對デ大デハイカメト云フ人ガゴザイマスカモ知レマセヌガ私ノ意見ヲ申スノアリマス、委員長代理ト云フコトデゴザイマシタガ私一己ノ御答デゴザイマスカラドウカ其御積デ……

○村田保君 木賀セ演壇へ出テ申上グル程ノコトハゴザイマセメケレドセ白席デ申スト必ズ御詠請ガアラウト思ロマスカラ豫メ演壇ヘ出マシタ、私ハ衆議院ノ案デモ或ハ此修正案デモ宜シイト實ハ思フテ居リマシタガ然ル座唯今算作君カラ御説明ガアリマシタ夫ヲ承フテ見ルトドウモ一言發シナクテハナラメト云フ心ガ生ジマシタノデ、一體私ハ私一己丈ノ考デ見マスルトコソハナモノハ出サヌデモ宜シイト思フ、畢竟施行條例ノ八條ヘアア云フモノヲ設ケタト云フモノハ此マデノ會社ト云フモノニハ或ハ有限モアリ無限モアリ株式アリ株式デナインモセゴザイマスカラシテ夫故ニ株式ハ株式トナリ合資ハ合資名ハ合名トニ會社ヘ被ラセロト云フコトヲ設ケタセノト思フ、然ルニ其會社ノ初ニ性質ニ於テ株式會社ト云フ性質ノ明ナルモノナラバ殊更ニ株式ト云フヨコトヲ掲グナクテモ宜シイ既ニ日本銀行トカ國立銀行トカ正金銀行トカ貯銀行トカ云フモノハチヤント株式會社ト云フコトハ初カラ分ッテ居リマスカラ夫ニ一加ヘナクテモ宜シイト云フ私ハ考ナシ持ツテ居リマス、然ル處此問題ハ法律家ガ集ルト三人寄レバ三人トモ其說ガ達ツテ居ル、或ハ是ハ總テ日本銀行ニシロ或ハ國立銀行ニシロ總テ是ハ被ラセナクテハナラヌト云フ説モアリマスルシ或ハ日本銀行ニハ入フヌケレドモ國立銀行ニハ必ズ株式ト云フ字ヲ被ラセノクテハ往カメト云フ考フ以テ居人セアルト云フヤウニ三人集レバ三人丈意見ガ達ツテ居リマスカラ衆議院カラ出タヤウナ但書ヲ加ヘルノハ極タ明ニナクテ宜カラウト思ヒマス、所ガ筆作君ノ修正ノ理書ヲ承ツテ見マスルト意味ハ少モ達ハナイ唯之ヲ明白ニスルバカリニ止マルカラ衆議院ヘヤレバ同意スルニ達セナイカラ斯ウシタト是不ノ説明デアル私ハ是ハ意味ニ於テ却クテ明白デナイト云フ考ヲ持ツテ居リマ



タカラ大略ヲ申シテ……

(「聽ニマセメ演壇デ」ト述フル者アリ)

(「一般ニ聽エナイカラ演壇デドウカ」ト述フル者アリ)

○男爵小松行正君 本員ハ第一讀會ノ時ニ當リマシテ申シマシタ通、但特別

ノ法律ヲ以テ株式會社ト定メタルモノハ附記スルヲ要セスト云フ條文ノ所

ヲ修正致シマシテ「但特別ノ法令ヲ以テ」ト「律」ト云フ字ヲ「令」ト改正スル修

正ヲ提出致シマス、其理由ハ先刻カラ度々申述ベマシタノデ諸君モ御承知ニ

ナクテ居ル譯アリマス、唯「律」ヲ「令」ト變ヘマスル次アリマスカラ、諸君ニ於キマシテ御贊成ヲ下

嘆ナト長ク辯ジ、スル要ハゴザイマセヌカラ、諸君ニ於キマシテ御贊成ヲ下

サレマスレバ即チ修正ニナリマスルコトアリマスカラ、本員ハ夫丈ヲ一言申

上ダテ置キマス

(「ドウカ修正案ヲモウ一過御朗讀ヲ願ヒマス」ト述フル者アリ)

○平田東助君 私ハ小松男爵ノ修正說ニ贊成ヲ致シマスデゴザイマスガ、明

治十九年ニ公布式ヲ定メラレマシテ法律ト勅令トノ區別ヲ明ニシテアリマ

ス、諸君モ皆様御承知ノコトアリマス、成ル程其當時ハ今日ノ讀會開設ト

達ヒ確ト明瞭ノ區別ハナイ、併ナガラ此十九年以前ノ如キハ布告ト云ロ布達

ト云ヒ達ト云ヒ大ニ區別ヲ混同シテ居リシタ、此時ニナリマシテ法律ト命

令ト自ラ性質ガ判然トシタノデアリマス、且ツ法律トナルモノハ大抵皆元老

院ノ議ニ付セラレマシタモノテ而シテ勅令ハ議ニ付セラレズ多クハ直ニ發布

セラレタト云フ事實モゴザイマシタ、今日此法律ト云フ文字ノ中ニ勅令モ含

蓄シテ居ル様ニ見エマス、如何ニモ解釋上見エナイ様ナコトモアリマセヌガ

僅ニ一字ノ修正ヲ惜ムコトハナイ既ニ委員ニ於テモ明瞭ニシタイト云フタメ

ニ修正ヲ加ヘラレタ程ノ次第デゴザイマスカラスノ如キコトハ事柄ヲ明瞭ニ

シテ置カレタ方ガ必要ト考ヘマス、故ニ本員ハ小松男爵ノ修正說ニ贊成ヲ致

シマス

○子爵松平信正君 本員ハ飽クマデ衆議院ヨリ送付ニナクテ案デ能ク分ナリ

ト思ヒマスカラ衆議院ノ配付案ニ贊成シマス、多言ヲ要シマセヌ、即チ原案

ニ贊成

○馬場道久君 私モ衆議院カラ回ツテ居ル原案ヲ贊成致シマス

シテ置カレタ方ガ必要ト考ヘマス、故ニ本員ハ小松男爵ノ修正說ニ贊成ヲ致

シマス

○子爵松平信正君 本員ハ飽クマデ衆議院ヨリ送付ニナクテ案デ能ク分ナリ

ト思ヒマスカラ衆議院ノ配付案ニ贊成シマス、多言ヲ要シマセヌ、即チ原案

ニ贊成

○議長(侯爵峰須賀茂龍君) 少數デゴザイマス、原案ヲ可トスル諸君ノ起立

ヲ請ヒマス

○議長(侯爵峰須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス

○伯爵大原重朝君 唯今ニ讀會入濟ミマシタコトアゴザイマスレバ引續キマ

ス

○議長(侯爵峰須賀茂龍君) 小松男爵ノ修正案ハ定規ノ贊成ガゴザイマセ

ス、決ヲ採リマス、委員ノ修正ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(侯爵峰須賀茂龍君) 少數デゴザイマス、原案ヲ可トスル諸君ノ起立

ヲ請ヒマス

○議長(侯爵峰須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス

○伯爵大原重朝君 唯今ニ讀會入濟ミマシタコトアゴザイマスレバ引續キマ

ス

○議長(侯爵峰須賀茂龍君) 次ノ議事日程ハ定メ兼ネマスニ依ッテアトヨリ

御報告ヲ致シマス本日ハ散會

午後零時二分散會

| 貴族院議事速記録正誤 |    | 正誤 | 行誤 | 段行誤 | 頁   |
|------------|----|----|----|-----|-----|
| 一〇二        | 上  | 四  | 正  | 一〇二 | 一〇二 |
| 二四         | 四  | 正  | 二四 | 二四  | 二四  |
| 三項         | 三項 | 三項 | 三項 | 三項  | 三項  |
|            |    |    |    |     |     |

シテ日程ヲ追加シテ三讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス

○三浦安君 贊成

○山田卓介君 贊成

○子爵平松時厚君 贊成

○宮本小一君 贊成

○鈴木傳五郎君 贊成

○子爵長谷信篤君 贊成

○男爵渡邊清君 贊成

○子爵由利公正君 贊成

○議長(侯爵峰須賀茂龍君) 大原伯爵ヨリ議事日程ヲ變更シテ直ニ第三讀會ヲ開クト云フ動議ガ出テ居リマス、此動議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(侯爵峰須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス、直ニ第三讀會ヲ開キマス、期讀ハ省略ヲ致シマス、第二讀會ノ決議案即チ原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(侯爵峰須賀茂龍君) 過半數デゴザイマス、依ッテ可決セラレマレテゴザイマス、先刻議長ヘ御依託ニナリマシタル二ツノ案ノ特別委員ヲ選定致シマシタニ依ッテ書記官長ヲシテ期讀致サセマス

○議長(侯爵峰須賀茂龍君) (金子書記官長期讀)

國稅徵收法中改正法律案特別委員

子爵大河内正贊君 尾崎三真君 三浦安君

渡邊驥君 中村博愛君 湯地定基君

松本鼎君 平田東助君 角田林兵衛君

東京砲兵工廠据置運轉資本增加ニ關スル法律案特別委員

伯爵上杉廣憲君 子爵曾我祐準君 子爵米津政敏君

子爵松平康民君 原田一道君 松岡康毅君

村田經邦君 木下廣次君 野崎武吉郎君